

【 】内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

【参考資料 1 - 1】

赤字：今後補正申請により記載を見直す箇所
太字斜体：改訂箇所

【加工事業変更許可申請書の内容の保安規定への反映項目確認】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第一条（定義、安全）		重要な施設 関係	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所
1-1	2	ロ、加工施設の一般構造 「加工の事業を行う者として、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全の追求に終わりは無いという意識をもって安全のあるべき姿を目指す。」	(保安品質方針) 第6条 社長は、保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。 (1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。 (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	(保安品質方針) 我々は、決して東電福島第一事故を忘れない。安全の追求には終わりのないことを肝に銘じ、保安品質に関する活動方針を定める。 方針1 安全第一を行動のよりどころとする。 方針2 自らの役割を認識し、責任を誠実に果たす。 方針3 懸念がある場合は、迷わず意見を表明する。 方針4 「人の安全」、「製品の安全」、「工場の安全」を担保するため、保安品質を不断の努力により向上させる。 方針5 法令を満足するだけでなく、社会に受け入れられ、感謝されることを常に目指す。
	2	ロ、加工施設の一般構造 最新の知見を反映するとともに最も効果的な安全対策を表現し、公衆の安心感の獲得につなげる。」という基本方針のもと、加工施設は、以下に示す設計方針に基づき安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）等に適合する設計とする。	(設計・開発に用いる情報) 第12条の2 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 (1) 機能及び性能に係る要求事項 (2) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの (3) 関係法令 (4) その他設計・開発に必要な要求事項	(基保-021「設計管理基準」) 4. 設計の管理方法 改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を表2に示す。 表2 改造の各段階の管理方法 設計へのインプット（保安規定第12条の2） (1) 設計者は、施設及び設備の要求事項に関するインプット（以下、設計条件という）を明確にし、要保-283「設計関連文書作成要領」に基づき「要求品質確認表」を作成する。表5に設計条件に含める事項を示す。 表5 設計条件に含める事項 c) 関係法令 ① 放射線安全設計 ② 環境安全設計 ③ 臨界安全設計 ④ 地震に対する安全設計 ⑤ 津波に対する安全設計 ⑥ 地震・津波以外の自然現象に対する安全設計 ⑦ 火災・爆発に対する安全設計 ⑧ その他の安全設計 (要保-283「設計関連文書作成要領」) (6) 要求品質確認表（様式-6） c) 関係法令
	5-1	イ、安全設計の方針 (イ) 基本方針 本加工施設の安全機能を有する施設は、以下の基本方針の下に安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）等に適合する設計とする。	(被ばくの低減措置) 第50条 各部長 は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。	(基保-001「放射線管理基準」) 10. 被ばくの低減措置 10-2 作業方法の立案(第50条第1項) 各部長は、工事作業計画の策定にあたり、「合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減する」ため、「遮へい」「距離」「時間」の外部被ばく防護の3原則を有効に利用すると共に内部被ばくの防護の観点（作業場所の核燃料物質を少なくする。作業前に湿式除染する。防護具を着用する。）から立案する。 放射線業務従事者は、作業標準または工事作業計画に則り、放射線による被ばくを低くする。
	5-1	イ、安全設計の方針 (イ) 基本方針 (1)加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。	(保全重要度の設定) 第62条の4 各部長 は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。保全活動は保全重要度に応じたものとする。	(基保-018「補修及び改造基準」) 4. 保全活動 4.2 保全重要度の設定 各部長は、選定した保全対象範囲について、範囲と安全機能を明確にした上で、要保-371「保全対象範囲及び保全重要度設定要領」に基づき、表2に示す保全重要度を設定する。保全活動は保全重要度に応じたものとし、達成状況を明確にする。 (要保-371「保全対象範囲及び保全重要度設定要領」) 4. 保全重要度の設定 各部長は、基保 018「補修及び改造基準」に示された保全重要度を図1に示すフローに従い、設定する。 図-1 保全重要度選定フロー
	5-1	イ、安全設計の方針 (イ) 基本方針 (4)安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保するように設計する。 通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮できるようにし、他の原子力施設と安全機能を有する施設を共用する場合には、加工施設の安全機能を損なわない設計とする。	(設計・開発に用いる情報) 第12条の2 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 関係法令	(基保-021「設計管理基準」) 4. 設計の管理方法 改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を表2に示す。 表2 改造の各段階の管理方法 設計へのインプット（保安規定第12条の2） (1) 設計者は、施設及び設備の要求事項に関するインプット（以下、設計条件という）を明確にし、要保-283「設計関連文書作成要領」に基づき「要求品質確認表」を作成する。表5に設計条件に含める事項を示す。 表5 設計条件に含める事項 c) 関係法令 ① 放射線安全設計 ② 環境安全設計 ③ 臨界安全設計 ④ 地震に対する安全設計 ⑤ 津波に対する安全設計 ⑥ 地震・津波以外の自然現象に対する安全設計 ⑦ 火災・爆発に対する安全設計 ⑧ その他の安全設計 (要保-283「設計関連文書作成要領」) (6) 要求品質確認表（様式-6） c) 関係法令 【事業許可の要求は、他の原子力施設と安全機能を共用する場合に関するものであるが、当要求は、関係法令として加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第十四条第5項の事項へ対応するものであり、(3)関係法令に含めて対応している】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-5	5-215	(ii) 五因子法の各パラメータの設定 ①地震によって影響を受ける可能性のあるウラン量 MAR 貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理している。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (核燃料物質の貯蔵) (核燃料物質の貯蔵) 第70条 <u>各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</u> (5) <u>核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ⑤ <u>燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</u> 【要保-107 加工施設の操作要領（燃料製造部） 別紙-2 核燃料物質の最大貯蔵数量に上記について定める。】 (基保-032「加工施設の操作基準（品質保証部）」 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ④ <u>品質保証部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</u> 【要保-176 加工施設の操作要領（品質保証部）に、管理する貯蔵設備と、上記の内数管理について定める】
	5-222	(ii) 五因子法の各パラメータの設定 ①竜巻によって影響を受ける可能性のあるウラン量 MAR 貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数である。		
1-8	5-217	DR の設定の考え方 保護容器は1段置きで取扱い時には最大高さを1m以下で管理するため落下しても破損は生じない。	—	— 【事業許可の要求事項は「貯蔵容器I型」に対する個別要求である。「貯蔵容器I型」は、「(5066)粉末・ペレット貯蔵容器I型」であり、後半申請の施設であるため、後半申請施設の適合確認に係る保安規定の変更で対応する】
	添5別ヌ-2	DR を設定するに当たって考慮した事項と設定の考え方 4. 保護容器（旧輸送容器）に対する考慮 貯蔵容器I型の設置に当たっては、添図1-1に示す固縛方法によって1段置き状態で設置し、1.0Gの水平地震力に対して転倒を防止する。 取扱い時においても、最大高さ約1m以下とすることによって、落下、転倒しても、貯蔵容器I型に収納した閉じ込め機能を有する粉末保管容器が損傷を防止する。	—	—
	添5別ヌ-4	添図1-1 貯蔵容器I型の固縛方法		
	添5別ヌ-2	DR を設定するに当たって考慮した事項と設定の考え方 4. 保護容器（旧輸送容器）に対する考慮 貯蔵容器I型については、添表1-1に示すように閉じ込め及び臨界安全の観点から、現状の粉末保管容器の収納作業時及び巡視時に外観確認による健全性の確認に加え、AF型輸送物の設計として認可を受けていた旧輸送容器の定期自主検査と同様の検査を保安規定に定め実施することによって、旧輸送容器の性能を維持していることを確認する。 添表1-1 旧輸送容器 (NT-IX型) 定期自主検査 検査項目 外観検査 検査方法 内容器内面、外容器外面等を目視により、有害な傷、割れ等がなく、塗装、形状に異常がないことを検査する。 検査項目 密封容器の弁、ガスケット等の検査 検査方法 内容器ガスケットを目視により、密封性能を損なう傷、損耗のないことを検査する。 検査項目 未臨界検査 検査方法 密封境界である内容器の水密性の維持のため、ガスケット、ボルト、内容器蓋内面を目視等により、有害な傷、割れ、損耗がないことを検査する。	—	— 【事業許可の要求事項は「貯蔵容器I型」に対する個別要求である。「貯蔵容器I型」は、「(5066)粉末・ペレット貯蔵容器I型」であり、後半申請の施設であるため、後半申請施設の適合確認に係る保安規定の変更で対応する。なお、貯蔵容器I型の点検はOP-GL-GL-3323「貯蔵容器I型の点検」で定期的な自主点検を実施している。】
1-9	5-218	地震によって影響を受ける可能性のある割合 DR（地震） 地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 9. 自然現象発生時（地震） (4) 手順書の整備 ② <u>燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をペレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにペレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。</u>
	添5別ヌ-3	5. 廃棄物を保管廃棄するドラム缶に対する考慮 ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をペレット及び金属治具により固縛する方法（添図1-3）によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。 ペレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。 ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。 一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法（添図1-2）によって、転倒を防止する対策を講じる。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 4. 設計想定事象の発生時（地震） 手順書の整備 ② <u>燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をペレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにペレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。</u>	(要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 4. その他 4-5 地震発生時の転倒防止対策 地震発生時にドラム缶を転倒させないために、ドラム缶の設置状況に応じて適切な配置、固縛を行うこと。詳細については「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」(OP-KC-TW-2194)に示す通りとする。
	添5別ヌ-4	添図1-2 最上段のみ固定時の固縛方法 添図1-3 3段全体の固定時の固縛方法		(OP-KC-TW-2194「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」) 4. 保安上の注意点 (5) ドラム缶の倒れ、落下等により廃棄物が漏洩しないように、次の点に注意する。 5) 耐震設計上、耐震強化型のペレット・スキッドを使用の際には耐震強化型固定治具、ワイヤースリング、シャックル等を使用して固縛する。 従来型ペレット・スキッドを使用の際には従来型固定治具を使用して固縛し、さらに倒壊防止柵を設置する。
1-10	5-221	(3) 損傷を想定する建物 建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することはない。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 10. 自然現象発生時（竜巻） (3) 必要な電源その他資機材の配備 ② <u>燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固縛を行う。</u>
			添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 5. 設計想定事象の発生時（竜巻） 資機材の配備 ② <u>燃料製造部長及び品質保証部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固縛を行う。</u>	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に、上記竜巻対策の措置を定める。】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-14	5-221	F3 竜巻の建物への影響 竜巻のソフト対策として行う車両の退避措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがない。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 5. 設計想定事象の発生時（竜巻） 手順書の整備 2 環境安全部長は、加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の警戒態勢としての対応を実施させるか又は自ら実施する。発表後においても、 環境安全部長は、気象状況の監視体制を維持し、気象状況の推移に応じて、警戒態勢としての対応の実施の継続又は解除を行う。 2) 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 ⑥ 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。 ⑦ 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 10. 自然現象発生時（竜巻） (4) 手順書の整備 2 環境安全部長は、加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の警戒態勢としての対応を実施させるか又は自ら実施する。発表後においても、 環境安全部長は、気象状況の監視体制を維持し、気象状況の推移に応じて、警戒態勢としての対応の実施の継続又は解除を行う。 2) 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 ⑥ 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。 ⑦ 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。 (要保-363「竜巻発生時における活動要領」) 2. 竜巻防護のためのソフト対策の内容 2. 2 竜巻襲来が想定される段階で採る措置 (2) 警戒態勢フェーズ 8. エリア内に、大型車両含む構内車両があれば、保安棟前又は事業所の外へ退避させる。 9. 住友電工ファイナボリマー機に対しに、第1加工棟に影響を及ぼすおそれのあるエリア（図4）の大型車両の有無の確認を要請し、該当する場合にはエリア外に退避してもらう。
1-15	5-223	② 影響を受ける可能性のある割合 DR 飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 5. 設計想定事象の発生時（竜巻） 資機材の配備 3 燃料製造部長は、 飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 10. 自然現象発生時（竜巻） (3) 必要な電源その他資機材の配備 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 (要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 4. その他 4-4 竜巻防護対策 作業中に竜巻の注意喚起フェーズ又は警戒態勢フェーズに入ったときは、フェーズに応じて、ドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を、固縛又は必要に応じて固定を行うこと。詳細については「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」(OP-KC-TW-2194)に示す通りとする。 (OP-KC-TW-2194「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」) 4. 保安上の注意点 (8) 作業中に竜巻襲来が想定された場合は、竜巻防護対策として以下の措置をとる。 1) 注意喚起フェーズの所内放送があった場合、30分以内に取扱い中以外の固縛していないドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 2) 警戒態勢フェーズの所内放送があった場合、ただちに作業を中止し、30分以内に取扱い中のドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。
1-16	添5別ヌ-18 添5別ヌ-19	竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶は、添図2-2及び添図2-3に示すように、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに添図2-4に示すように、パレット間をボルトにて連結し保管する。 添図2-2 廃棄物ドラム缶保管状況 添図2-3 3段全体の固定時の固縛方法 添図2-4 パレット連結部	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 5. 設計想定事象の発生時（竜巻） 手順書の整備 3 燃料製造部長は、 竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 10. 自然現象発生時（竜巻） (4) 手順書の整備 3 燃料製造部長は、 竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。 (要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 4. その他 4-4 竜巻防護対策 作業中に竜巻の注意喚起フェーズ又は警戒態勢フェーズに入ったときは、フェーズに応じて、ドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を、固縛又は必要に応じて固定を行うこと。詳細については「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」(OP-KC-TW-2194)に示す通りとする。 (OP-KC-TW-2194「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」) 4. 保安上の注意点 (8) 作業中に竜巻襲来が想定された場合は、竜巻防護対策として以下の措置をとる。 1) 注意喚起フェーズの所内放送があった場合、30分以内に取扱い中以外の固縛していないドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 2) 警戒態勢フェーズの所内放送があった場合、ただちに作業を中止し、30分以内に取扱い中のドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。
1-17	5-227	降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 7. 設計想定事象の発生時（火山活動（降下火砕物）） 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、 気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 11. 自然現象発生時（火山活動（降下火砕物）） (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 (要保-353「降下火砕物・降雪堆積物による加工施設の建物の損傷防止措置要領」) 2. 損傷防止措置 2. 1 降下火砕物堆積時の措置 本加工施設の各建物の降下火砕物の許容堆積厚さを表1に示す。許容堆積厚さが最も小さい第1加工棟の屋根は、降下火砕物の堆積厚12cmを許容できる設計（密度は湿潤状態を想定して1.5g/cm ³ とした。）であるが、工務係長は、 安全側に堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。 上記2. 1項～2. 3項の場合の体制の整備と措置の手順は表2のとおりである。また、堆積物除去作業に必要な資機材の一覧表を表3に示す。なお、資機材は、部材加工棟（Ⅱ）に保管する。 表2 堆積物除去作業の手順 2. (作業手順) 工務係員4人以上1組で保護具を装着して作業現場に向かい、所定の資機材保管庫に配備された脚立または梯子、ほうき、スコップ、麻袋等、必要な資機材を準備する。 2. (急所及び確認事項) 各建物の屋根に上る際、外階段と猿梯子を利用できる第2加工棟、内部階段から非常口テラス経由で猿梯子を利用できる第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機棟は脚立や梯子は必要ないが、第1-3貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、ポンプ棟は必要である。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
<p>第二条 (核燃料物質の臨界防止) 関係</p>				
2-1	3	<p>(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造 (1) 基本的な考え方 火災時の消火水等が侵入しない防護措置を講じること等により、当該設備で想定される最も厳しい結果を与える中性子の減速及び反射の条件により、臨界とならない設計とする。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備</p> <p>12 燃料製造部長は、ウラン取扱いに水の水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</p> <p>18 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u></p> <p>19 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u></p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備</p> <p>19 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u></p> <p>20 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u></p> <p>21 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</u></p> <p>22 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</u></p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 12 燃料製造部長は、ウラン取扱いに水の水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</p> <p>18 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u></p> <p>19 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u></p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>19 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u></p> <p>20 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u></p> <p>21 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</u></p> <p>22 燃料製造部長は、<u>第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</u></p> <p>(要保-364「火災防護計画」) 3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置 (7) 消火活動に起因する損傷等の悪影響の防止 ① 第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつける。 ② 第2-1混合室の粉末混合機において、火災が発生した場合は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。 ③ 第2-1混合室の大型供給瓶において、火災が発生した場合は搬送操作を停止する。 ④ 第2-2混合室の粉末混合機及び供給瓶において、火災が発生した場合は投入操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p>【OP-GL-FP-1529「(K-6)第2ライン 投入・混合工程(第2-2混合室)」、OP-GL-FP-1854「(K-5)第1ライン 投入・混合工程(第2-1混合室)】に上記の措置を定める。】</p>
	3	<p>(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造 (1) 基本的な考え方 本加工施設で取り扱う核燃料物質は、濃縮度が5%以下の濃縮ウラン(再生濃縮ウランを含む。)、天然ウラン及び劣化ウランであり、 このうち濃縮度が5%以下の濃縮ウランを取り扱う設備・機器を臨界安全管理の対象とする。</p>	<p>(核燃料物質の受入れ、払出し) 第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、<u>材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</u></p> <p>(臨界安全管理) 第33条 <u>各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。</u></p> <p>別表4 臨界安全管理に係る制限値</p>	<p>(基保-008「核燃料物質等運搬基準」) 4-6 核燃料物質の受入、払出し (1) 核燃料物質の受入 燃料製造部長は、加工施設外(事業所外)から核燃料物質を受け入れる場合は、<u>材料証明書、記録の確認及び目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることの確認を「受入核燃料物質等の事前確認」(OP-457-FA-1917)に基づいて行う。</u></p> <p>(OP-457-FA-1917「受入核燃料物質等の事前確認」) 4. 保安上の注意点 (1) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則 第七条の六」及び「核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示」を勘案し、<u>熊取事業所搬入までに以下に定める保安措置項目について確認を行うものとする。</u> ・<u>材料証明書：濃縮度、減速条件、核種含有量等の受入仕様を満たしていること。</u></p> <p>(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、<u>核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせるなければならない。</u> 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p> <p>(要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」) 11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「<u>臨界安全管理基準</u>」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、<u>所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u></p> <p>(要保-176「加工施設の操作要領(品質保証部)」) 10. 核的制限値を遵守していることの確認 品質保証部長は、「<u>臨界安全管理基準</u>」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、<u>所管する臨界安全の管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u></p>
2-2	3	<p>(2) 単一ユニットの臨界安全 (i) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける。溶液状のウランを取り扱う設備・機器については、全ての濃度において臨界安全を維持できる形状寸法とする。ただし、少量の溶液の化学分析に用いる最小臨界質量以下のウランを取り扱うものは除く。</p> <p>54 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第1表のとおりとする。</p> <p>55~58 第1表 成形施設における核的制限値【第2加工棟】</p> <p>60 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第2表のとおりとする。</p> <p>61 第2表 被覆施設における核的制限値【第2加工棟】</p> <p>63 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第3表のとおりとする。</p> <p>64 第3表 組立施設における核的制限値【第2加工棟】</p> <p>71 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第4表及び第5表のとおりとする。</p> <p>72 第4表 貯蔵施設における核的制限値【第1-3貯蔵棟】</p> <p>73~80 第5表 貯蔵施設における核的制限値【第2加工棟】</p>	<p>(臨界安全管理) 第33条 <u>各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。</u></p> <p>別表4 臨界安全管理に係る制限値</p>	<p>(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、<u>核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせるなければならない。</u> 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p> <p>(要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」) 11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「<u>臨界安全管理基準</u>」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、<u>所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u></p> <p>要保-176「加工施設の操作要領(品質保証部)」 10. 核的制限値を遵守していることの確認 品質保証部長は、「<u>臨界安全管理基準</u>」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、<u>所管する臨界安全の管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u></p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-3	3	<p>(2) 単一ユニットの臨界安全 (ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、<u>取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて制限する。</u></p> <p>54 <u>核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第1表のとおりとする。</u></p> <p>55～58 <u>第1表 成形施設における核的制限値〔第2加工棟〕</u></p> <p>60 <u>核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第2表のとおりとする。</u></p> <p>61 <u>第2表 被覆施設における核的制限値〔第2加工棟〕</u></p> <p>63 <u>核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第3表のとおりとする。</u></p> <p>64 <u>第3表 組立施設における核的制限値〔第2加工棟〕</u></p> <p>71 <u>核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第4表及び第5表のとおりとする。</u></p> <p>72 <u>第4表 貯蔵施設における核的制限値〔第1～3貯蔵棟〕</u></p> <p>73～80 <u>第5表 貯蔵施設における核的制限値〔第2加工棟〕</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理) 第33条 <u>各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。</u></p> <p>別表4 <u>臨界安全管理に係る制限値</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、<u>取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</u> 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (保安規定 別表4)</p> <p>(要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」) 11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「<u>臨界安全管理基準</u>」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、<u>所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u></p> <p>要保-176「加工施設の操作要領 (品質保証部)」 10. 核的制限値を遵守していることの確認 品質保証部長は、「<u>臨界安全管理基準</u>」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、<u>所管する臨界安全の管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u></p>
3		<p>最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、<u>教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。</u></p>	<p>(臨界安全管理) 第33条 <u>各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</u> (2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。 2. <u>各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</u></p> <p>(力量、教育・訓練及び認識) 第23条 2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。 (2) 各部長は、前号の計画に基づき、<u>所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等」という。)</u>に保安教育を年1回以上実施し、その結果について、<u>環境安全部長</u>に報告する。</p> <p>(操作員の確保) 第28条 <u>各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操作に必要な力量を有すると認定された者に操作員として操作させる。</u> 2. <u>各部長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。</u></p>	<p>(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い (1)担当部長は、4-1(1)(2)に該当する作業を操作員に行わせるにあたり、<u>作業実施前(別表-1に当該作業の内容を示す。)</u>に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員に別表-1の制限値が遵守されていることの確認(ダブルチェック)を、別表-1の「確認の内容」欄に基づき行わせること。 ただし、臨界安全上の監視機構を設置し核的制限値が維持されていることを連続監視している設備機器についてはこの限りでない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (保安規定 別表4)</p> <p>(要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」) 16. ダブルチェック者及び研磨運転管理者の指名 ダブルチェック者は、<u>担当作業者(放射線業務従事者)</u>以外であって当該作業のスキルを有する者又は事前に当該作業に関する教育を受けた者の中から担当グループ長が指名する。</p> <p>(要保-176「加工施設の操作要領 (品質保証部)」) 12. 記録 核的制限値を遵守していることの確認を記録する時は、以下のようにすること。その他は6項(1)、(2)に準ずる。 ・要保-371「保全対象範囲及び保全重要度設定要領」で定める設備で臨界安全の作業管理を必要とする設備の欄に○がついている設備 (1)担当放射線業務従事者は、<u>作業実施前に核的制限値及び運転管理方法を遵守していることを確認し、記入する。</u> (2)担当放射線業務従事者以外の作業者が、<u>作業実施前に、担当放射線業務従事者の確認の後に、核的制限値及び運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行い、記入する。</u></p> <p>(基保-007「教育訓練基準」) 4. 加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練 (保安規定第23条) 4-1 加工施設の操作に関する教育・訓練 各部長は、<u>加工施設の操作員とその操作に係る機器操作手順等の習得すべき事項を作業標準、作業手順書等にあらかじめ定めおかなければならない。</u>各部長は、<u>担当グループ長に指示をして加工施設の操作員に必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように、あらかじめ加工施設の操作及び管理に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度該当する要員に対する教育・訓練を実施させなければならない。</u>詳細は、要保-384「教育訓練実施要領」に定める。 (基保-003「加工施設の操作基準 (燃料製造部)」) 4-4 操作員の確保 (1) 加工施設の操作 ① 燃料製造部長は、<u>従業員、臨時雇員及び請負会社従業員に加工施設を操作させる場合は、定められた保安教育及び加工施設の操作に関する教育・訓練、初期消火活動訓練、事故等対処活動訓練及び非常時訓練を修了し、該当設備の操作に必要な力量を有する者に操作させる。</u>具体的には、「教育・訓練基準」(基保-007)に従うとともに、「教育・訓練要領 (燃料製造部)」(要保-189)に定める。 (2) 操作員の確保 ① 燃料製造部長は、<u>加工施設の操作に必要な構成要員を、次の考え方に基づいて定める。</u> ・各設備の単独操作には、<u>物理的に必要な人員を配置すること。</u> ・各設備の単独操作と監視作業を兼ねる場合は、<u>設備の緊急停止が可能な人員を配置すること。</u> ② 燃料製造部長は、<u>①の考え方に則って加工施設の操作に必要な構成要員をそろえ、操作させる。</u>具体的には、「加工施設操作員の管理要領 (燃料製造部)」(要保-106)に定める。</p> <p>(基保-008「核燃料物質等運搬基準」) 4-6 核燃料物質の受入、払出し (1) 核燃料物質の受入 燃料製造部長は、<u>加工施設外(事業所外)から核燃料物質を受入れる場合は、材料証明書、記録の確認及び目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることの確認を「受入核燃料物質等の事前確認」(OP-457-FA-1917)に基づいて行う。</u></p> <p>(OP-457-FA-1917「受入核燃料物質等の事前確認」) 4. 保安上の注意点 (1)「<u>核燃料物質の加工の事業に関する規則 第七条の六</u>」及び「<u>核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示</u>」を勘案し、<u>熊取事業所搬入までに以下に定める保安措置項目について確認を行うものとする。</u> ・<u>材料証明書：濃縮度、化学的組成、密度、減速条件、核種含有量等の受入仕様を満たしていること。</u></p>
2-7	4	<p>(2) 単一ユニットの臨界安全 ウラン粉末を受け入れる場合、受け入れる前に、<u>材料証明書により濃縮度、化学的組成、密度及び減速条件を表す水素対ウラン原子数比(以下「H/U」という。)</u>を確認する。</p>	<p>(核燃料物質の受入れ、払出し) 第68条 <u>燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、<u>材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</u></u></p>	<p>(基保-008「核燃料物質等運搬基準」) 4-6 核燃料物質の受入、払出し (1) 核燃料物質の受入 燃料製造部長は、<u>加工施設外(事業所外)から核燃料物質を受入れる場合は、材料証明書、記録の確認及び目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることの確認を「受入核燃料物質等の事前確認」(OP-457-FA-1917)に基づいて行う。</u></p> <p>(OP-457-FA-1917「受入核燃料物質等の事前確認」) 4. 保安上の注意点 (1)「<u>核燃料物質の加工の事業に関する規則 第七条の六</u>」及び「<u>核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示</u>」を勘案し、<u>熊取事業所搬入までに以下に定める保安措置項目について確認を行うものとする。</u> ・<u>材料証明書：濃縮度、化学的組成、密度、減速条件、核種含有量等の受入仕様を満たしていること。</u></p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-10	4	(2) 単一ユニットの臨界安全 H/U の値を、当加工施設における核燃料物質の管理方法を考慮して安全側に設定し、十分裕度を持った減速度管理を行う。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>別表4 臨界安全管理に係る制限値</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-037「臨界安全管理基準」)</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。作業を行わせる場合、以下の(1)～(7)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (保安規定 別表4)</p> <p>(要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」)</p> <p>11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「臨界安全管理基準」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</p> <p>(要保-176「加工施設の操作要領 (品質保証部)」)</p> <p>10. 核的制限値を遵守していることの確認 品質保証部長は、「臨界安全管理基準」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、所管する臨界安全の管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</p>
2-12	4	(2) 単一ユニットの臨界安全減速条件を管理する設備・機器については、内部へ水が侵入しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備</p> <p>12 燃料製造部長は、ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造 (レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁) とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する。水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</p> <p>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 手順書の整備</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p>20 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p>21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</p> <p>22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」)</p> <p>6. 火災等発生時 (内部火災)</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>12 燃料製造部長は、ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造 (レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁) とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する。水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</p> <p>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p>20 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p>21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</p> <p>22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</p> <p>(要保-364「火災防護計画」)</p> <p>3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保安に関する火災防護の措置</p> <p>(7) 消火活動に起因する損傷等の悪影響の防止</p> <p>① 第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換時に火災が発生した場合は、混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつける。</p> <p>② 第2-1混合室の粉末混合機において、火災が発生した場合は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p>③ 第2-1混合室の大型供給瓶において、火災が発生した場合は搬送操作を停止する。</p> <p>④ 第2-2混合室の粉末混合機及び供給瓶において、火災が発生した場合は投入操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p>【第2-2混合室の供給瓶について、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置する件については設工認対象として、設計で反映しており、作業時以外に防水カバーを閉じる措置はOP-GL-FP-1529「(K-6) 第2ライン 投入・混合工程 (第2-2混合室) に定める。】</p>
2-13	5-23	加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。 第1加工棟 第一領域 第1-3貯蔵棟 第二領域 第2加工棟 第2-1領域 第2-2領域 第2-3領域 第2-4領域 第2-5領域 第2-6領域 第2-7領域 添5ニ(ロ)の第1図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>別表4 臨界安全管理に係る制限値</p>	<p>(基保-037「臨界安全管理基準」)</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 品質保証部長及び燃料製造部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。作業を行わせる場合、以下の(1)～(7)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法 (保安規定 別表4)</p> <p>(要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」)</p> <p>11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「臨界安全管理基準」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</p> <p>(要保-176「加工施設の操作要領 (品質保証部)」)</p> <p>10. 核的制限値を遵守していることの確認 品質保証部長は、「臨界安全管理基準」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、所管する臨界安全の管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</p>
5-24		添5ニ(ロ)の第2図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。		
5-60		添5ニ(ロ)の第1図 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟の臨界安全管理の領域		
5-61		添5ニ(ロ)の第2図 第2加工棟の臨界安全管理の領域		
5-24		臨界安全管理の領域において、第2-2領域の第2-7領域の 領域 については混入する可能性がある場合は、臨界安全管理上特に問題ないことを確認する。	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(6) 別図5に示す第2-2領域の領域並びに第2-7領域の領域において、核燃料物質を取り扱わないこと。</p>	<p>(基保-037「臨界安全管理基準」)</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 品質保証部長及び燃料製造部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。作業を行わせる場合、以下の(1)～(7)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 (7) 第2-2領域、第2-7領域における核燃料物質の取扱いの禁止 品質保証部長及び燃料製造部長は、添付図1に示す第2-2領域の領域、並びに第2-7領域の領域において、核燃料物質を取り扱わないこと。</p> <p>【要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」に上記事項を定める。】</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-19	5	核的に隔離されている領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理) 第33条 (前略) 各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、<u>運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 品質保証部長及び燃料製造部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(7)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4) (6) 第2-2領域において、放射線業務従事者に運搬台車に装填して運搬させる場合(核燃料物質を直接に運搬させる場合を含む)、以下の事項に関する運搬方法を標準等に定め、これを遵守させなければならない。 <u>a. 核燃料物質は別表-1に示す保管容器に収納させること。</u> <u>b. 別表-1に示す運搬台車(ペレット搬送機の運搬台車No.1、運搬台車No.2、焙焼炉の運搬台車、スクラップ保管ラックF型の運搬台車、ペレット運搬台車No.3)を使用させること。</u> <u>c. 臨界安全性が確認された移動通路及び運搬個数により運搬させること。</u> 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 運搬台車 確認の内容 ②作業標準等で定める所定の移動通路であること。</p> <p>(OP-GL-FP-2228「第1種管理区域での核燃料物質移動作業」) 4. 保安上の注意点 ・酸化ウランを運搬する場合には、運搬台車の使用台数制限を超えないことを確認(ダブルチェック)した上で、本運搬台車のみ使用する。 ・運搬台車の経路は図1に示す範囲に限定する。 図1 運搬台車の通路</p>
第三条(遮蔽等)関係				
3-3	7	<p>(n) 放射線の遮蔽に関する構造 (2) 公衆に対する放射線防護設計 放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計とする。</p> <p>115 本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する直接線及びスカイシャイン線の影響を評価し、周辺監視区域外において線量を合理的に達成できる限り低減するため、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。</p> <p>2 ロ、加工施設の一般構造 (1)加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。</p> <p>5-1 イ、安全設計の方針 (イ) 基本方針 (1)加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。</p>	<p>(核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (1) <u>所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設に貯蔵設備に貯蔵すること。</u> (2) <u>別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</u> (4) <u>再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u></p> <p>(放射性固体廃棄物) 第73条 2. <u>燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</u> 3. <u>燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</u></p> <p>(放射性液体廃棄物) 第74条 11. <u>前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。</u></p>	<p>(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの取納量については第3表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(第2開発室)」(要保-001)に定める。 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、<u>第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u> 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p> <p>【要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に、上記の事項を定める】</p> <p>(基保-032「加工施設の操作基準(品質保証部)」) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ①品質保証部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 ②品質保証部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、品質保証部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、品質保証部長の確認を受けること。 ③品質保証部長は、貯蔵施設の目のつきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④品質保証部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、<u>第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u> 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p> <p>【要保-176「加工施設の操作要領(品質保証部)」に、上記の事項を定める】</p> <p>(基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 6. 保管方法(保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項) 6-1 放射性固体廃棄物(通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物(液体を除くゴミ類)が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。 図2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。 なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力 6-2 放射性液体廃棄物(廃油等) 燃料製造部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。 図2 放射性廃棄物の保管場所 第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力</p> <p>(要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 2. 保管廃棄設備に係わる社内管理値 2-1 放射性固体廃棄物 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値は第1表に示す。 第1表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値、図1 再生濃縮ウラン等の保管領域及び保管本数 2-2 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値を第2表に、消防上の危険物制限値を第3表に示す。第3表に示す危険物の種類ごとの制限値を遵守すること。 第5廃棄物貯蔵棟※におけるドラム缶保管配置を図2に示す。 第2表 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値。</p> <p>【第1表に、固体廃棄物の保管許容量及び再生濃縮ウランの保管許容量を、第2表に放射性液体廃棄物の保管許容量を定める。】</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-4	7	<p>(ウ) 放射線の遮蔽に関する構造 (2) 公衆に対する放射線防護設計 放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカインシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計とする。 貯蔵施設に最大貯蔵能力の酸化ウランを貯蔵し、保管廃棄施設に最大保管廃棄能力の放射性廃棄物を保管しているものとする。 再生濃縮ウランについては、貯蔵施設の最大貯蔵能力及び保管廃棄施設の最大保管廃棄能力に相当する量が存在するものとする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (1) <u>所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</u> (2) <u>別表 15 の最大貯蔵能力を超えないこと。</u> (4) <u>再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表 15 に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-003「加工施設の操作基準 (燃料製造部)」) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1 容器当たりの取納量については第 3 表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第 3 表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書 (燃料製造部)」(要保-001) に定める。 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第 1 図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 第 3 表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第 1 図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p>
68~70		<p>(ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力 第 1 加工棟、第 1-3 貯蔵棟及び第 2 加工棟における核燃料物質の最大貯蔵能力を次に示す。 第 1 加工棟 <u>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6 ton-U (注 3、4)</u> 第 1-3 貯蔵棟 <u>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ 5.9 ton-U</u> 第 2 加工棟 <u>酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 37 ton-U</u> <u>酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 41.2 ton-U (注 5)</u> <u>酸化ウランペレット 0.35 ton-U 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 0.3 ton-U</u> <u>酸化ウランペレット 0.85 ton-U</u> <u>酸化ウランペレット 0.45 ton-U (注 6) 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 0.84 ton-U (注 6)</u> <u>酸化ウランペレット 0.45 ton-U (注 6)</u> <u>酸化ウランペレット 38 ton-U (注 7)</u> <u>酸化ウランペレット 3.4 ton-U</u> <u>燃料棒 41 ton-U (注 8)</u> <u>燃料集合体 149 ton-U (注 9)</u> <u>燃料棒、燃料集合体 15.3 ton-U (注 6)</u> <u>燃料棒、燃料集合体 19.2 ton-U</u> <u>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン (注 10) 0.083 ton-U</u> <u>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン (注 10) 0.022 ton-U (注 6)</u> 注 3. <u>第 1-1 輸送物保管区域では、粉末、ペレット、燃料棒又は燃料集合体を輸送容器にて貯蔵する。</u> <u>最大貯蔵能力は、47.6 ton-U とするが、年間の延べ貯蔵能力は 23.8 ton-U×365 日とする。</u> 注 4. <u>第 1 加工棟及び第 2 加工棟の貯蔵区域は、再生濃縮ウランの貯蔵に専ら使用される。</u> 注 5. <u>第 1-3 貯蔵棟の貯蔵区域は、再生濃縮ウランの貯蔵に専ら使用される。</u> 注 6. <u>酸化ウラン粉末又はそのスクラップの貯蔵は、再生濃縮ウランの貯蔵に専ら使用される。</u> 注 7. <u>酸化ウランペレットの貯蔵は、再生濃縮ウランの貯蔵に専ら使用される。</u> 注 8. <u>燃料棒の貯蔵は、再生濃縮ウランの貯蔵に専ら使用される。</u> 注 9. <u>燃料集合体の貯蔵は、再生濃縮ウランの貯蔵に専ら使用される。</u> 注 10. <u>金属ウランは天然ウラン及び劣化ウランのみとする。</u></p>	<p>第 7 3 条 2. <u>燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図 3 に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表 18 で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</u> 3. <u>燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</u></p> <p>(放射性液体廃棄物) 第 7 4 条 11. <u>前項の保管に当たっては、第 73 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図 3 に示す第 5 廃棄物貯蔵棟とする。</u></p>	<p>【要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」に、上記の事項を定める】</p> <p>基保-032「加工施設の操作基準 (品質保証部)」 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ①品質保証部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 ②品質保証部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第 3 表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、品質保証部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、品質保証部長の確認を受けること。 ③品質保証部長は、貯蔵施設の目のつきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④品質保証部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第 1 図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 第 3 表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第 1 図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p> <p>【要保-176「加工施設の操作要領 (品質保証部)」に、上記の事項を定める】</p> <p>(基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 6. 保管方法 (保安規定第 73 条第 2、4 項、第 74 条第 10~12 項) 6-1 放射性固体廃棄物 (通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物 (液体を除くゴミ類) が入ったドラム缶を図 2 に示す第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟又は第 1 加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟又は第 1 加工棟で保管する。 図 2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第 2 表のとおりとする。 なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。 第 2 表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力 6-2 放射性液体廃棄物 (廃油等) 燃料製造部長は、放射性液体廃棄物 (廃油等の液体ゴミ類) が入った液体廃棄物用のドラム缶を図 2 に示す第 5 廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。 第 5 廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第 3 表のとおりとする。 図 2 放射性廃棄物の保管場所 第 3 表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力</p>
84		<p>(2) 廃棄物の処理能力 (ii) 保管廃棄設備 (a) 第 5 廃棄物貯蔵棟 <u>約 100 本 (200 L ドラム缶換算)</u></p>		
86		<p>(3) 保管廃棄設備の最大保管廃棄能力 保管廃棄設備の最大保管廃棄能力 各設備の能力を次に示す。 <u>約 6,020 本 (200 L ドラム缶換算)</u> <u>約 1,750 本 (200 L ドラム缶換算) (注 1)</u> <u>約 3,400 本 (200 L ドラム缶換算)</u> 合計 <u>約 11,170 本 (200 L ドラム缶換算)</u> 注 1. <u>再生濃縮ウランを含んだ固体廃棄物の最大保管廃棄能力約 330 本含む。</u></p>		
117		<p>(3) 加工施設からの放射線による実効線量 (i) 線源 核燃料物質の貯蔵施設には、最大貯蔵能力に見合うウランを貯蔵し、廃棄施設には、最大保管廃棄能力に見合う放射性廃棄物を保管廃棄していると仮定する。</p>		
5-18		<p>(ウ) 貯蔵等に対する考慮 再生濃縮ウランは、線量が十分低くなる位置に貯蔵する。 添 5 イ (ウ) の第 1 図に示すとおり、当該領域のその他の期間及びその他の領域には濃縮ウランを貯蔵する。 添 5 イ (ウ) の第 2 図に示すとおり、当該領域のその他の期間及びその他の領域には濃縮ウランを貯蔵する。 その他の範囲には濃縮ウランを貯蔵する。 第 1 廃棄物貯蔵棟</p>		<p>【第 1 表に、固体廃棄物の保管許容量及び再生濃縮ウランの保管許容量を、第 2 表に放射性液体廃棄物の保管許容量を定める。】</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-4 (続き)	6-6	<p>(2) 貯蔵等の管理 <u>相対的に線量の高い再生濃縮ウランの貯蔵等については、その影響が低くなるようにするため、設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置する。</u> <u>第1加工棟の、この年間平均の最大貯蔵能力に見合うウランが保管する。</u> <u>第2加工棟及び第1～3貯蔵棟に設置する貯蔵設備に最大貯蔵能力に見合うウランを貯蔵する。</u> <u>その他の範囲には濃縮ウランを貯蔵する。</u> <u>添6ロ(ニ)の第1図～第4図に再生濃縮ウランの貯蔵場所を示す。</u> <u>第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟については、各貯蔵室に最大保管廃棄能力に見合う放射性廃棄物を保管廃棄する。</u> <u>第1廃棄物貯蔵棟には200 Lドラム缶にの放射性廃棄物、第3廃棄物貯蔵棟には200 Lドラム缶にの放射性廃棄物、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の上記以外には200 Lドラム缶にの放射性廃棄物をそれぞれ保管廃棄する。</u> <u>第1廃棄物貯蔵棟には200 Lドラム缶にの放射性廃棄物を保管廃棄する。</u> <u>添6ロ(ニ)の第5図に再生濃縮ウランを含む放射性固体廃棄物の保管廃棄場所を示す。</u> <u>添6ロ(ニ)の第1図 再生濃縮ウランの貯蔵場所(第1加工棟)～添6ロ(ニ)の第4図 再生濃縮ウランの貯蔵場所(第2加工棟 3階)</u> <u>添6ロ(ニ)の第5図 再生濃縮ウランを含む放射性固体廃棄物の保管廃棄場所(第1廃棄物貯蔵棟 2階)</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (再掲) (核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (1) <u>所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</u> (2) <u>別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</u> (4) <u>再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u> (放射性固体廃棄物) 第73条 2. <u>燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</u> 3. <u>燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</u> (放射性液体廃棄物) 第74条 11. <u>前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (再掲) (基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(第2開発室)」(要保-001)に定める。 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域 【要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に、上記の事項を定める】 基保-032「加工施設の操作基準(品質保証部)」 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ①品質保証部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 ②品質保証部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、品質保証部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、品質保証部長の確認を受けること。 ③品質保証部長は、貯蔵施設の目のつきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④品質保証部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域 【要保-176「加工施設の操作要領(品質保証部)」に、上記の事項を定める】 (基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 6. 保管方法(保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項) 6-1 放射性固体廃棄物(通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物(液体を除くゴミ類)が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。 図2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。 なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力 6-2 放射性液体廃棄物(廃油等) 燃料製造部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。 図2 放射性廃棄物の保管場所 第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力 (要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 2. 保管廃棄設備に係わる社内管理値 2-1 放射性固体廃棄物 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値は第1表に示す。 第1表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値、図1 再生濃縮ウラン等の保管領域及び保管本数 2-2 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値を第2表に、消防法上の危険物制限値を第3表に示す。第3表に示す危険物の種類ごとの制限値を遵守すること。 第2表 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値 【第1表に、固体廃棄物の保管許容量及び再生濃縮ウランの保管許容量を、第2表に放射性液体廃棄物の保管許容量を定める。】 (基保-001「放射線管理基準」) 1. 管理区域 1-1 適用範囲 周辺監視区域内の管理区域について適用する。 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。また、管理区域の概念図を図2に示す。 1-2-1 管理区域の原則 管理区域は、以下の場所(に)定める。 (1)「線量告示第1条」に定める管理区域に係る値(線量：1.3mSv/3ヶ月(500h)、空气中濃度：3×10⁻⁶Bq/cm³(U234)の10分の1、表面密度：4Bq/cm²の10分の1)のいずれかが、超えるか又は超えるおそれがある場所。(線量のみで管理区域を設定する場合は第2種管理区域、その他は第1種管理区域とする。) (2)上記場所であって以下を満足する場所 ・周辺監視区域内であること。 ・耐火構造の建屋または建屋外にあっては床面は、コンクリート、アスファルトで舗装されていること。 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 8 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができるようにする。 (要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」) 3. 必要な資機材及び手順 3.2 手順書の整備 (8) 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができるようにする。 *関連標準等：要保-351「誤操作防止と操作員の負荷低減のための措置要領」 要保-384「教育訓練実施要領」</p>
3-5	7	<p>(3) 放射線業務従事者に対する放射線防護設計 線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。</p>	<p>(管理区域) 第40条 <u>線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所として、管理区域は、別図2-(2)から別図2-(6)に示す区域とする。</u></p>	
	114	<p>III. 加工施設における放射線の管理に関する事項 イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 本加工施設のうち、その場所における外部放射線に係る線量、空气中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める値を超えるおそれのある区域を管理区域、その周辺であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、線量告示に定める値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として次のように管理する。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 8 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができるようにする。</p>	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-5 (続き)	114	<p>Ⅲ. 加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 本加工施設のうち、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定める値を超えるおそれのある区域を管理区域、その周辺であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、線量告示に定める値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として次のように管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって別図2-（1）及び別図2-（2）に示す区域とする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-035「周辺監視区域管理基準」)</p> <p>3. 周辺監視区域の立入制限方法（第46条）</p> <p>3-1 立入制限方法 周辺監視区域への立入制限の具体的な方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 周辺監視区域境界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺監視区域境界に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設ける。 ・さく等の障壁は、フェンス、壁、扉又はゲートとする。 ・周辺監視区域境界のさく等には、人の侵入を検知できるセンサ又は監視カメラを設置する。 <p>(2) 標識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺監視区域に接近しようとする者に対し、周辺監視区域であることを確実に知らしめることができるように「周辺監視区域、許可なく立入を禁ず」と表示した標識をさく等の障壁の周辺に取り付ける。 <p>3-2 周辺監視区域境界及び標識 周辺監視区域境界、標識の配置及び出入口を図1に示す。標識は下図のとおりとする。</p> <p>図1 周辺監視区域境界及び保全区域境界の標識の配置及び出入口</p>
	5-18	<p>(2) 施設周辺における監視対策 (i) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。 周辺監視区域の境界を添5ハ(ハ)の第1図に示す。</p>	<p>別図2-（1）周辺監視区域及び敷地周辺図 別図2-（2）管理区域、保全区域及び周辺監視区域図</p>	
	6-1	<p>ロ. 放射線の被ばく管理 核燃料物質等を取り扱う場所を管理区域、その周辺を周辺監視区域として次のように管理する。</p>		
	6-6	<p>(1) 周辺監視区域等の設定 管理区域の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度を超えないようにする。</p>		
3-6	53	<p>処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力 第2加工棟における成形施設の最大処理能力を次に示す。 第2加工棟 第1ライン 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン（注1）193 ton-U/年 第2ライン 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン（注1、2）190 ton-U/年（注3） 合計 383 ton-U/年（注3） 注1. 核燃料物質の受入仕様（湿式法（ビューレックス法）の再処理により得られたウランを濃縮度 5%以下に再濃縮したウラン（以下「再生濃縮ウラン」という。）を除く。）は次のとおりとする。 ウラン同位体 U232 0.1 ppb (Uベース) U(α) 1.44×10⁵ Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 ppb (Uベース) 注2. 再生濃縮ウランの受入仕様は次のとおりとする。 ウラン同位体 U232 10 ppb (Uベース) U(α) 3.3×10⁵ Bq/gU 超ウラン元素 Np237 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(α) 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(β) 3 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 Bq/gU Ru106 10 Bq/gU Sb125 2 Bq/gU 注3. 再生濃縮ウラン 30 ton-U/年を含む。</p>	<p>(核燃料物質の受入れ、払出し)</p> <p>第68条</p> <p>3. 燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。</p> <p>別表14 核燃料物質の受入仕様（第68条関係）</p>	<p>(基保-008「核燃料物質等運搬基準」)</p> <p>4-6 核燃料物質の受入、払出し</p> <p>(2) 核燃料物質の受入仕様の確認 燃料製造部長は、加工施設外（事業所外）から核燃料物質を受入れる場合は、材料証明書、記録等の確認により、以下に示す必要な保安措置が講じられていることの確認を「核燃料物質取扱管理要領」（要計-001）に基づいて行う。</p> <p>① ECGU (Enriched Commercial Grade Uranium) の場合、第2表に示すECGUの受入仕様に適合していること。 ② 再生濃縮ウランの場合、第2表に示す再生濃縮ウランの受入仕様に適合していること。</p> <p>第2表</p> <p>1. ECGUの受入仕様（ASTM及びDOEの濃縮六フッ化ウランの仕様と核燃料物質の受入仕様の関係） 2. 再生濃縮ウランの受入仕様</p> <p>【IS-457-FP-1521「UF6、UO2 ECGU仕様値」に、上記の事項を定める】</p>
	60	<p>処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力 第2加工棟 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン（注2）284 ton-U/年（注3） 注2. 核燃料物質の受入仕様（再生濃縮ウランを除く。）は次のとおりとする。 ウラン同位体 U232 0.1 ppb (Uベース) U(α) 1.44×10⁵ Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 ppb (Uベース) 再生濃縮ウランの受入仕様は次のとおりとする。 ウラン同位体 U232 10 ppb (Uベース) U(α) 3.3×10⁵ Bq/gU 超ウラン元素 Np237 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(α) 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(β) 3 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 Bq/gU Ru106 10 Bq/gU Sb125 2 Bq/gU 注3. 再生濃縮ウラン 30 ton-U/年を含む。</p>		
	63	<p>処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力 第2加工棟 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン（注3）346 ton-U/年（注4） 注3. 核燃料物質の受入仕様（再生濃縮ウランを除く。）は次のとおりとする。 ウラン同位体 U232 0.1 ppb (Uベース) U(α) 1.44×10⁵ Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 ppb (Uベース) 再生濃縮ウランの受入仕様は次のとおりとする。 ウラン同位体 U232 10 ppb (Uベース) U(α) 3.3×10⁵ Bq/gU 超ウラン元素 Np237 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(α) 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(β) 3 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 Bq/gU Ru106 10 Bq/gU Sb125 2 Bq/gU 注4. 再生濃縮ウラン 30 ton-U/年を含む。</p>		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-6 (続き)	68～70	<p>第1加工棟、第1～3貯蔵棟及び第2加工棟における核燃料物質の最大貯蔵能力を次に示す。</p> <p>第1加工棟 <u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1)</p> <p>第1～3貯蔵棟 <u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1)</p> <p>第2加工棟 <u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1、2)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1、2)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1、2)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1、2)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1、2)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1、2)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1、2)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1、2)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1、2)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1、2)</p> <p><u>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</u> (注1、2)</p> <p>注1. 核燃料物質の受入仕様(再生濃縮ウランを除く。)は次のとおりとする。ウラン同位体 U232 0.1 ppb (Uベース) U(α) 1.44×10⁵ Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 ppb (Uベース)</p> <p>注2. 再生濃縮ウランの受入仕様は次のとおりとする。</p> <p>ウラン同位体 U232 10 ppb (Uベース) U(α) 3.3×10⁵ Bq/gU 超ウラン元素 Np237 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(α) 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(β) 3 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 Bq/gU Ru106 10 Bq/gU Sb125 2 Bq/gU</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料物質の受入れ、払出し)</p> <p>第68条</p> <p>3. 燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。</p> <p>別表14 別表14 核燃料物質の受入仕様 (第68条関係)</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-008「核燃料物質等運搬基準」)</p> <p>4-6 核燃料物質の受入、払出し</p> <p>(2) 核燃料物質の受入仕様の確認</p> <p>燃料製造部長は、加工施設外(事業所外)から核燃料物質を受入れる場合は、材料証明書、記録等の確認により、以下に示す必要な保安措置が講じられていることの確認を「核燃料物質取扱管理要領」(要計-001)に基づいて行う。</p> <p>① ECGU (Enriched Commercial Grade Uranium) の場合、第2表に示すECGUの受入仕様に適合していること。</p> <p>② 再生濃縮ウランの場合、第2表に示す再生濃縮ウランの受入仕様に適合していること。</p> <p>第2表</p> <p>1. ECGUの受入仕様 (ASTM及びDOEの濃縮六フッ化ウランの仕様と核燃料物質の受入仕様の関係)</p> <p>2. 再生濃縮ウランの受入仕様</p> <p>【IS-457-FP-1521「UF6、UO2 ECGU仕様値」に、上記の事項を定める】</p>
第四条 (閉じ込めの機能) 関係	4-2	6-2	<p>(漏えい管理)</p> <p>第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講じる。</p> <p>5. 燃料製造部長は、粉末状のウランは、バッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいがないように管理する。</p>	<p>(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」)</p> <p>4-9 漏えい管理</p> <p>(4) 粉末状のウランの取扱い</p> <p>燃料製造部長は、粉末状のウランは、バッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいがないように管理する。</p> <p>【要保107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」及びそれに紐づく関連標準 OP-GL-GL-2557～2565の必要個所に上記事項を定める。】</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-5	81	ホ、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 スクラバーから発生する廃液は、廃液処理設備により液体廃棄物として処理する。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2－(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、第27条に定める加工施設で取り扱う核燃料物質等を混入しない措置を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-001「放射線管理基準」) 17. 放射性液体廃棄物 17-2 放射性液体廃棄物の区分 放射性液体廃棄物は、以下の3段階に区分けする。 (1) 発生源の放射性物質を含む廃液を処理し次工程へ排水する廃液を1次排水という。 1次排水は、第2加工棟の第2分析室、第2開発室、ペレット室から発生する。 (2) 1次排水及び雑排水(手洗い水、シャワー水、空調ドレン水、洗濯水)を受入れ、希釈または凝集沈殿処理をし、周辺監視区域へ排水する廃液及び第1廃棄物貯蔵棟からの廃液を2次排水という。 17-3 排水手順(概要) 1次排水発生源の担当部長は、廃液の発生量を可能な限り抑制する。 (1) 1次排水 1次排水発生源の担当部長は、発生した廃液を凝集沈殿処理、希釈またはろ過処理を行い、満水になった処理水槽の排水中の放射性物質濃度測定を放射線管理員に依頼する。 放射線管理員は、測定の結果、濃度が別途定める値以下であることを確認して担当部長及び環境安全部の2次廃液処理担当者へ連絡する。濃度が別途定める値を超えている場合は、再度廃液処理を実施するよう担当部に連絡する。 排水が可能であることの連絡を受けた担当部長は、2次廃液処理担当者に2次廃液処理設備が排水受入れ可能であることを確認した後、排水する。 (2) 2次排水 2次廃液処理担当部長は、廃液を凝集沈殿処理、希釈またはろ過処理を行い、満水になった貯留槽の排水中の放射性物質濃度測定を放射線管理員に依頼する。 放射線管理員は、測定の結果、濃度が別途定める値以下であることを確認し、環境管理グループ長に報告、承認を得た上、排水が可能であることを2次廃液処理担当者へ連絡する。濃度が別途定める値を超えている場合は、再度廃液処理を実施するよう2次廃液処理担当者に連絡する。 排水が可能であることの連絡を受けた2次廃液処理担当部長は、3次廃液処理担当者に集中排水処理施設が排水受入れ可能であることを確認した後、排水する。 (3) 3次排水 環境安全部の3次廃液処理担当部長は、集中排水処理施設の満水になった排水貯槽の排水中の放射性物質濃度測定を放射線管理員に依頼する。 放射線管理員は、測定の結果、濃度が別途定める値以下であることを確認し、環境管理グループ長に報告、承認を得た上、排水が可能であることを3次廃液処理担当者へ連絡する。濃度が別途定める値を超えている場合は、再度廃液処理を実施するよう3次廃液処理担当者に連絡する。排水が可能であることの連絡を受けた3次廃液処理担当部長は、SFP 廃液処理担当者に SFP 排水貯槽の排水受け入れ可能であることを確認した後、排水する。 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理(第74条1項、2項) 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 排水口(3次排水)からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が20mBq/cm³(U234))を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値(3ヶ月についての平均値が8mBq/cm³(U234))以下であることを確認する。 また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)には核燃料物質の投入禁止掲示など及び空調ドレン水タンクには蓋の設置などにより通常時において核燃料物質等を混入しないような対策を実施する。</p>
5-9		(i) 粉末状のウランを含む空気施設外への漏えい防止設計 (e) 酸、アルカリを取り扱う設備からの局所排気は、スクラバーにより浄化し、放射性物質除去設備の健全性を維持する。	(放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。	(基保-001「放射線管理基準」) 18. 放射性気体廃棄物 18-2 放射性気体廃棄物の処理 放射性気体廃棄物は、プレフィルタ、HEPAフィルタにより排気中の放射性物質を除去して排気している。
5-16		(i) 放射性廃棄物の放出に対する考慮 (ii) 局所排気系 酸、アルカリを取り扱う設備からの排気はスクラバーを通して排出する。	2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ(排気用モニタ)等により連続的に監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。	(OP-TS-AS-2887「熊取第2分析室 通則」) ドラフトチャンパー内で酸又はアルカリを使用する際は、スクラバーを運転すること。
4-6	114	(i) 閉じ込めの管理 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。 (5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する。	(漏えい管理) 第34条 各部長 は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講じる。	(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-9 漏えい管理 (3) 閉じ込め機能の確認 燃料製造部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、 <u>囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa(1 mm 水柱)以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。</u> 【OP-GL-GL-2557「燃料製造部操作記録作成要領(第2-1混合室)」、OP-GL-GL-2560「燃料製造部操作記録作成要領(第2-2ペレット室)」、OP-GL-GL-2561「燃料製造部操作記録作成要領(第2-1燃料棒加工室)」で負圧9.8Pa以上の確認を日々行うことを定める。また、OP-KP-TJ-3334「定期事業者検査要領 気体廃棄設備 No.1:3階系統(系統VI)の設備内風速・負圧の確認検査」、OP-KP-TJ-3335「定期事業者検査要領 気体廃棄設備 No.1:K6ペレット室系統(系統VII)の設備内風速・負圧の確認検査」で開口部の風速(0.5m/秒以上)を年1回点検する方法を定める。】 (基保-032「加工施設の操作基準(品質保証部)」) 4-9 漏えい管理 (3) 閉じ込め機能の確認 品質保証部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのある粉末取扱フード等の設備・機器は、 <u>囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa(1 mm 水柱)以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。</u> 【OP-GL-GL-2530「加工施設の操作に係わる記録手順(品質保証部)」で負圧9.8Pa以上の確認を日々行うことを定める。また、OP-KP-TJ-3301「定期事業者検査 第2分析室 設備内風速・負圧の確認検査」で開口部の風速(0.5m/秒以上)を年1回点検する方法を定める。】
5-8		(iii) ウランを取り扱う設備・機器からの飛散又は漏えい防止設計 取り扱うウランの飛散による室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設けて局所排気を行い、その内部を室内に対して9.8 Pa(1 mm 水柱)以上の負圧とするか、又はその開口部での風速が0.5 m/秒以上となるようにする。	4. 各部長 は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、 <u>囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa(1 mm 水柱)以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。</u>	
6-2		(4) ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa(1 mm 水柱)以上の負圧とする。 ウラン取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、ウラン取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理し、ウランの室内への飛散を防止する。		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-7	8	(2) 設備・機器からの飛散・漏えい防止設計 閉じ込めの機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。設計上このような部位が発生する場合は、当該部位を定期的に点検することを保全計画に定める。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計・開発の結果に係る情報) 第12条の3 3. 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること(設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に定める保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。) (保全計画の策定) 第62条の6 各部長 は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。 施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-021「設計管理基準」) 4. 設計の管理方法 ●改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を表2に示す。 表2 改造の各段階の管理方法 (○：適用、－：適用不要) 設計からのアウトプット(保安規定第12条の3) (5) 設計者は、要保-283「設計関連文書作成要領」に基づき設計結果をとりまとめた「設計報告書」を作成し、設計管理者に提出する。表6に設計結果に含める事項を示す。 表6 設計結果に含める事項 (要保-283「設計関連文書作成要領」) (4) 設計報告書(様式-4) b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報(設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、その記録を維持することを含む。) (基保-018「補修及び改造基準」) 4.4 保全計画の策定 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保全計画を策定する。 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、設計・開発の結果抽出された「施設及び設備の配置及び構造上の特徴並びに経年劣化の観点から保全において留意すべき事項」、および以下の点を考慮して保全計画を策定し、保全を行う。 ① 設計上、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位が発生する場合は、当該部位を定期的に清掃することを点検要領又は保全計画に反映する。 ② 設計からのアウトプットに含まれる点検箇所のうち、直接見ることが困難な部位については、点検要領に含めて頻度を決めて定期的に点検する。 ③ バッキン、フード等の閉じ込め機能を維持する部位の点検結果に基づき、経年劣化を考慮して必要に応じて保全計画に反映する。 (要保-370「施設管理目標の策定及び運用要領」) 3.2. 設備所管部各部の保全活動 設備所管部の各部長は、要保-389「加工施設の点検要領」に基づく点検、要保-386「加工施設の保全要領」に基づく設備保全(長期保全計画及び特別な保全計画を含む)、要保-373「巡視対応要領」に基づく巡視、基保-021「設計管理基準」に基づく設計及び工事、並びに要保-379「定期事業者検査対応要領」に基づく定期事業者検査の計画を立案し実施する。これら以外の保全活動を独自に実施して保全監視の対象とする場合は、要保-191「保安品質目標の策定及び運用要領」に基づく保安活動として計画を立案し実施してもよい。各部長は、保全活動の実施段階において、保全活動管理指標に影響し得る事象(故障、補修等)が発生した場合、その都度、要保-214-08「異常事象報告書作成要領」あるいは要保 101「保安に係わるトラブル・改善報告書の運用要領」に基づく評価改善を行う。各部長は、監視対象とする保全活動の計画を様式-2にまとめ、核燃料取扱主任者の審査印、設備管理部長の承認印及び所長の確認印を受ける。
4-16	114	(4) 閉じ込めの管理 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。 (3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。	(漏えい管理) 第34条 2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。	(基保-026「加工施設の操作基準(設備管理部)」) 4-8 漏えい管理 (2) 給排気設備の運転 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。 (要保-148「加工施設の操作要領(設備管理部)」) 6. 設備の監視項目 ー1 気体廃棄設備(閉じ込め機能を有する設備)の監視項目 気体廃棄設備は、加工施設が操業中には常時連続自動運転されている。万一何らかの異常により気体廃棄設備が停止するなど閉じ込め機能が損なわれた場合(19.6Pa (2mmH2O) 未満の負圧)には負圧異常警報が発報する。このため、監視する項目は気体廃棄設備が運転していることを確認し、異常警報は警報集中表示盤にて確認を行う。
	6-2	(2) 第1種管理区域の負圧維持 この室内の負圧は差圧計により連続的に監視し、負圧が維持できない場合は警報を発するようにし、管理する。	(給排気設備の停止に係る措置) 第65条 設備管理部長は、計画停電等で加工施設の第1種管理区域の給排気設備を停止する場合は、 各部長が以下の保安上の措置を講じていることを確認し、核燃料取扱主任者に給排気設備の停止実施前にその措置が適切であることの確認を受ける。 (1) 加工施設の通常の使用の停止 (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め (3) 給排気設備停止時の対応を定めた標準の整備・周知徹底及び対応体制の確保 2. 各部長は、給排気設備の停止実施後に第1種管理区域に人を立ち入らせる場合には、第50条に定めるところに従う。	(基保-018「補修及び改造基準」) 4.6 給排気設備の停止に係る措置 4.6.1 停止措置 設備管理部長は、計画停電時の施設の電気工作物の点検、又は長期休日等のため、加工施設の第1種管理区域の給排気設備を停止することができる。この場合設備管理部長は、各部長が以下の保安上の措置を講じていることを各部からの書面にて確認する。また、設備管理部長は核燃料取扱主任者へ確認結果を報告し給排気設備停止前にその措置が適切であることの確認を受ける。但し、一部の給排気設備の運転を行い、第1種管理区域を大気圧以下に保つ場合には第65条は適用されない。 4.6.2 加工施設の通常の使用の停止 各部長は加工施設の給排気設備停止時の安全を確保するため、所管する設備での通常の使用(生産活動)を停止する。さらに、不要な者の出入りを制限する。第1種管理区域内の点検等の保全活動に際しては、立入者に半面マスクを着用させる。また、商用電源が供給されない場合であっても、放送設備、火災警報設備及びV線エリアモニタの機能を確保する。 4.6.3 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め 核燃料物質を取り扱う部署の部長は、給排気設備停止時の室内換気の停止に伴う汚染防止のため、第1種管理区域内の工程内の核燃料物質を適切に除去し、所定の容器に入れ貯蔵設備へ収納する等により適切に閉じ込める。 4.6.4 給排気設備停止時の対応を定めた標準の整備・周知徹底及び対応体制の確保 設備管理部長は給排気設備停止時の措置を実施するために必要な下記項目について要保-253「給排気停止時の措置手順」に定め、各部へ周知徹底を行い、給排気設備停止時の対応体制を確保する。 1) 給排気設備停止期間の決定、通知 2) 給排気設備停止前の処置及び処置完了の確認 3) 給排気設備の停止処置 4) 給排気設備停止中の処置 5) 給排気設備再稼働時の処置 6) 対応体制及び連絡体制 4.6.5 給排気設備の停止後の入城時の措置 各部長は、給排気設備の停止後に第1種管理区域に入城する場合は、要保-253「給排気停止時の措置手順」に定める被ばくの低減措置を講じる。 (要保-253「給排気設備停止時の措置手順」) 3. 給排気設備停止時の措置手順 設備管理部長は、給排気設備停止を実施する場合、自部門を含め各部長が以下の保安上の措置を講じていることを書面にて確認する。また設備管理部長は核燃料取扱主任者へ確認結果を報告し、給排気設備停止実施前にその処置が適切であることの確認を受ける。 (1) 加工施設の通常の使用の停止 (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め (3) 給排気設備停止時の対応を定めた標準の整備・周知徹底及び対応体制の確保 各部長は、給排気設備の停止実施後に第1種管理区域に人を立ち入らせる場合には、保安規定第50条(被ばくの低減措置)に定めるところに従う。 各部長は給排気設備停止及び復旧を実施する場合次の具体的処置を取るものとする。
	5-8	(iii) ウランを取り扱う設備・機器からの飛散又は漏えい防止設計 閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。 設計上このような部位が発生する場合は、当該部位を定期的に点検することを点検要領及び保全計画に定める。		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-18	114	(4) 閉じ込めの管理 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。 (3) <u>第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (漏えい管理) 第34条 <u>各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講じる。</u> 3. 設備管理部長は、 <u>第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号) (以下「線量告示」という。)</u> に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-026「加工施設の操作基準(設備管理部)」) 4-8 漏えい管理 (3) 換気 設備管理部長は、 <u>第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号) (以下「線量告示」という。)</u> に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。
4-20	9	(4) 管理区域区分と第1種管理区域に対する安全設計 設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を開閉式フードで取り扱うことが困難な場合は、 <u>一時的に簡易的なフードを設置するか、操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。</u>	(被ばくの低減措置) 第50条 4. <u>各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。</u> 環境安全部長は、可搬式ダストサンプラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。	(基保-001「放射線管理基準」) 10. 被ばくの低減措置 10-5 一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合の措置 <u>品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。</u> 環境安全部長は、可搬式ダストサンプラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。 (OP-KC-KAN-2140「放射線作業管理業務及び環境サーベイ」) 2. 適用範囲 以下の放射線作業管理に適用する。 (1) <u>第1種管理区域での設備のクリーンアップ、工事、補修等</u> (2) <u>第2種管理区域での排気口以外の排気サンプリング</u> 以下の環境サーベイに適用する。 (1) <u>第1種管理区域、第2種管理区域の作業前等</u>
4-24	9 5-9	(ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造 (5) 排気設備の安全設計 溢水時の閉じ込めの機能の確保について、 <u>第1種管理区域内外を負圧に維持するための気体廃棄設備は、内部溢水に対し没水しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。</u> (イ) 粉末状のウランを含む空気施設外への漏えい防止設計 溢水時の閉じ込めの機能の確保について、 <u>第1種管理区域内外を負圧に維持するための気体廃棄設備は、内部溢水に対し没水しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 <u>設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。</u> この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 資機材の配備 2 設備管理部長は、 <u>溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備の排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置し、また、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)を鋼製のケースに収納するとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 8. 内部溢水発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 2設備管理部長は、 <u>溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備の排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置し、また、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)を鋼製のケースに収納するとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。</u> 【気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)を鋼製ケースに収納する件については、設工認対象として設計している。また、要保-364「火災防護計画」に、気体廃棄設備の排風機のモータ部及び制御盤に対して講じる措置を定める。】
4-28	25 114 6-2	(ト) その他の主要な構造 (12) 建物・構築物 主要な建物内の管理区域区分は以下のとおりとする。 第1加工棟 第2種管理区域 第4-1廃棄物貯蔵室 第4-2廃棄物貯蔵室 第4-3廃棄物貯蔵室 第4-4廃棄物貯蔵室 第4-5廃棄物貯蔵室 第4-6廃棄物貯蔵室 第4-7廃棄物貯蔵室 第4-8廃棄物貯蔵室 第4-9廃棄物貯蔵室 第1-1輸送物保管室 第1-1輸送物搬入室 第2加工棟 第1種管理区域 第2粉末受入室 第2-1貯蔵室 第2-2貯蔵室 第2-1混合室 第2-2混合室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1ペレット検査室 第2ペレット保管室 第2廃棄物処理室 第2出入管理室 第2洗濯室 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室 第2放射線管理室 第2分析室 第2開発室 第2フィルタ室 第2加工棟 第2種管理区域 第2集合体保管室 第2-1燃料棒検査室 第2燃料棒保管室 第2-1組立室 第2梱包室 第2輸送容器保管室 第2部品室 第2排風機室 第1-3貯蔵棟 第2種管理区域 第1-3貯蔵容器保管室 第1廃棄物貯蔵棟 第1種管理区域 W1廃棄物処理室 W1出入管理室 第1廃棄物貯蔵棟 第2種管理区域 第1廃棄物貯蔵室 W1-1排風機室 W1-1-2排風機室 W1廃棄物搬入室 第3廃棄物貯蔵棟 第2種管理区域 第3廃棄物貯蔵室 第5廃棄物貯蔵棟 第2種管理区域 第5廃棄物貯蔵室 発電機・ポンプ棟 非管理区域発電機室 114 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。 管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分し、管理する。 6-2 管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(以下「第2種管理区域」という。)とそうでない区域(以下「第1種管理区域」という。)とに区分し、その範囲を標識により明示し管理する。	(管理区域) 第40条 <u>線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所として、管理区域は、別図2-(2)から別図2-(6)に示す区域とする。</u> 6. 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。 (管理区域の区分) 第41条 前条の管理区域は、次の各号に基づき別図2-(2)から別図2-(6)に示すとおり区分する。 (1) <u>放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない区域」という。):(第2種管理区域)</u> (2) <u>汚染のおそれのない区域以外の区域:(第1種管理区域)</u>	(基保-001「放射線管理基準」) 1. 管理区域 1-1 適用範囲 周辺監視区域内の管理区域について適用する。 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。また、管理区域の概念図を図2に示す。 1-5 管理区域の区画及び標識(第40条第6項) 環境安全部長は、恒設の管理区域及び特別措置を行う管理区域に所定の標識を設置し、一時的な管理区域及び区分を変更した管理区域には、担当部長に所定の標識を設置させる。 標識を設ける箇所は、管理区域、一時管理区域の出入口及び管理区域境界とし、環境安全部長は必要があれば境界にさく、囲い、なわ張り等を実施または指示してこれらの区域にみだりに人を立ち入らせないようにする。 一時管理区域で、境界を、さく、囲い、なわ張り境界を表す場合は、人が立入ることができる区画の1辺に1枚以上の標識をつける。その間隔は概ね10mとする。なお、境界が壁等の人が立入ることができない箇所には不要とする。 2. 管理区域の区分 2-1 適用範囲 管理区域の区分及びその措置について適用する。 2-2 管理区域の区分(第41条第1項) 管理区域は、次の各号に基づき図1のとおり区分する。 (1) <u>放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない区域」という。):(第2種管理区域)</u> (2) <u>汚染のおそれのない区域以外の区域:(第1種管理区域)</u>
第五條(火災等による損傷の防止)関係				
5-2	10 5-110 5-133	(ニ)火災及び爆発の防止に関する構造 (1)基本的な考え方 火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。 (4)火災等に対する安全設計の基本方針 火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。 (ニ)まとめ 火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 <u>設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。</u> この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 1 環境安全部長は、 <u>火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 1 環境安全部長は、 <u>火災の発生を消防吏員に確実に通報するために、あらかじめ通報手順を定めるとともに、消防吏員が到着するまでに行う活動手順を定める。また、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。</u> (要保-364「火災防護計画」) 1. 概要 本要領には、「保安規定30条の3及び「設計想定事象等対処活動基準(基保-039)」に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所(以下「当事業所」という。)の加工施設の設計、工事の方法及び保全並びに初期消火活動の体制の整備に関して講じる火災防護措置について定める。 【以下の関連下部規定にそれぞれ手順を定める。 ・要保-192「異常時・非常時の連絡体制表」・・・火災の発生を消防吏員に確実に通報するための通報手順 ・要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」・・・消防吏員が到着するまでに行う活動手順 ・要保-299「消火活動要領」・・・初期消火活動の体制、資機材、消火活動の対応方法、具体的な事例(火災種別・発生場所)別の活動内容】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等									
5-5	添5別チ-1	(2)可燃性ガスの漏えい防止対策 (i) アンモニア分解ガス <u>所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する手順を定める。</u> (ii) プロパンガス <u>所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁の一次側にある手動バルブを閉止する手順を定める。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 17 設備管理部長は、 <u>所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動閉止弁を閉止する。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 17 設備管理部長は、 <u>所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動閉止弁を閉止する。</u> (要保-355「加工設備本体及び気体廃棄設備の停止の措置要領」) 表1 停止の措置の手順(火災等発生時、内部溢水発生時、自然現象発生時の措置) (内部火災、設備管理部) 1. <u>所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア系統及びアンモニア分解ガス系統の手動弁(A)(B')(C)を閉止する。</u> <u>アンモニアガス(分解ガス)手動閉止弁(A)(B')(C)を閉止する。</u>									
	添5別チ-4	3. 試験開発炉以外の可燃性ガスを用いる試験開発設備 <u>試験開発炉以外の可燃性ガスを用いる試験開発設備 試験開発設備には試験開発炉以外に、極少量の水素ガス等を使用する開発設備があるため以下の対策を行う。なお、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、試験開発炉と兼用する。</u> ①試験開発設備から工程室内に水素ガス等が漏えい、滞留しないようするため、試験開発設備の開口部にはイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。 ②試験開発設備は水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないよう、換気を行う第1種管理区域に設置する。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 25 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟の第2開発室において、少量の燃料開発又は試験検査で用いる市販の機器について、極少量の水素ガス等を使用するため、当該機器から工程室内に水素ガス等が漏えい、滞留しないよう、当該機器の開口部にはイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。当該機器は、水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないよう、換気を行う第1種管理区域に設置する。なお、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、加熱炉及び小型雰囲気可変炉と兼用する。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 25 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟の第2開発室において、少量の燃料開発又は試験検査で用いる市販の機器について、極少量の水素ガス等を使用するため、当該機器から工程室内に水素ガス等が漏えい、滞留しないよう、当該機器の開口部にはイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。当該機器は、水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないよう、換気を行う第1種管理区域に設置する。なお、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、加熱炉及び小型雰囲気可変炉と兼用する。</u> 【上記の各設備は、設工認対象として設計している】									
	添5別チ-5	4. 焼却炉 (1)異常な温度上昇の防止 <u>焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 26 燃料製造部長は、 <u>焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 26 燃料製造部長は、 <u>焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。</u> (0P-KC-TW-2843「焼却減容作業」) 4. 保安上の注意点 3) 熱的制限値は有しないが、 <u>過加熱防止機構が作動(設定温度：1179℃)しないように、炉内温度を確認し投入すること。</u> 5. 一般安全上の注意点 (1) 下記の物品は絶対に炉内に入れないこと。 <u>ボンベ缶、乾電池：爆発防止</u> <u>刃物、先のとがったもの：炉壁や焼却灰を入れるポリ袋の損傷防止</u>									
5-7	54	(ii) 熱的制限値 (a) 第2加工棟 <u>連続焼結炉 制限温度(℃) 1,850</u>	(火災及び爆発の防止) 第35条 <u>燃料製造部長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表5に定める熱的制限値以下に保つ。</u> 別表5 火災及び爆発の防止のための措置(第35条関係) 1. 熱的制限値(第35条第1項関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>熱的制限値(℃)</th> <th>運転管理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続焼結炉No.1※</td> <td>1850</td> <td>自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。</td> </tr> <tr> <td>連続焼結炉No.2-1</td> <td>1850</td> <td>自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	熱的制限値(℃)	運転管理方法	連続焼結炉No.1※	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。	連続焼結炉No.2-1	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。	(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-10 火災及び爆発の防止 (1) 熱的制限値を有する設備 ①加熱源を有する設備は、「保全対象範囲及び保全重要度設定要領(要保-371)の設備一覧に示すものである。 ②燃料製造部長は、 <u>保安規定別表5に記載の熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その操作温度を熱的制限値以下に保つ。</u> ③燃料製造部長は、②に示す以外の設備を操作する場合は、その操作温度を設備毎の最高使用温度以下に保つ。 確認結果については、定めた記録様式に記録をつけさせ、評価する。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)に定める。 (要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」) 20. 操作温度の確認 (4) <u>熱的制限値以下であることを、4項の監視する項目の中に入れて確認すること。</u>
設備名	熱的制限値(℃)	運転管理方法											
連続焼結炉No.1※	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。											
連続焼結炉No.2-1	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。											

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-12	10	(2)火災及び爆発の発生防止 <u>加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 2. 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、 <u>加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 2. 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。 (要保-364「火災防護計画」) (4) 加工施設内の可燃物及び発火源の管理 1) 可燃物の管理に関する一般事項 加工施設に持ち込む可燃物について、以下に示す管理を行う。 ② 加工施設内の工事、設備・機器の操作、保守に使用する可燃性、難燃性の物品及び資材等を加工施設に持ち込む場合は必要量のみとし、直近に使用する分を除き、廃棄物の仕掛品も含めて金属製容器に収納する。工事に伴う仮設機器等、使用していない間の金属製容器への収納が困難な可燃物については、防火シートで養生するなどの延焼防止の措置を講じるか又は別途、(工事)作業計画等で定めた防火上の措置を講じる。 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 12 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。 13 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。 14 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。 (要保-364「火災防護計画」) (4) 加工施設内の可燃物及び発火源の管理 3) 危険物に対する管理 ① 加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを分けて加工施設の建物に持ち込み、使用する分を除き、転倒防止対策を講じた金属製の危険物少量保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。 5) 可燃性金属の管理 当事業所の加工施設内において加工に際して発生するジルカロイの加工くずは、切削加工点近くの加工機内に留めないように刷毛等で頻繁に取り除き、金属容器に収納して作業場所一時保管する。管理区域内での加工くずの一時保管の期限は1週間を目途とし、管理区域から搬出した加工くずは、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。 (OP-GL-GL-3122「ジルカロイ切削屑(切り粉)の廃棄保管方法」) 6. 保管方法 ① 端面加工により発生したジルカロイの切削屑(切り粉)を専用保管容器へ入れる。(容器の80%位) ② 各加工場より担当者が手運搬で高台の設備棟裏の物置「廃棄物保管場所 Z r y 切り粉」へ持って行く。 ③ 切削屑(切り粉)の入った容器に切削屑(切り粉)が完全に浸るまで水を入れる。
	5-118	(iii) 可燃物の管理 火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持込みと保管管理等について定める。 (d) <u>可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設(建物)に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</u>		
	添5別チ-28	火災源の粉末消火器による初期消火について 1. 評価条件 可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作及び保守に必要なもののみを加工施設の建物に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する防火上の管理を行うため、火災源以外への延焼は考えない。		
	5-118	(iii) 可燃物の管理 (a) 本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。 (b) 加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、(c) 金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。 発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。	1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 12 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。 13 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。 14 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。	6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 12 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。 13 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100g/日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂(消火用)を配置する。 14 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。 (要保-364「火災防護計画」) (4) 加工施設内の可燃物及び発火源の管理 3) 危険物に対する管理 ① 加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを分けて加工施設の建物に持ち込み、使用する分を除き、転倒防止対策を講じた金属製の危険物少量保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。 5) 可燃性金属の管理 当事業所の加工施設内において加工に際して発生するジルカロイの加工くずは、切削加工点近くの加工機内に留めないように刷毛等で頻繁に取り除き、金属容器に収納して作業場所一時保管する。管理区域内での加工くずの一時保管の期限は1週間を目途とし、管理区域から搬出した加工くずは、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。 (OP-GL-GL-3122「ジルカロイ切削屑(切り粉)の廃棄保管方法」) 6. 保管方法 ① 端面加工により発生したジルカロイの切削屑(切り粉)を専用保管容器へ入れる。(容器の80%位) ② 各加工場より担当者が手運搬で高台の設備棟裏の物置「廃棄物保管場所 Z r y 切り粉」へ持って行く。 ③ 切削屑(切り粉)の入った容器に切削屑(切り粉)が完全に浸るまで水を入れる。
5-13	5-113	(v) 火災発生時の爆発防止 <u>可燃性ガスを使用する設備・機器には、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、上記フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 7 燃料製造部長は、 <u>可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 7 燃料製造部長は、 <u>可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。</u> (要保-364「火災防護計画」) (4) 加工施設内の可燃物及び発火源の管理 6) 連続焼結炉などの可燃性ガスを取り扱う設備の運用 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した場合には、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を作動させて、爆発の発生を防止する。
5-16	5-112	(ii) 加工施設(設備・機器)の火災の発生防止に関する安全設計 <u>空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 5 燃料製造部長及び品質保証部長は、 <u>空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。</u> さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 5 燃料製造部長及び品質保証部長は、 <u>空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。</u> さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。 (要保-364「火災防護計画」) (4) 加工施設内の可燃物及び発火源の管理 1) 可燃物の管理に関する一般事項 ③ <u>空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、特に可燃物を配置しない管理を徹底する。</u>
5-18	5-112	(ii) 加工施設(設備・機器)の火災の発生防止に関する安全設計 <u>ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 6 燃料製造部長及び品質保証部長は、 <u>ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。</u> さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 6 燃料製造部長及び品質保証部長は、 <u>ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。</u> さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。 (要保-364「火災防護計画」) (7) 消火活動に起因する損傷等の悪影響の防止 消火活動に起因する悪影響として、水消火活動による消火水のウラン粉末取扱い設備への浸入が考えられる。 <u>ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。</u>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-20	5-112	(ii) 加工施設（設備・機器）の火災の発生防止に関する安全設計 <u>ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備</p> <p>5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、<u>直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</u></p> <p>6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器については、<u>直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 6. 火災等発生時（内部火災） （4）手順書の整備</p> <p>5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、<u>直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</u></p> <p>6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、<u>直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</u></p> <p>（要保-364「火災防護計画」） （4）加工施設内の可燃物及び発火源の管理</p> <p>1) 可燃物の管理に関する一般事項 ③空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、特に可燃物を配置しない管理を徹底する。 ④<u>ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても同様とする。</u></p>
5-23	5-116	(6) 火災等による損傷防止に対するその他の対策 (a) 電気火災の発生防止 ①加工施設内の受変電設備、設備・機器用分電盤、分電盤、制御盤等の電気設備内のケーブルは、電気設備本体を金属製とし、必要に応じて内部の熱を適切に排出する換気機能を備えるとともに、接続する設備・機器の仕様上問題がない限り回路上に配線用遮断器を設け、 <u>電気火災の発生を防止する。</u>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備</p> <p>13 設備管理部長は、<u>第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟において、電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。</u></p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 6. 火災等発生時（内部火災） （3）必要な電源その他資機材の配備</p> <p>13 <u>設備管理部長は、第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。</u></p> <p>【要保-364「火災防護計画」に、上記の加工施設内の電源に接続する一般設備に対する措置を定める。】</p>
5-25	5-114	(i) 火災感知設備 (a) <u>加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</u>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、<u>加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</u></p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 6. 火災等発生時（内部火災） （3）必要な電源その他資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、<u>加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</u></p> <p>（要保-364「火災防護計画」） 3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置 （5）火災の感知及び消火に係る設備の保守管理</p> <p>1) 火災感知設備 加工施設の建物には、<u>火災を早期に感知し報知するための火災感知設備（自動火災報知設備）を設ける。</u> 火災感知設備は、<u>消防法に基づき設置し、また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</u></p> <p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 14. その他の設計想定事象等 （3）必要な電源その他資機材の配備</p> <p>16 <u>設備管理部長は、自動火災報知設備については、外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならないようにする。</u></p> <p>（要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」） 3. 1 資機材の配備 （8）環境安全部長、設備管理部長及び業務管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、<u>短時間の停電時の間の電源を確保するためのバッテリーを備える。</u></p>
	5-114	(i) 火災感知設備 (d) <u>外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならない設計とする。</u>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>10. 設計想定事象の発生時（その他） 資機材の配備</p> <p>16 <u>設備管理部長は、自動火災報知設備については、外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならないようにする。</u></p>	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-26	5-114	(ii) 消火設備 (屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ) (a) 屋内消火栓、屋外消火栓 消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置し、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。 第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤 (油火災用) を設置する。 本加工施設には2台の可搬消防ポンプを備え、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 消火器は消防法に規定する数を十分上回るように設置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備 3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。 4 設備管理部長は、第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤 (油火災用) を設置する。 5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時 (内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。 4 設備管理部長は、第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤 (油火災用) を配置する。 5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。 (要保-364「火災防護計画」) 3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置 (5) 火災の感知及び消火に係る設備の保守管理 2) 消火設備 加工施設の建物には、迅速な初期消火を行うための消火設備を設ける。 ① 加工施設には屋内消火栓及び屋外消火栓を建物の各室に放水可能となるよう配置し、接続ホースを備える。また、消火用水源を加工施設の敷地内に複数設ける。 ② 加工施設には可搬消防ポンプを備える。 ③ 加工施設には、設置場所で想定される火災に対応した種類の消火器を、消防法に定められた能力単位に対して余裕 (5倍以上) を持った数量配置する。消火器には、安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。 消火設備は、消防法に基づき設置し、また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時 (内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。 (要保-364「火災防護計画」) (5) 火災の感知及び消火に係る設備の保守管理 2) 消火設備 加工施設の建物には、迅速な初期消火を行うための消火設備を設ける。 ③ 加工施設には、設置場所で想定される火災に対応した種類の消火器を、消防法に定められた能力単位に対して余裕 (5倍以上) を持った数量配置する。
	5-125	(iii) 火災感知及び消火手段 消防法に基づいた能力以上 (屋内消火栓：130 L/min、屋外消火栓：350 L/min) の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える設計とする (別添5チ(p)-8)。 消火水として使用できる水を約240 m3保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を本加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。	1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備 11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。	(要保-364「火災防護計画」) 3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置 (5) 火災の感知及び消火に係る設備の保守管理 2) 消火設備 加工施設の建物には、迅速な初期消火を行うための消火設備を設ける。 ① 加工施設には屋内消火栓及び屋外消火栓を建物の各室に放水可能となるよう配置し、接続ホースを備える。また、消火用水源を加工施設の敷地内に複数設ける。 ② 加工施設には可搬消防ポンプを備える。 ③ 加工施設には、設置場所で想定される火災に対応した種類の消火器を、消防法に定められた能力単位に対して余裕 (5倍以上) を持った数量配置する。消火器には、安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。 消火設備は、消防法に基づき設置し、また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。
	5-114	(iii) 消火設備 (消火器) 消火器は消防法に規定する数を十分上回るように設置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。	1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備 11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時 (内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。 (要保-364「火災防護計画」) (5) 火災の感知及び消火に係る設備の保守管理 2) 消火設備 加工施設の建物には、迅速な初期消火を行うための消火設備を設ける。 ③ 加工施設には、設置場所で想定される火災に対応した種類の消火器を、消防法に定められた能力単位に対して余裕 (5倍以上) を持った数量配置する。
	添5別チ-28	火災源の粉末消火器による初期消火活動について 2. 評価結果 火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を設置している。		
	43	安全機能を有する施設 (消火設備及び火災感知設備) 第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、第1-3貯蔵棟、発電機・ポンプ棟 消火器 耐震重要度分類 (注1) (注1) 転倒防止策を講じる。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係) 4. 設計想定事象の発生時 (地震) 資機材の配備 1 燃料製造部長は、輸送容器、金属製容器 (放射性廃棄物を収納したドラム缶その他の金属製容器) 及び消火器を 固定又は固縛し転倒を防止するための 資機材を配備する。 4. 設計想定事象の発生時 (地震) 手順書の整備 3 設備管理部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 9. 自然現象発生時 (地震) (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 燃料製造部長は、輸送容器、金属製容器 (放射性廃棄物を収納したドラム缶その他の金属製容器) 及び消火器を固定又は固縛し転倒を防止するための資機材を配備する。 (4) 手順書の整備 3 設備管理部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。 (管火-002「消火器設置要領」) 5. 消火器を設置する場合の留意点 (10) 安全機能を有する施設の消火器は、転倒防止策を講じること。
5-27	10	(3) 火災の感知及び報知並びに消火 初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 要員の配置 1 環境安全部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時 (内部火災) (1) 必要な要員の配置 環境安全部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。 (2) 要員に対する教育・訓練の実施 環境安全部長は、該当する要員に対して、内部火災発生時に関する教育・訓練を年1回以上実施する。 (3) 必要な電源その他資機材の配備 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。
	5-118	(iv) 体制等の整備 火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。 火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。 この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。(添付書類七ロ(p)参照。)	1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 教育・訓練の実施 1 環境安全部長は、該当する要員に対して、内部火災発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。 1. 設計想定事象の発生時 (内部火災) 資機材の配備 6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検 (6カ月に1回) 及び総合点検 (1年に1回) を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-28	11	(3) 火災の感知及び報知並びに消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備 1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。</p> <p>(要保-364「火災防護計画」) 4. 初期消火活動のための体制の整備に関して事業者が講じる火災防護の措置 (1) 体制、手順書、消火用資機材等の整備 3) 消火用資機材等(3.に示す火災感知、報知、消火設備を除く) 加工施設には、3.に示す火災感知、消火に係る設備のほか、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、呼吸用ボンベマスク等の消火用資機材を設ける。また、夜間に火災等が発生した場合に消火活動等現場作業が可能となるよう、<u>可搬型照明(投光器)及び専用の電源を設ける。これらの資機材は分散配置し、アクセスルートを確保する。</u></p> <p>【以下の関連下部規定にそれぞれ配置等を定める。 ・要保-188「非常時用資機材点検要領」・・・防火衣、フィルタ付防護マスク、呼吸用ボンベマスク、可搬型照明及び専用の電源(可搬式発電機) ・要保-299「消火活動要領」・・・図1屋外設置の主要な消火設備の配置図】</p> <p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 14 設備管理部長は、<u>第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟の屋内消火栓へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</u> 15 設備管理部長は、<u>第1廃棄物貯蔵棟において、消火器を使用した初期消火活動を行えるよう、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火器を使用した初期消火活動を行う。</u></p> <p>(要保-299「消火活動要領」) 5. 消火活動の対応 5.2 消火活動における共通的に注意事項 イ. 進入経路 消火活動のための加工施設等へのアクセスルートを図1、図2に定める。</p> <p>【大型の制御盤に設ける自動式の消火設備は、設工認対象として設計している。】</p>
5-125	添5別子-28	<p>(iii) 火災感知及び消火手段 加工施設の建物の各室は、<u>屋内消火栓又は屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルート及び第2加工棟にあっては各室の屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上設ける。</u> <u>消火用資機材が配備されていること、誘導灯や非常用照明の設置、床面への表示等により容易に識別でき、非常口を設け、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを2つ以上確保することから、粉末消火器を使用した手動による初期消火活動が可能と判断する。</u></p> <p>火災源の粉末消火器による初期消火活動について 2. 評価結果 主要な火災源であるアクセスルートに面した大型の制御盤には自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、<u>これらによる発火による熱や煙の影響を防止してアクセスルートを確保する。</u></p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備 14 設備管理部長は、<u>第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟の屋内消火栓へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</u> 15 設備管理部長は、<u>第1廃棄物貯蔵棟において、消火器を使用した初期消火活動を行えるよう、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火器を使用した初期消火活動を行う。</u></p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 14 設備管理部長は、<u>第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟の屋内消火栓へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</u> 15 設備管理部長は、<u>第1廃棄物貯蔵棟において、消火器を使用した初期消火活動を行えるよう、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火器を使用した初期消火活動を行う。</u></p> <p>(要保-299「消火活動要領」) 5. 消火活動の対応 5.2 消火活動における共通的に注意事項 イ. 進入経路 消火活動のための加工施設等へのアクセスルートを図1、図2に定める。</p> <p>【大型の制御盤に設ける自動式の消火設備は、設工認対象として設計している。】</p>
5-125		(iii) 火災感知及び消火手段 粉末消火器を用いた初期消火が困難な場合は、 <u>水消火設備(屋内消火栓又は屋外消火栓)を使用する。</u> <u>活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする(添付書類七)。</u>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 16 環境安全部長は、<u>火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、所長の指示に基づき、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)を用いた水による消火活動を実施させる。活動の流れ(粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。)</u>は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 16 環境安全部長は、<u>火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、所長の指示に基づき、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)を用いた水による消火活動を実施させる。活動の流れ(粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。)</u>は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p>要保-364「火災防護計画」 (5) 火災の感知及び消火に係る設備の保守管理 2) 消火設備 加工施設の建物には、迅速な初期消火を行うための消火設備を設ける。 ① 加工施設には<u>屋内消火栓及び屋外消火栓を建物の各室に放水可能となるよう配置し、接続ホースを備える。また、消火用水源を加工施設の敷地内に複数設ける。</u></p>
5-125	添5別子-28	<p>(iii) 火災感知及び消火手段 消防法に基づいた能力以上(屋内消火栓：130 L/min、屋外消火栓：350 L/min)の放水能力を有した<u>屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える設計とする(別添5子ウ-8)。</u></p> <p>火災源の粉末消火器による初期消火活動について 2. 評価結果 火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を設置している。よって、<u>粉末消火器による初期消火が可能である。</u></p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備 8 設備管理部長は、<u>消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。</u> 11 設備管理部長は、<u>火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</u></p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 8 設備管理部長は、<u>消防法に基づいた能力(屋内消火栓：130 L/min、屋外消火栓：350 L/min)以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。</u> 11 設備管理部長は、<u>火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</u></p> <p>(要保-299「消火活動要領」) 4. 4 初期消火活動に必要な資機材の配備 環境安全部長及び設備管理部長は、初期消火活動に必要な資機材として以下の設備、資機材を備え付け、常に使用可能な状態にしておく。消火用資機材の仕様及び設置場所を別表1及び別図1に、操作方法を別表2に示す。 ・簡易防火衣 12組(管理責任者：環境安全部長) ・耐熱防護服 4組(管理責任者：環境安全部長) ・粉末消火器 一式(管理責任者：環境安全部長) ・屋外消火栓 一式(管理責任者：設備管理部長) ・屋内消火栓 一式(管理責任者：設備管理部長) ・可搬消防ポンプ 2台(管理責任者：設備管理部長) ・消火栓ポンプ 2台(管理責任者：設備管理部長) ・消火栓水槽 2基(管理責任者：設備管理部長) ・貯水槽 2基(管理責任者：設備管理部長) なお、可搬消防ポンプの点検又は故障時の代用として、大型消火器を設置する。その他資機材についても点検又は故障の場合は、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 これらの資機材は「非常時の措置基準(基保-006)」で定める非常時用資機材(消火用資機材)であり、その管理方法は、同基準に定める要領に従うものとする。 *関連標準等：「非常時の措置基準(基保-006)」 *関連標準等：「非常時用資機材点検要領(要保-188)」</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-29	11	(3) 火災の感知及び報知並びに消火 消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止する設計とする。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。
	添5別チ-28	火災源の粉末消火器による初期消火活動について 2. 評価結果 主要な火災源であるアクセスルートに面した大型の制御盤には自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、これらによる発火による熱や煙の影響を防止してアクセスルートを確保する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備 16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。	【大型の制御盤に設ける自動式の消火設備は、設工認対象として設計し、アクセスルートを確保する。】
5-30	5-121	(3) 火災区域及び火災区画の設定 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁、耐火性を有する扉、防火ダンパー等によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。 火災区域内の火災の延焼を防止するため、必要に応じて核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定する。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。
			添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。	(要保-364「火災防護計画」) (2) 火災区域及び火災区画 1) 火災区域 当事業所の加工施設には、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁、耐火性を有する扉、防火ダンパー等によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画を設定する。 建築基準法に基づく防火区画を有する建物はこれを火災区域とし、防火区画がない建物については、建物全体を火災区域とする。 2) 火災区画 当事業所の加工施設においては、同一の火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域(第2種管理区域)が存在する火災区域については、第1種管理区域の境界間仕切り壁及び境界扉に防火性能を追加し、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画とする。それ以外の火災区域については、境界の耐火壁のほか火災区域内をさらに細分化できる耐火性能を有する障壁等を設けないため、火災区画境界は火災区域境界と同一とする。 当事業所の加工施設に設ける火災区画及びこれに対する火災防護措置を表に示す。
5-36	5-116	(5) 火災感知設備、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に対する安全設計 (i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。 (ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。 (4) 手順書の整備 8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。
			添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備 7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。	(要保-364「火災防護計画」) 3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置 (5) 火災の感知及び消火に係る設備の保守管理 2) 消火設備 加工施設の建物には、迅速な初期消火を行うための消火設備を設ける。 ③ 加工施設には、設置場所で想定される火災に対応した種類の消火器を、消防法に定められた能力単位に対して余裕を持った数量配置する。 消火器には、安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。 消火設備は、消防法に基づき設置し、また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 消火設備について、故障により使用できないことが点検時等に判明した場合には、直ちに補修し、使用できる状態に復旧する。
5-38	11	(4) 火災及び爆発による影響の軽減 それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか、金属箱等に収納する設計とし、また、安全機能を有する施設を設置する工程室のケーブルラックは金属製、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 17 設備管理部長は、第2加工棟において、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画に設置する設工認対象以外の設備については、安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性プラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。
	5-117	(6) 火災等による損傷の防止に対するその他の対策 (b) 電気火災の拡大防止 ⑥安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備 17 設備管理部長は、第2加工棟において、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画に設置する設工認対象以外の設備については、安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性プラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。	【要保-364「火災防護計画」に、上記のウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画に設置する設工認対象以外の設備に対する措置を定める。】
5-39	11	(4) 火災及び爆発による影響の軽減 また、油火災の延焼を防止するため、ウランを非密封で取り扱う設備・機器を収容する火災区域内に設置する油圧ユニットの作動油タンクには、油の飛散を防止するとともに、耐火性を有した防護板を設置する設計とする。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 9 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。 10 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。 11 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。
	5-117	(ii) 油火災等に対する安全設計 ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策を講じる。 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。 オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 9 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。 10 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。 11 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。	(要保-364「火災防護計画」) (4) 加工施設内の可燃物及び発火源の管理 2) 油類を使用する設備に対する管理 加工施設のうち、油類を使用する設備に対しては以下の管理を行い、火災の発生を防止する。 ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。 ② 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。 ③ 設備等から油類の漏えいが確認された場合は、拭き取り等を行い、漏えいが継続しないよう処置する。漏えいを完全には防げない設備については、周囲を油吸着材で囲い、漏えいが拡大しないよう処置する。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-41	5-132	(5) 火災伝播評価 火災区画内の火災源に対しては、添5チ(d)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 5 燃料製造部長及び品質保証部長は、 <u>空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 5 燃料製造部長及び品質保証部長は、 <u>空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</u> (要保-364「火災防護計画」) (4) 加工施設内の可燃物及び発火源の管理 1) 可燃物の管理に関する一般事項 ③空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、特に可燃物を配置しない管理を徹底する。 ④ <u>ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても同様とする。</u>
5-45	5-122	火災源とする設備・機器等 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油(以下「廃油」という。)は、 <u>液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 15 <u>燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油を第5廃棄物貯蔵棟(消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所)に保管する。保管に当たっては、汚染の広がりを防止するとともに廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれがないよう、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に廃油を収納し、不燃性材料である鉄製の受け皿付きスキッドを用いる管理を行う。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 15 燃料製造部長は、 <u>第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油を第5廃棄物貯蔵棟(消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所)に保管する。保管に当たっては、汚染の広がりを防止するとともに廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれがないよう、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に廃油を収納し、不燃性材料である鉄製の受け皿付きスキッドを用いる管理を行う。</u> (要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 2-3 ドラム缶 2-3-2 各保管場所の床許容荷重に基づくドラム缶の制限重量 ・ドラム缶の保管に使用するパレット等の仕様(参考)を第6表に示す。 第6表 保管に使用するパレット等の仕様 注：第5廃棄物貯蔵棟で使用する受皿付きスキッドは、200 L以上の容積を有するものであること、不燃性材料である鉄製とすること。 【第5廃棄物貯蔵棟が消防法に基づく耐火性を有している件は、設工認対象として設計している】
第六条(安全機能を有する施設の地盤)関係				
—	—	—	—	—
第七条(地震による損傷の防止)関係				
—	—	—	—	—
第八条(津波による損傷の防止)関係				
—	—	—	—	—

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 関係				
9-4	17	(ト) その他の主要な構造 (1) 外部からの衝撃による損傷の防止 (イ) 竜巻敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 10. 自然現象発生時(竜巻) (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固定固縛を行う。
	5-91	(3) 竜巻に対する安全設計 (イ) 施設の安全設計 竜巻により敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 資機材の配備 1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固定固縛を行う。	【要保-363「竜巻発生時における活動要領」に上記事項を定める。】
9-12	17	(ト) その他の主要な構造 (1) 外部からの衝撃による損傷の防止 (イ) 竜巻更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 10. 自然現象発生時(竜巻) (3) 必要な電源その他資機材の配備 4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3 竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。
	5-91	(3) 竜巻に対する安全設計 (ii) 更なる安全性向上策 安全設計で想定したF1 竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3 竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。 F3 竜巻より風荷重または飛来物により損傷するおそれがある建物内への風の吹き込みを防止する対策を以下に示す。 第2加工棟 F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している気体廃棄設備のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、ダクトにダンパーを設ける。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 資機材の配備 4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3 竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。	(要保-363「竜巻発生時における活動要領」) 2. 2 竜巻襲来が想定される段階で採る措置 ①注意喚起フェーズに入ったとき 核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び核燃料物質の取り扱い作業を制限する。環境安全部長、燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長(作業がなければ対応不要) ②警戒態勢フェーズに入ったとき 核燃料物質等を取り扱っている工程を確認し、右記の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。設備管理部長は、1~4階の火災区画の境界にまたがるダクトの防火ダンパーを手動閉止する。
9-14	17	(ト) その他の主要な構造 (1) 外部からの衝撃による損傷の防止 (イ) 竜巻更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 10. 自然現象発生時(竜巻) (4) 手順書の整備 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。
	5-91	(3) 竜巻に対する安全設計 (ii) 更なる安全性向上策 安全設計で想定したF1 竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3 竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。 建物内に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器及び廃棄物ドラム缶の飛散を防止する対策を以下に示す。 第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟・第1-3貯蔵棟に収納する貯蔵容器並びに第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟に収納する廃棄物ドラム缶は、F3 竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 手順書の整備 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。 4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器I型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。* ※後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。	(要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 4. その他 4-4 竜巻防護対策 作業中に竜巻の注意喚起フェーズ又は警戒態勢フェーズに入ったときは、フェーズに応じて、ドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を、固縛又は必要に応じて固定を行うこと。詳細については「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」(OP-KC-TW-2194)に示す通りとする。
	添5別ト-39	別添5ト(ロ)-5 放射性廃棄物の飛散対策 第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟に保管する放射性固体廃棄物を収納したドラム缶等の金属容器について、以下により飛散防止の策を講じる。 専用治具を用いて固縛及び連結を行う(添図5-1-1)。 ラッシングベルトにて固縛を行う(添図5-1-2)。 床に対しても固定を講じる(添図5-1-3)。 添図5-1-1 段積み時の固縛対策 添図5-1-2 平積み時の固縛対策(固縛のみ) 添図5-1-3 平積み時の固縛対策(固縛及び固定)		(OP-KC-TW-2194「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」) 4. 保安上の注意点 (8) 作業中に竜巻襲来が想定された場合は、竜巻防護対策として以下の措置をとる。 1) 注意喚起フェーズの所内放送があった場合、30分以内に取り扱い中以外の固縛していないドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 2) 警戒態勢フェーズの所内放送があった場合、ただちに作業を中止し、30分以内に取り扱い中のドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。
9-15	17	(ト) その他の主要な構造 (1) 外部からの衝撃による損傷の防止 (イ) 竜巻更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	(放射性固体廃棄物) 第73条 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。	(基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 6. 保管方法(保安規定第73条第2、4項、第74条第10~12項) 6-1 放射性固体廃棄物(通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物(液体を除くゴミ類)が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。 図2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。 なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。
	5-92	(3) 竜巻に対する安全設計 (ii) 更なる安全性向上策 安全設計で想定したF1 竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3 竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。 建物内に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器及び廃棄物ドラム缶の飛散を防止する対策を以下に示す。 第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟ドラム缶当たりのインベントリが多い固体廃棄物及び再生濃縮ウランを含む固体廃棄物は、最大保管廃棄能力を削減するとともに配置を変更する。	(放射性液体廃棄物) 第74条 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。	第2表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力 6-2 放射性液体廃棄物(廃油等) 燃料製造部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す 第5廃棄物貯蔵棟 で保管廃棄する。 図2 放射性廃棄物の保管場所 第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力 (要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 2. 保管廃棄設備に係わる社内管理値 2-1 放射性固体廃棄物 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値は第1表に示す。 第1表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値、図1 再生濃縮ウラン等の保管領域及び保管本数 【第1表に、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1加工棟保管許容量、再生濃縮ウランの保管許容量を定める。図1に再生濃縮ウランの配置を定める。】 2-2 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値を第2表に、消防法上の危険物制限値を第3表に示す。第3表に示す危険物の種類ごとの制限値を遵守すること。 第2表 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値 【第2表に、第5廃棄物貯蔵棟の保管許容量を定める。】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
9-16	17	<p>(ト) その他の主要な構造 (1) 外部からの衝撃による損傷の防止 (i) 竜巻更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 要員の配置 1 環境安全部長は、<u>竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。</u></p> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 教育・訓練の実施 1 <u>環境安全部長は、該当する要員に対して、竜巻襲来が想定される段階で採る措置に関する教育・訓練を定期的</u> <u>に実施する</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 10. 自然現象発生時(竜巻) (1) 必要な要員の配置 1 環境安全部長は、<u>竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。</u> (2) 要員に対する教育・訓練¹⁾ 1 <u>環境安全部長は、該当する要員に対して、竜巻襲来が想定される段階で採る措置に関する教育・訓練を年1回以上実施する。</u></p> <p>(基保-007「教育訓練基準」) 8. 設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練 8-1 設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練の実施 設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練は、事業所において火災が発生した場合等の異常時及び非常時において災害を最小限に食い止めるための活動及び事業所防災組織が、あらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにすること及びその有効性の評価を目的として実施する。 設計想定事象等対処活動訓練は、以下に掲げる事象が発生した場合における加工施設の保全のための活動及び事業所防災組織が、あらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにすること及びその有効性の評価を目的として実施する。詳細は、「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領(要保-196)」に定める。 イ 火災若しくは爆発が発生した場合 ロ 加工施設内で溢水が発生した場合 ハ 地震その他の自然現象が発生した場合 ニ 臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常が発生した場合 ホ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合 ヘ 大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合</p> <p>【要保-363「竜巻発生時における活動要領」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」に上記事項を定める。】</p>
	5-92	<p>安全設計で想定したF1竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。 竜巻襲来時のソフトな対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。 <u>体制の整備 竜巻襲来が想定される段階での連絡体制及び竜巻対策実施体制を整備し、連絡・対策実施についての手順書を整備する。</u> <u>連絡・対策要員に対し教育・訓練を定期的に行って力量を確保し、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。</u> <u>複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。</u></p>		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
9-16 (続き)	5-92	<p>注意喚起 竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。 <u>注意喚起は、大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に以下の対応を実施する。</u> <u>連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。</u> <u>対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。</u> <u>廃棄物保管工程について、取り扱い中以外の固縛していないドラム缶及び金属製容器は、治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定することによって飛散防止の処置を講ずる。なお、通常、保管廃棄中のドラム缶等は、治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定した状態である。</u> <u>大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 資機材の配備 1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固定固縛を行う。 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 手順書の整備 1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の注意喚起としての対応を実施させるか又は自ら実施する。発表後においても、環境安全部長は、気象状況の監視体制を維持し、気象状況の推移に応じて、注意喚起としての対応の実施の継続又は解除を行う。 (1)連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 (2)対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 (3)燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取り扱い中以外の固縛していないドラム缶及び金属製容器は、治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定することによって飛散防止の処置を講じる。 (4)環境安全部長は、大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 10. 自然現象発生時(竜巻) (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固定固縛を行う。 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 (4) 手順書の整備 1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の注意喚起としての対応を実施させるか又は自ら実施する。発表後においても、環境安全部長は、気象状況の監視体制を維持し、気象状況の推移に応じて、注意喚起としての対応の実施の継続又は解除を行う。 1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 2) 対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 3) 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取り扱い中以外の固縛していないドラム缶及び金属製容器は、治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定することによって飛散防止の処置を講ずる。 4) 環境安全部長は、大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p> <p>【要保-363「竜巻発生時における活動要領」、OP-KC-TW-2194「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」に上記事項を定める。】</p>
	5-92	<p>警戒態勢 本加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50mm/h以上が予測された場合に、以下の対応を実施する。 <u>連絡要員は直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。</u> <u>連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。</u> <u>対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</u> <u>輸送物、廃棄物の構内運搬は、運搬を中止する。</u> <u>作業者は作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。</u> <u>作業者は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガス切替実施を行う。</u> <u>試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。</u> <u>廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。</u> <u>大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。</u> <u>本加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両(トラックウィング車)はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。</u></p>	<p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 資機材の配備 1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固定固縛を行う。 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 手順書の整備 2 環境安全部長は、加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の警戒態勢としての対応を実施させるか又は自ら実施する。発表後においても、環境安全部長は、気象状況の監視体制を維持し、気象状況の推移に応じて、警戒態勢としての対応の実施の継続又は解除を行う。 (1)連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。 (2)連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。 二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。 四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。 五 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 六 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。 七 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両(トラックウィング車)はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。</p>	<p>10. 自然現象発生時(竜巻) (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固定固縛を行う。 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 (4) 手順書の整備 2 環境安全部長は、加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の警戒態勢としての対応を実施させるか又は自ら実施する。発表後においても、環境安全部長は、気象状況の監視体制を維持し、気象状況の推移に応じて、警戒態勢としての対応の実施の継続又は解除を行う。 1) 連絡要員は直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。 2) 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 ①燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。 ②燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 ③燃料製造部長は、連続焼結炉のヒータ電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。 ④燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。 ⑤燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 ⑥環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。 ⑦環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両(トラックウィング車)はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。⁽¹⁹⁾</p>
添5別ト-39		別添5ト(ロ)-5 放射性廃棄物の飛散対策		<p>(要保-363「竜巻発生時における活動要領」) 2. 1 体制の整備 ①監視区分、監視対象情報及び監視条件 警戒態勢フェーズ：加工施設から30kmの範囲内の同一地点において、以下の3つの情報が同時に予測されたとき及びその間。 1) 竜巻発生確度ナウキャスト：発生確度 1 2) 雷ナウキャスト：活動度 3 3) 降水ナウキャスト：降水強度 50mm/h 以上 2. 2 竜巻襲来が想定される段階で採る措置 (2) 警戒態勢フェーズ 警戒態勢フェーズで採る措置 1 直ちに非常放送設備により、警戒態勢フェーズに入ったことと竜巻防護措置の開始について所内周知するとともに、環境安全部長(夜間・休日時は当直責任者)へ電話で状況を報告する。 2. 輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。 3. 投入作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 4. 連続焼結炉のヒータ電源を遮断し、可燃性ガスを窒素ガスに切り替える。 5. 試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚に保管する。 6. 廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 7. 図3のエリア内に、大型車両含む構内車両があれば、保安棟前又は事業所の外へ退避させる。ただし、様式2「竜巻発生時における措置対象除外申請書」の提出車両は対応不要とする。 8. 住友電工ファイナポリマー(株)に対し、第1加工棟に影響を及ぼすおそれのあるエリア(図4)の大型車両の有無の確認を要請し、該当する場合にはエリア外に退避してもらう。</p> <p>【要保-363「竜巻発生時における活動要領」に資機材の配備を定める】</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
9-19	17	(ト) その他の主要な構造 (1) 外部からの衝撃による損傷の防止 (iii) 極低温 (凍結) 過去に記録された最低気温-7.5℃ (大阪管区気象台 1945年1月28日) を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 18 設備管理部長は、 <u>屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機 (非常用電源設備No.2 非常用発電機、非常用電源設備A 非常用発電機) については、使用する冷却水に不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。</u>
	5-94	(ニ) 極低温 (凍結) 過去に記録された最低気温-7.5℃ (大阪管区気象台 1945年1月28日) を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係) 9. 設計想定事象の発生時 (その他) 資機材の配備 18 設備管理部長は、 <u>屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機については、使用する冷却水に不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。</u>	【要保-389「加工施設の点検要領」の様式-2 設備点検表に不凍液 (JIS K 2234) の流量及び劣化状態を確認する項目を定める。(1回/年)】
9-20	5-105	(ホ) 火山活動 (降下火砕物) 本加工施設の屋根は、降下火砕物の堆積厚12cmを許容できる設計 (降下火砕物の密度は湿潤状態を想定して1.5g/cm ³ とした。) であるが、安全側に気中の降下火砕物の状態を踏まえて降下火砕物の堆積が認められれば除去する措置を講じる。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係) 7. 設計想定事象の発生時 (火山活動 (降下火砕物)) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、 <u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 11. 自然現象発生時 (火山活動 (降下火砕物)) (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、 <u>降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。</u> (要保-353「降下火砕物・降雪堆積物による加工施設の建物の損傷防止措置要領」) 2. 損傷防止措置 2. 1 降下火砕物堆積時の措置 本加工施設の各建物の降下火砕物の許容堆積厚さを表1に示す。許容堆積厚さが最も小さい第1加工棟の屋根は、降下火砕物の堆積厚12cmを許容できる設計 (密度は湿潤状態を想定して1.5g/cm ³ とした。) であるが、設備管理部長 (緊急対策本部の設営後は工務係長) は、 <u>安全側に堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。</u> 2. 3 降下火砕物と降雪堆積物の重畳時の措置 降下火砕物と積雪の重畳が予想される場合でも、建物の損傷を防止できるが、安全側に設備管理部長 (緊急対策本部の設営後は工務係長) は、 <u>火砕物の堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。</u> 上記2. 1項～2. 3項の場合の体制の整備と措置の手順は表2のとおりである。また、堆積物除去作業に必要な資機材の一覧表を表3に示す。なお、資機材は、部材加工棟 (II) に保管する。 表2 堆積物除去作業の手順
9-22	18	(iv) 火山活動 (降下火砕物) 降下火砕物に対し、 <u>保守的に積雪の有無にかかわらず、気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。</u> 作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 11. 自然現象発生時 (火山活動 (降下火砕物)) (3) 必要な電源その他資機材の配備 設備管理部長は、 <u>火山活動 (降下火砕物) 発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。</u> (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、 <u>降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。</u> 2 設備管理部長は、 <u>作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。</u>
	5-106	(iv) 防護対策 降下火砕物が観測された場合、 <u>気中の降下火砕物の状態を踏まえて除去等の措置を講じる。この措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとし、作業に必要な防護具や資機材を常備する。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係) 7. 設計想定事象の発生時 (火山活動 (降下火砕物)) 資機材の配備 1 設備管理部長は、 <u>火山活動 (降下火砕物) 発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。</u> 7. 設計想定事象の発生時 (火山活動 (降下火砕物)) 手順書の整備 1 設備管理部長は、 <u>降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。</u> 2 設備管理部長は、 <u>作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。</u>	(要保-353「降下火砕物・降雪堆積物による加工施設の建物の損傷防止措置要領」) 2. 損傷防止措置 2. 1 降下火砕物堆積時の措置 本加工施設の各建物の降下火砕物の許容堆積厚さを表1に示す。許容堆積厚さが最も小さい第1加工棟の屋根は、降下火砕物の堆積厚12cmを許容できる設計 (密度は湿潤状態を想定して1.5g/cm ³ とした。) であるが、設備管理部長 (緊急対策本部の設営後は工務係長) は、 <u>安全側に堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。</u> 2. 3 降下火砕物と降雪堆積物の重畳時の措置 降下火砕物と積雪の重畳が予想される場合でも、建物の損傷を防止できるが、安全側に設備管理部長 (緊急対策本部の設営後は工務係長) は、 <u>火砕物の堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。</u> 上記2. 1項～2. 3項の場合の体制の整備と措置の手順は表2のとおりである。また、堆積物除去作業に必要な資機材の一覧表を表3に示す。なお、資機材は、部材加工棟 (II) に保管する。 表2 堆積物除去作業の手順 2. (作業手順) 工務係員4人以上1組で保護具を装着して作業現場に向かい、 <u>所定の資機材保管庫に配備された脚立または梯子、ほうき、スコップ、麻袋等、必要な資機材を準備する。</u> 2. (急所及び確認事項) 各建物の屋根に上がる際、外階段と猿梯子を利用できる第2加工棟、内部階段から非常口テラス経由で猿梯子を利用できる第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機棟は脚立や梯子は必要ないが、第1-3貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、ポンプ棟は必要である。
9-23	18	(iv) 火山活動 (降下火砕物) 必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 11. 自然現象発生時 (火山活動 (降下火砕物)) (4) 手順書の整備 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、 <u>必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u>
	5-106	(iv) 防護対策 必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係) 7. 設計想定事象の発生時 (火山活動 (降下火砕物)) 手順書の整備 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、 <u>必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u>	(要保-353「降下火砕物・降雪堆積物による加工施設の建物の損傷防止措置要領」) 2. 損傷防止措置 2. 1 降下火砕物堆積時の措置 本加工施設の各建物の降下火砕物の許容堆積厚さを表1に示す。許容堆積厚さが最も小さい第1加工棟の屋根は、降下火砕物の堆積厚12cmを許容できる設計 (密度は湿潤状態を想定して1.5g/cm ³ とした。) であるが、設備管理部長 (緊急対策本部の設営後は工務係長) は、 <u>安全側に堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。また、燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</u> 上記2. 1項～2. 3項の場合の体制の整備と措置の手順は表2のとおりである。また、堆積物除去作業に必要な資機材の一覧表を表3に示す。なお、資機材は、部材加工棟 (II) に保管する。 表2 堆積物除去作業の手順

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
9-24	5-106	(iv) 防護対策 <u>この堆積速度 4 cm/日 を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>7. 設計想定事象の発生時(火山活動(降下火砕物)) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1.1. 自然現象発生時(火山活動(降下火砕物)) (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。</p> <p>(要保-353「降下火砕物・降雪堆積物による加工施設の建物の損傷防止措置要領」) 2. 損傷防止措置 2.1 降下火砕物堆積時の措置 本加工施設の各建物の降下火砕物の許容堆積厚さを表1に示す。許容堆積厚さが最も小さい第1加工棟の屋根は、降下火砕物の堆積厚12cmを許容できる設計(密度は湿潤状態を想定して1.5g/cm³とした。)であるが、設備管理部長(緊急対策本部の設営後は工務係長)は、安全側に堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。 2.3 降下火砕物と降雪堆積物の重畳時の措置 降下火砕物と積雪の重畳が予想される場合でも、建物の損傷を防止できるが、安全側に設備管理部長(緊急対策本部の設営後は工務係長)は、火砕物の堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。 上記2.1項～2.3項の場合の体制の整備と措置の手順は表2のとおりである。また、堆積物除去作業に必要な資機材の一覧表を表3に示す。なお、資機材は、部材加工棟(Ⅱ)に保管する。 表2 堆積物除去作業の手順</p>
9-26	18	(v) 積雪 <u>これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</u>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>8. 設計想定事象の発生時(積雪) 手順書の整備 1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1.2. 自然現象発生時(積雪) (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。</p> <p>(要保-353「降下火砕物・降雪堆積物による加工施設の建物の損傷防止措置要領」) 2. 損傷防止措置 2.2 降雪堆積時の措置 本加工施設の建物共通で、29cmの積雪に耐える実耐力を有するが、過去の月最深積雪18cm(大阪管区気象台)を想定しても、十分に耐える設計である。なお、降下火砕物が無く降雪のみであっても、積雪が29cmを超える予報が出ている場合には、設備管理部長(緊急対策本部の設営後は工務係長)は、18cmを超えると予想された時点で堆積物除去作業を行う。 上記2.1項～2.3項の場合の体制の整備と措置の手順は表2のとおりである。また、堆積物除去作業に必要な資機材の一覧表を表3に示す。なお、資機材は、部材加工棟(Ⅱ)に保管する。 表2 堆積物除去作業の手順</p>
9-28	18	(vi) 生物学的事象 <u>換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。</u> <u>給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</u>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>9. 設計想定事象の発生時(生物学的事象) 手順書の整備 1 設備管理部長は、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。 2 設備管理部長は、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1.3. 自然現象発生時(生物学的事象) (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。 2 設備管理部長は、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。</p> <p>(要保-354「生物学的事象の発生による加工施設への影響防止措置」) 2. 影響防止措置 加工施設は、地下にある公共の水道管を通して外部から水を供給しており、海水及び河口からの水を用いないことから、海水及び河口から生物学的事象の影響を受けない。また、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。工務グループ員は、保全計画に基づき給気口のフィルタについて定期的に点検、清掃、交換を実施し、現場確認して、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じる前に、設備管理部長はフィルタの清掃等を指示する。措置手順を表1に示す。 表1 生物学的事象の発生による影響防止措置の手順 1. 枯葉、昆虫又は動植物が大量飛来するような事象が発生した場合、排風機室外の外気取入口の閉塞の有無を現場確認し、閉塞があれば速やかに清掃を行う。 2. 上記のほか、給排気運転中に月1回以上の頻度で給気マノメータ差圧を確認し、その値がハイフローフィルタの交換目安値に近付いた場合は、以下の手順でハイフローフィルタの交換作業を行う。</p>
9-33	19	(viii) 外部火災 <u>敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限するとともに、防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。</u>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>2. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添付1図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。 図1 敷地内における燃料輸送車両の走行経路</p> <p>(要保-364「火災防護計画」) (9) 外部火災の防護に係る対策 1) 離隔距離の維持 ②敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。 図1 敷地内における燃料輸送車両の走行経路</p> <p>【要保-364「火災防護計画」に、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限値を定める。】</p>
9-34	19	(viii) 外部火災 <u>延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。</u>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>2. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。</p> <p>(要保-299「消火活動要領」) 5.3 具体的な活動内容 事象 11 外部火災としての森林火災 ・森林火災が発生して延焼し、万一、第2加工棟等の核燃料物質等を取り扱う対象施設に火災が接近した場合は、屋外消火栓又は可搬消防ポンプにより当該施設に予備的放水を行い、対象施設の外壁への延焼を防止する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
9-35	5-146	<p>③ 必要となる対策 前項の影響評価結果より、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにするために、以下の対策を講じる。 竹林は火災延焼経路において下り傾斜（約30°）であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、<u>離隔距離を維持できる</u>よう延焼の可能性のある森林境界と加工施設間の敷地内の草木を伐採し、<u>管理する</u>。 万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、前項の結果に示すとおり、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、<u>初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じる</u>ことが可能である。</p> <p>添5 別り-19 b. 火災の到達時間及び危険距離の評価 <u>防護対象施設から竹林境界に向かって7 mの離隔距離を設けることとする。</u> <u>離隔距離を維持できる</u>よう延焼の可能性のある森林境界と加工施設間の敷地内の草木を伐採し、<u>延焼の可能性がないように管理することとする。</u> 万一の火災発生時には、<u>初期消火活動要員が予備的放水を行い、延焼防止策を講じることとする。</u> <u>離隔距離の管理及び予備的放水の方法は、手順書に定めることとする。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>2. 設計想定事象の発生時（外部火災） 手順書の整備 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、<u>離隔距離を維持できる</u>よう延焼の可能性のある森林境界と加工施設間の敷地内の草木を伐採し、<u>管理する</u>。 3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、<u>初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる</u>。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 7. 火災等発生時（外部火災） （4）手順書の整備 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、<u>離隔距離を維持できる</u>よう延焼の可能性のある森林境界と加工施設間の敷地内の草木を伐採し、<u>管理する</u>。 3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、<u>初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる</u>。</p> <p>（要保-364「火災防護計画」） （9）外部火災の防護に係る対策 1) 離隔距離の維持 ① 当事業所の敷地に存在する竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、防護対象施設が鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料であるため、延焼の可能性は低い、7 m以上の離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と防護対象施設間の竹を伐採し、管理する。管理の方法として、<u>防護対象施設から7 m以上離れた場所に柵等を設け目印とし、竹がこれを超えて防護対象設備側でないことを定期的に巡視等で確認し、竹がこれを超える又は超えるおそれがある場合には、竹を伐採する措置を講じる</u>。</p> <p>（要保-299「消火活動要領」） 5. 3 具体的な活動内容 事象 11 外部火災としての森林火災 ・森林火災が発生して延焼し、万一、第2加工棟等の核燃料物質等を取り扱う対象施設に火災が接近した場合は、屋外消火栓又は可搬消火ポンプにより当該施設に予備的放水を行い、対象施設の外壁への延焼を防止する。</p>
9-38	5-150 5-164 5-165 5-166	<p>防護対象施設と想定爆発源の位置関係を添5リ(イ)の第5図～添5リ(イ)の第8図に示す。 添5リ(イ)の第5図 防護対象施設と敷地内の危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設の位置関係 添5リ(イ)の第6図 燃料輸送車両の敷地内走行経路 添5リ(イ)の第7図 敷地内の燃料輸送車両の火災位置 添5リ(イ)の第8図 敷地内の燃料輸送車両の爆発位置</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>2. 設計想定事象の発生時（外部火災） 手順書の整備 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いがないように管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、<u>運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u> 7 設備管理部長及び燃料製造部長は、敷地内の危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設に対して、<u>貯蔵する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた配置を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。</u></p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 7. 火災等発生時（外部火災） （4）手順書の整備 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いがないように管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、<u>運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u> 7 燃料製造部長は、<u>想定火災源となる危険物施設及び想定爆発源となる高圧ガス貯蔵施設について、添1図1の配置とし貯蔵量が最大貯蔵数量を超えることがないように管理する。</u>これにより、<u>想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。</u></p> <p>（要保-364「火災防護計画」） （9）外部火災の防護に係る対策 1) 離隔距離の維持 ②敷地内に入構する車両に対して、<u>運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する</u> 【要保-364「火災防護計画」に、敷地内における危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量及び入構する車両に対する運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限値を定める。制限値は、事業許可添5に示した外部火災影響評価に用いた値を記載する。】</p>
9-39	5-152 5-164 5-165	<p>③ 敷地内の火災影響 敷地内における危険物の取扱いとして、各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。<u>敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。</u> 防護対象施設と想定火災源の位置関係を添5リ(イ)の第5図及び添5リ(イ)の第7図に示す。 添5リ(イ)の第5図 防護対象施設と敷地内の危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設の位置関係 添5リ(イ)の第7図 敷地内の燃料輸送車両の火災位置</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>2. 設計想定事象の発生時（外部火災） 手順書の整備 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いがないように管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、<u>運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u></p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 7. 火災等発生時（外部火災） （4）手順書の整備 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いがないように管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、<u>運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u> 【要保-364「火災防護計画」に、敷地内における危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量及び入構する車両に対する運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限値を定める。制限値は、事業許可添5に示した外部火災影響評価に用いた値を記載する。】</p> <p>（要保-364「火災防護計画」） （9）外部火災の防護に係る対策 1) 離隔距離の維持 ②敷地内に入構する車両に対して、<u>運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する</u> 【要保-364「火災防護計画」に、敷地内における危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量及び入構する車両に対する運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限値を定める。制限値は、事業許可添5に示した外部火災影響評価に用いた値を記載する。】</p>
9-40	5-154 5-157 5-164 5-166	<p>④ 敷地内の爆発影響 敷地内における高圧ガスの取扱いとして、各高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。 敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。 防護対象施設と想定爆発源の位置関係を添5リ(イ)の第5図及び添5リ(イ)の第8図に示す。 燃料輸送車両 敷地内に入構する車両に対して、<u>運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する</u>。 添5リ(イ)の第5図 防護対象施設と敷地内の危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設の位置関係 添5リ(イ)の第8図 敷地内の燃料輸送車両の爆発位置</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>2. 設計想定事象の発生時（外部火災） 手順書の整備 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いがないように管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、<u>運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u></p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 7. 火災等発生時（外部火災） （4）手順書の整備 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いがないように管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、<u>運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u></p> <p>（要保-364「火災防護計画」） （9）外部火災の防護に係る対策 1) 離隔距離の維持 ②敷地内に入構する車両に対して、<u>運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する</u> 【要保-364「火災防護計画」に、敷地内における危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量及び入構する車両に対する運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限値を定める。制限値は、事業許可添5に示した外部火災影響評価に用いた値を記載する。】</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
9-41	5-155	④ 敷地内の爆発影響 高圧ガス貯蔵施設 水素ガス、プロパンガス及びPRガス（メタンガス）を貯蔵するボンベ置場については、防護対象施設の第2加工棟に対して、明らかに爆発源に対する離隔距離を確保できない位置にあるため、離隔距離を確保できる位置に移設する。 燃料輸送車両 これらの燃料輸送車両が敷地内走行中に爆発した場合、爆発位置は明らかに防護対象施設に対する離隔距離を確保できないため、離隔距離を確保できる位置に移設する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 2. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 7 設備管理部長及び燃料製造部長は、敷地内の 危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設に対して、貯蔵する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた配置を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 7 燃料製造部長は、 想定火災源となる危険物施設及び想定爆発源となる高圧ガス貯蔵施設について、添1図1の配置とし貯蔵量が最大貯蔵量を超えることがないように管理する。これにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。 【要保-364「火災防護計画」に、敷地内における危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量及び入構する車両に対する運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限値を定める。制限値は、事業許可添5に示した外部火災影響評価に用いた値を記載する。第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)を移設する件については、移設工事の後に、防護対象施設との離隔距離を測定し、危険限界距離以上の離隔距離があることを確認している。】
	5-157	燃料輸送車両 添5リ(イ)の第6図に示すように、第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)は敷地西方に移設する。		
	5-165	添5リ(イ)の第6図 燃料輸送車両の敷地内走行経路		
9-43	5-160	(c) 航空機落下火災の影響評価 (d) 二次的影響への対策 ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 2. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。 (要保-355「加工設備本体及び気体廃棄設備の停止の措置要領」) 表1 停止の措置の手順(火災等発生時、内部溢水発生時、自然現象発生時の措置) 外部火災によるばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気ファンを停止し、流入を防止する措置を講じる。また、給気側の防火ダンパ(防火ダンパがない箇所はボリウムダンパ)を手動で閉止する。
第十条(加工施設への人の不法な侵入等の防止)関係				
10-2	20	(2) 加工施設への人の不法な侵入等の防止 加工施設への人の不法な侵入を防止するため、加工施設の周辺に設定した周辺監視区域の境界にフェンス等の障壁を設置するとともに、加工施設は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計とし、 <u>侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入等防止設備を設置する。</u>	(周辺監視区域) 第46条 2. <u>環境安全部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</u>	(基保-035「周辺監視区域管理基準」) 3. 周辺監視区域の立入制限方法(第46条) 3-1 立入制限方法 周辺監視区域への立入制限の具体的な方法は、以下のとおりとする。 (1) 周辺監視区域境界 ・ <u>周辺監視区域境界に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設ける。</u> ・ <u>さく等の障壁は、フェンス、壁、扉又はゲートとする。</u> ・ <u>周辺監視区域境界のさく等には、人の侵入を検知できるセンサ又は監視カメラを設置する。</u> (2) 標識 ・ <u>周辺監視区域に接近しようとする者に対し、周辺監視区域であることを確実に知らしめることができるように「周辺監視区域、許可なく立入を禁ず。」と表示した標識をさく等の障壁の周辺に取り付ける。</u>
	5-168	(2) 加工施設への人の不法な侵入の防止 (i) 障壁等による区画 加工施設への人の不法な侵入を防止するため、加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、 <u>周辺監視区域の境界には人が容易に侵入できないようフェンス等を設置する。</u>		
10-3	20	(2) 加工施設への人の不法な侵入等の防止 加工施設への人の不法な侵入を防止するため、加工施設の周辺に設定した周辺監視区域の境界にフェンス等の障壁を設置するとともに、加工施設は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計とし、 <u>侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入等防止設備を設置する。</u> 不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 <u>環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。</u> (1) <u>加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。</u>	(基保-035「周辺監視区域管理基準」) 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止(第46条の2) 4-1 人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動の防止 (1) <u>環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止するため、警備員(保安規定における「保安員」を指し、以下「警備員」という。)に加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行わせる。また、侵入検知器、監視カメラ等の設備(以下「防護設備」という。)による人の不法な侵入等を防止する措置を定め、その機能を維持するために防護設備の管理を行う。なお、防護設備の管理は設備管理部長に依頼することができるものとする。</u>
	5-168	(2) 加工施設への人の不法な侵入の防止 (iii) 人の不法な侵入の監視 侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。 加工施設への人の不法な侵入を監視するため、 <u>侵入検知器や監視カメラ等の監視装置による集中監視を行うとともに、見張人により周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。</u>		(要保-194「加工施設への人の不法な侵入等の防止要領」) 3. 加工施設等の巡視 担当部長は、関連する要領に従い、加工施設等及び周辺監視区域境界の定期的な巡視を行う。 4. 侵入監視装置等の管理 環境安全部長及び設備管理部長は、侵入監視装置等の管理を行う。 環境安全部長及び設備管理部長は、あらかじめ、侵入監視装置等の点検に係る頻度(日常点検、定期点検等)及び点検項目等を定めるとともに、それらの点検結果の記録をまとめる。 環境安全部長及び設備管理部長は、侵入監視装置等の点検の結果、異常が認められた場合又は故障等の未然防止が必要と認められた場合、速やかに修理又は取替等の措置を講じる。 【要保-373「巡視対応要領」、要保-375～要保-378 各部の巡視対応要領に定期的な巡視を定める。】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
11-5	21	(ト) その他の主要な構造 (3) 内部溢水 <u>また、第1種管理区域の閉じ込めの機能に影響するおそれがある連続焼結炉の火災・爆発を生じさせないため、電気・計装盤の没水や被水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止する。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備 4 <u>設備管理部長は、第2加工棟において、連続焼結炉 No. 2-1 に対して、連続焼結炉 No. 2-1 の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を講じる。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 8. 内部溢水発生時 (4) 手順書の整備 4 <u>設備管理部長は、第2加工棟において、連続焼結炉 No. 2-1 に対して、連続焼結炉 No. 2-1 の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を講じる。</u> (要保-352「内部溢水発生時における活動要領」) 2. 影響緩和措置 設備・機器の漏水を検知した場合、設備所管部長は漏水箇所の特定を行った後、漏水抑制のため、その上流にある弁を閉止する。措置手順を表2に示す。 表2 <u>内部溢水の発生による影響防止措置の手順(機器破損時の漏水検知器による漏水検知時)</u>
	5-170	(ハ) 内部溢水に対する考慮 (ii) 閉じ込めの機能の維持 (d) <u>高温で可燃性ガスを使用する連続焼結炉が、安全機能の喪失によって閉じ込めの機能に影響することがないよう、その制御に必要な電気・計装盤の没水、被水防止対策を施す。</u>		
	5-172	(3) 防護対象設備の設定 以下の考え方により防護対象設備を設定した。 (iii) <u>溢水による火災・爆発の発生を防止するための高温で水素ガスを取り扱う連続焼結炉の制御に必要な電気・計装盤を防護対象とする。このように選定した溢水に対する防護対象設備を添5リ(ハ)の第1表に示す。</u>		
	5-173	添5リ(ハ)の第1表 <u>溢水に対する防護対象設備</u>		
11-14	5-171	(ハ) 内部溢水に対する考慮 (2) 溢水に対する安全設計 (i) <u>溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備 1 <u>設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁(屋外)を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 8. 内部溢水発生時 (4) 手順書の整備 1 <u>設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。</u> (要保-352「内部溢水発生時における活動要領」) 2. 影響緩和措置 <u>震度5弱以上の地震発生を検知した場合、設備管理部長は溢水量抑制のため、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動で電源遮断し停止させ、第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。措置手順を表1に示す。表1 内部溢水の発生による影響防止措置の手順(震度5弱以上の地震発生時)</u>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
11-17	5-171	(2) 溢水に対する安全設計 (ii) 被水に対する安全設計 (a) 浸水防止の確実性を高めるため、第1ラインの粉末混合機及び大型供給瓶、並びに第2ラインの粉末混合機及び供給瓶については、以下に示す多重の対策とする。 ②火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備 10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、 <u>設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、 <u>設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</u> 【火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とすることは設工認対象として設計で反映しており、可燃物を少なくする措置は要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に定める。】
	5-171	(2) 溢水に対する安全設計 (ii) 被水に対する安全設計 (a) 浸水防止の確実性を高めるため、第1ラインの粉末混合機及び大型供給瓶、並びに第2ラインの粉末混合機及び供給瓶については、以下に示す多重の対策とする。 ③当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 (2) 溢水に対する安全設計 (ii) 被水に対する安全設計 (a) 浸水防止の確実性を高めるため、第1ラインの粉末混合機及び大型供給瓶、並びに第2ラインの粉末混合機及び供給瓶については、以下に示す多重の対策とする。 ⑥ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備 18 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u> 19 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u> 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 資機材の配備 12 燃料製造部長は、ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけて投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。 1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 19 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u> 20 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u> 21 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</u> 22 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 18 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u> 19 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u> 【第2-2混合室の供給瓶について、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置する件については設工認対象として、設計で反映しており、作業時以外に防水カバーを閉じる措置はOP-GL-FP-1529「(K-6)第2ライン 投入・混合工程(第2-2混合室)」に定める。】 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 12 燃料製造部長は、 <u>ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけて投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</u> (4) 手順書の整備 19 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u> 20 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</u> 21 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</u> 22 燃料製造部長は、 <u>第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</u> 【OP-GL-FP-1529「(K-6)第2ライン 投入・混合工程(第2-2混合室)」、OP-GL-FP-1854「(K-5)第1ライン 投入・混合工程(第2-1混合室)」に上記の措置を定める。】
11-17 (続き)	添5別り -76	溢水に対する臨界防止設計に関する影響評価 2.2 質量の制限について 本加工施設において取り扱うウランは、事業所外からの搬入に先立って、材料証明書により濃縮度、減速条件、核種含有量等の受入仕様を満たしていることを事前に確認する。	(核燃料物質の受入れ、払出し) 第68条 燃料製造部長は、 <u>事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</u>	(基保-008「核燃料物質等運搬基準」) 4-6 核燃料物質の受入、払出し (1) 核燃料物質の受入 燃料製造部長は、加工施設外(事業所外)から核燃料物質を受入れる場合は、 <u>材料証明書、記録の確認及び目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることの確認を「受入核燃料物質等の事前確認」(OP-457-FA-1917)に基づいて行う。</u> (OP-457-FA-1917「受入核燃料物質等の事前確認」) 4. 保安上の注意点 (1) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則 第七条の六」及び「核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示」を勘案し、 <u>熊取事業所搬入までに以下に定める保安措置項目について確認を行うものとする。</u> ・ <u>材料証明書：濃縮度、減速条件、核種含有量等の受入仕様を満たしていること。</u>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
11-17 (続き)	添5 別リ -76	<p>溢水に対する臨界防止設計に関する影響評価</p> <p>2.2 質量の制限について <u>粉末入荷開梱工程において、粉末保管容器に収納し入荷した粉末状のウランは、秤量器により質量を測定し粉末保管容器ごとにウラン量を登録して管理する。</u></p> <p><u>ウラン量が登録された粉末保管容器の粉末状のウランを粉末混合機に投入することによって、質量による制限を担保する。</u></p> <p><u>試料保管棚、試料保管棚以外の分析設備全体及び試料保管棚以外の実験設備全体については、ウランを粉末保管容器に収納してウラン量を登録し、挿入後のウラン量が核的制限値内であることを挿入する前に照会し取り扱う管理とすることにより、質量制限を担保する。</u></p> <p><u>運搬台車（研磨屑又は粉末スクラップ）については、研磨を停止する質量制限値逸脱防止機構をセンタレス研削盤に備え、質量制限値逸脱防止機構が作動しない研磨屑回収頻度で、質量制限値未満のウランを研磨屑回収装置から回収し運搬台車で運搬することにより、質量制限を担保する。</u></p> <p><u>研磨屑乾燥機については質量制限を担保した運搬台車を用いて運搬した研磨屑を挿入することにより、質量制限を担保する。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程（研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置）では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>別表4 臨界安全管理に係る制限値（続き）</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-037「臨界安全管理基準」)</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>品質保証部長及び燃料製造部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(7)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程又は部屋（以下、「工程等」という。）では、別表-1の運転管理方法に従い、核燃料物質を工程等に搬入する前に、核燃料物質の秤量、又は、核燃料物質の秤量及び核燃料物質中の水分確認を行い、制限値以内であることを担当放射線業務従事者が確認した後、工程等へ搬入すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては以下の具体的な対策aに示すように所定の容器の員数により制限値以下であることを確認する。具体的な対策を以下に示す。</p> <p>a. 所定の容器（保管容器F型）に収納されている場合</p> <p>下表に示す所定の容器（保管容器F型）の員数が別表-1の「確認の内容」に示す員数であることをチェックシート等により確認する。ただし、事前計量の結果により、所定の容器の中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明している場合に限る。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程であって、当該設備機器の仕様のみで制限することが困難な設備は、別表-1の運転管理方法に従い、核燃料物質を工程に搬入する前に、搬入される核燃料物質が制限値以内なることを担当放射線業務従事者が目視により確認した後、工程へ搬入すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 別表-1に示す酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程（研磨屑回収装置、焙焼炉の運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置）については、以下の管理を行うこと。</p> <p>a. センタレス研削盤の運転時間の制限</p> <p>センタレス研削盤の運転時間を所定のベレット研削個数（61000個以下）に達するまでとすることにより、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置の研磨屑回収釜に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する焙焼炉の運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値以下となるようにする。研磨屑回収釜の員数をチェックシートで確認することにより、制限値以下であることを管理する。</p> <p>b. 研磨屑回収装置の回転数の維持</p> <p>研磨屑回収装置の遠心分離機の回転数を1,500 rpm上で維持することにより、研磨屑回収装置の循環水タンク（廃液を再びセンタレス研削盤に供給するために溜める機器）に流入する酸化ウラン研磨屑の回収後廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑える（1 gU/L < 11.5 gU/L）。</p> <p>c. 焙焼炉の運搬台車の移動の制限</p> <p>(6)に示す設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限事項を遵守することにより、研磨屑回収装置から研磨屑乾燥機又は研磨屑乾燥装置まで焙焼炉の運搬台車を移動する場合における第2-2領域内の核的に安全な配置を維持する。</p> <p>(4) 操作員は、(1)(2)(3)において、制限値以下であることを確認するにあたり、チェックシートに確認結果を記入しなければならない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法（保安規定 別表4）</p> <p>【要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」、要保-176「加工施設の操作要領（品質保証部）」に、上記の事項を定める】</p>
	添5 別リ -77	<p>粉末入荷開梱工程においては、この粉末状のウランを0.1気圧(容器が水没した条件)で水の侵入のない水密性を有する粉末保管容器に収納して取り扱い、水の侵入防止を確実にすること、減速条件の制限を満足した状態を維持し、水分管理を信頼あるものとしている。⁽⁶⁾</p> <p>粉末調整工程の設備・機器において、粉末入荷開梱工程から粉末調整工程の投入口（第1ライン：粉末投入台、第2ライン：粉末投入機）へ粉末状のウランを投入するまで粉末保管容器の開封は行わない。</p> <p>粉末状のウランを投入して以降は水密性を有する設備・機器により粉末状のウランを取り扱う。</p>		
	添5 別リ -78	<p>第1ラインの粉末混合機と大型供給瓶、及び第2ラインの粉末混合機と供給瓶は、いずれも水の侵入を防止する対策を踏まえて減速条件を管理した粉末状のウランを取り扱う。</p>		
11-17 (続き)	添5 別リ -78	<p>〔第1ライン 粉末混合機〕</p> <p>火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。</p> <p>これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、可能な限り火災源となり得る可燃物を少なくする。</p> <p>〔第1ライン 大型供給瓶〕</p> <p>火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。</p> <p>これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、可能な限り火災源となり得る可燃物を少なくする。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備</p> <p>10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」)</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</p> <p>【火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とすることは工認対象として設計で反映している。】</p>
	添5 別リ -79	<p>〔第2ライン 粉末混合機〕</p> <p>火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。</p> <p>これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、可能な限り火災源となり得る可燃物を少なくする。</p>		
11-17 (続き)	添5 別リ -78	<p>〔第1ライン 粉末混合機〕</p> <p>当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、可動式の金属製の防水カバーを閉じる。</p> <p>この防水カバー閉を確認した後、火災への水消火実施可否を判断する。</p> <p>〔第1ライン 大型供給瓶〕</p> <p>当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>ウランの投入側の閉じ込め弁の上部にはゲートバルブの設置により、閉じ込め弁への被水を防止する。</p> <p>火災時は搬送操作を停止し、ゲートバルブ及び閉じ込め弁を閉じる。</p>		<p>【事業許可に記載している第1ライン粉末混合機、大型供給瓶は、後半申請の施設であり核燃料物質を取り扱わないため、保安規定及び下位基準への盛り込みは後半申請施設の適合性確認の際に対応する】</p>
11-17 (続き)	添5 別リ -79	<p>〔第2ライン 粉末混合機〕</p> <p>当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備</p> <p>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」)</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>【第2-2混合室の供給瓶について、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置する件については工認対象として、設計で反映しており、作業時以外に防水カバーを閉じる措置はOP-GL-FP-1529「(K-6) 第2ライン 投入・混合工程（第2-2混合室）」に定める。】</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
11-17 (続き)	添5別リ -78	〔第1ライン 粉末混合機〕 ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、ウラン投入時は、空気搬送によりウランを投入する粉末搬送配管と接続して水密構造を維持し、粉末状のウランを混合する際は粉末搬送配管との接続を取り外し粉末混合機側接続部に閉じ込めキャップ（レバーロックカブラ型）を取りつけることで粉末混合機本体の水密を維持する構造とする。 粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、可動式の金属製の防水カバーを閉じる。 この防水カバー閉を確認した後、火災への水消火実施可否を判断する。 溢水による被水防止のため、ウランの取出側（大型供給瓶との接合側）の閉じ込め弁は水密バルブとする。 火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。 〔第1ライン 大型供給瓶〕 水の侵入を防止するため、ウランの投入側（粉末混合機との接合側）の閉じ込め弁及び空気搬送によりウランを圧縮成型工程へ移送するための粉末搬送配管の閉じ込め弁は水密バルブとする。 ウランの投入側の閉じ込め弁の上部にはゲートバルブの設置により、閉じ込め弁への被水を防止する。 火災時は搬送操作を停止し、ゲートバルブ及び閉じ込め弁を閉じる。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備 12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。＊ 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。＊ 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。 ※後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱いは貯蔵、保管廃棄を行わないこと。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備 12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。 (4) 手順書の整備 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。 【OP-GL-FP-1529「(K-6) 第2ライン 投入・混合工程（第2-2混合室）」、OP-GL-FP-1854「(K-5) 第1ライン 投入・混合工程（第2-1混合室）」に上記の措置を定める。】
11-17 (続き)	添5別リ -79	〔第2ライン 粉末混合機〕 ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、ウランの投入側と取出側の閉じ込め弁は水密バルブとする。 ウランの投入側の閉じ込め弁への被水を防止するため、ウラン投入時以外は、閉じ込め弁の上部に蓋を設置する。 万一の溢水に対しても水の侵入を防止するため、投入口の漏水検知により投入側の閉じ込め弁を閉止する構造とする。 ウランの投入側の閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を極力低減するため、ウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能を持つフットペダル式とし、ウラン投入時のみ作業によって閉じ込め弁を開放する構造とする。 火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁と投入口の蓋を閉じる。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。 【OP-GL-FP-1529「(K-6) 第2ライン 投入・混合工程（第2-2混合室）」に上記の措置を定める。】
11-17 (続き)	添5別リ -80	〔第2ライン 供給瓶〕 火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。 これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、可能な限り火災源となり得る可燃物を少なくする。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備 10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備 10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。 【火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とすることは設工認対象として設計で反映しており、可燃物を少なくする措置は要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」に定める。】
11-17 (続き)	添5別リ -80	〔第2ライン 供給瓶〕 当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 【第2-2混合室の供給瓶について、作業時以外に防水カバーを閉じる措置はOP-GL-FP-1529「(K-6) 第2ライン 投入・混合工程（第2-2混合室）」に定める。】
11-17 (続き)	添5別リ -80	〔第2ライン 供給瓶〕 ウラン取り扱い時に水の侵入を防止するため、ウランの投入側と取出側の閉じ込め弁は水密バルブとする。 粉末搬送容器により供給瓶へのウランを搬送する際には、投入側の閉じ込め弁は粉末搬送容器接続時のみ弁が開く構造とすることで水密構造を開放しない。 未接続時は被水による水の侵入を防止するため、更に接続部に蓋を設置する。 火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁と接続部の蓋を閉じる。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災） 手順書の整備 22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備 22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。 【OP-GL-FP-1529「(K-6) 第2ライン 投入・混合工程（第2-2混合室）」に上記の措置を定める。】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
11-20	5-172	(ii) 被水に対する安全設計 (d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、 <u>没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 資機材の配備 4 設備管理部長は、 <u>第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所にて想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じることにより、溢水による電気火災の発生を防止する。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 8. 内部溢水発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 4 設備管理部長は、 <u>第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所にて想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じることにより、溢水による電気火災の発生を防止する。</u> 【要保-364「火災防護計画」に、上記の被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所にて想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置する措置を定める。また、要保-352「内部溢水発生時における活動要領」に、内部溢水が発生した場合に水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤の電源を遮断する措置を講じる方法を定める。】
11-21	5-172	(iii) 蒸気に対する安全設計 (a) <u>蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備 2 燃料製造部長は、 <u>蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 8. 内部溢水発生時 (4) 手順書の整備 2 燃料製造部長は、 <u>蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。</u> (要保-352「内部溢水発生時における活動要領」) 2. 影響緩和措置 蒸気発生装置の稼働時に蒸気漏えいが発生した場合、環境安全部長は、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。措置手順は、「蒸発乾固装置による廃水処理作業(OP-KC-TW-2884)」に従う。 (OP-KC-TW-2884「蒸発乾固装置による廃水処理作業」) 4. 保安上の注意 (3) <u>運転中は操作員が監視し、蒸気が漏えいした場合には、直ちにボイラ電気ヒータの遮断及び蒸気供給弁の閉止を行うこと。</u>
11-22	5-174	(4) 溢水影響評価 (i) 溢水源・溢水量の想定 防護対象設備を収納する建物の想定する溢水源を添5リ(ハ)の第2表に示す。 <u>上水、循環水(温調)、循環水(連続焼結炉)、循環水(一般)、排水及び蒸気の配管系統を溢水源として想定する。第2加工棟の上水、循環水(連続焼結炉)及び循環水(一般)の配管系統への給水は、地上及び地下に設置する水槽から給水ポンプにて直接設備・機器に給水する。屋上には循環水(温調)の高置水槽及び消火栓配管の満水保持(空気だまり防止)用の高置水槽を設置するが、給水用の水槽は設置しない。第1廃棄物貯蔵棟への上水の配管系統への給水は、上水を直接設備・機器に給水する。その他、設備・機器の容器についても、溢水源として想定する。また、第1廃棄物貯蔵棟W1廃棄物処理室(第1種管理区域)には蒸気配管を設置するため、蒸気配管を溢水源として想定する。防護対象設備を収納する建物及び建物外の水槽の配置を添5リ(ハ)の第1図に示す。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備 5 設備管理部長は、 <u>防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 8. 内部溢水発生時 (4) 手順書の整備 5 設備管理部長は、 <u>防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。</u> 【溢水防護区画の被水の観点から設置する防護については、設工認対象として設計している。】
	5-175	添5リ(ハ)の第2表 溢水源及び溢水防護区画		
	5-176	防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、 <u>溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定した。第1種管理区域での溢水防護区画については、設備・機器の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内での溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域での溢水防護区画については、設備・機器(気体廃棄設備)の没水を防止する。</u>		
	5-190	添5リ(ハ)の第1図 防護対象設備を収納する建物及び建物外の水槽の配置		
11-23	5-177	(a) 系統における単一の機器の破損等により生じる溢水系統における単一の配管の破損を想定し、他の機器及び他の系統は健全なものとする。 <u>漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(ハ)の第3表に示すとおり合計35分とした。</u> 稼働時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業者(設備担当)が駆け付けて閉止する場合を想定。 第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 3. 設計想定事象の発生時(内部溢水) 手順書の整備 6 設備管理部長は、 <u>溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検出した時点で、操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 8. 内部溢水発生時 (4) 手順書の整備 6 設備管理部長は、 <u>溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検出した時点で、操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。</u> (要保-352「内部溢水発生時における活動要領」) 2. 影響緩和措置 設備・機器の漏水を検出した場合、設備所管部長は漏水箇所の特定を行った後、漏水抑制のため、その上流にある弁を閉止する。措置手順を表2に示す。 表2 内部溢水の発生による影響防止措置の手順(機器破損時の漏水検知器による漏水検知時) 機器の破損で漏水が発生し、漏水箇所の特定及び漏水の停止措置まで35分以内(※2)で実施する。以下に手順を示す。 1. 設備所管部員等は、漏水検知器が示す建屋(部屋)に移動する。 2. 設備所管部員等は、室内の漏水監視盤を確認し、漏水箇所を特定する。 3. 設備所管部員等は、漏水箇所の上流側にある弁を操作し、閉止する。 (設備管理部長は、設備管理部長又は工務グループ長の指示又は各部等の依頼があれば、各建屋の元弁を閉止する。) 4. 設備所管部員等は、溢水が停止したことの確認を行う。 (※2)：加工事業変更許可申請の添付5リ(ハ)の第3表(頁5-179)に規定の時間 項目 作業内容 措置時間(分) 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 ① 漏水発生からの検知 漏水発生から漏水検知器による検知までの時間 5 5 ② 現場への移動 速度4km/h、事業所から現場までの距離200mを移動する時間 5 5 着替えに要する時間 5 5 ③ 漏水箇所特定 室内の漏水箇所特定に要する時間(検知器により室の特定が可能) 10 10 ④ 弁操作 現場での弁の特定に要する時間 5 5 現場で弁の開閉操作に要する時間 5 5 合計 35 35
	5-179	添5リ(ハ)の第3表 漏水箇所の隔離時間		

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
11-23 (続き)	5-180	各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。 <u>漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁（屋外）を閉止するまでの所要時間とし、添5リ（ハ）の第5表に示すとおり合計15分とした。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>3. 設計想定事象の発生時（内部溢水） 手順書の整備 1 設備管理部長は、<u>溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱以上）を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁（屋外）を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 8. 内部溢水発生時 （4）手順書の整備 1 設備管理部長は、<u>溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱以上）を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁（屋外）を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。</u></p> <p>（要保-355「加工設備本体及び気体廃棄設備の停止の措置要領」） 地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止する。 設備管理部長が作業の指示を行う。 震度5弱以上を検知した時点から15分以内に、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプ（ポンプ室）を手動にて停止し、第2加工棟へ繋がる給水配管の4箇所の弁を手動で閉止する。</p> <p>（要保-352「内部溢水発生時における活動要領」） 2. 影響緩和措置 震度5弱以上の地震発生を検知した場合、設備管理部長は溢水量抑制のため、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動で電源遮断し停止させ、第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。措置手順を表1に示す表1内部溢水の発生による影響防止措置の手順（震度5弱以上の地震発生時） 1. 設備管理部長は、<u>溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱以上）を検知した時点から15分以内（※1）に次の措置1、措置2を行う。</u> 措置1：第2加工棟 <u>設備・機器への給水ポンプ（コンプレッサ室）を手動で電源遮断して停止させる。</u> 措置2：第1廃棄物貯蔵棟 <u>設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。</u> 2. 設備管理部長の操作員は、<u>第2加工棟へ繋がる給水配管の4箇所の弁を手動で閉止する。</u></p>
5-180	5-181	添5リ（ハ）の第5表 漏水箇所の隔離時間（地震時） <u>第2加工棟に対しては、非管理区域外の地下水槽から給水ポンプにて送水するため、給水ポンプの電源遮断により隔離する。</u> <u>第1廃棄物貯蔵棟に対しては、上水の直接送りにより送水するため、上水の元弁を閉止により隔離する。</u>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>10. 設計想定事象の発生時（内部火災） 資機材の配備 3 設備管理部長は、<u>消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</u> 6 設備管理部長は、<u>消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</u></p>	<p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 6. 火災等発生時（内部火災） （3）必要な電源その他資機材の配備 3 設備管理部長は、<u>消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</u> 6 設備管理部長は、<u>消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</u></p> <p>（要保-364「火災防護計画」） 3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置 （5）火災の感知及び消火に係る設備の保守管理 2) 消火設備 加工施設の建物には、迅速な初期消火を行うための消火設備を設ける。 ① 加工施設には<u>屋内消火栓及び屋外消火栓を建物の各室に放水可能となるよう配置し、接続ホースを備える。また、消火用水源を加工施設の敷地内に複数設ける。</u> ② 加工施設には可搬消防ポンプを備える。 ③ 加工施設には、<u>設置場所で想定される火災に対応した種類の消火器を、消防法に定められた能力単位に対して余裕を持った数量配置する。</u></p> <p>【事業許可に示す「大型粉末消火器」は、消防法に規定する数を十分上回るように配置する消火器に含んでいる】</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第十二条 (誤操作の防止) 関係				
12-1	21	(ト) その他の主要な構造 (4) 誤操作の防止 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するための措置として、制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学上の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定め、教育・訓練を実施する。	(操作上の一般事項) 第30条 各部長 は、加工施設の操作に当たっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。 (2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。	(基保-003「加工施設の操作基準 (燃料製造部)」) 4-5 操作上の一般事項 (1) 設備の作動状況及び機器の性能の把握 燃料製造部長は、加工施設の操作に当たっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。 ⑤ 設備の運転開始に先立って、設備が稼動可能状態であるかを確認すべき事項、運転中にあつては、操作する上で設備の状況を把握するに必要な事項、運転停止後は、設備の停止状況、核物質の閉じ込め状況を確認すべき事項を明確にし、操作員に周知徹底する。 ⑥ 設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項、引継時に実施すべき事項は、標準に定め、操作員に確認させると共に、その記録をつけさせ、評価する。 【要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」に上記事項を定める。また、環境安全部、設備管理部、品質保証部も同様に各部の加工施設の操作基準、操作要領を定める。】
	21	(ト) その他の主要な構造 (4) 誤操作の防止 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。 表示装置は、操作員の誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにする。 操作器は、操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーや鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにするとともに、安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて非常時、緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じる。	(3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作に当たっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。 一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。 二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。 三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。	(基保-003「加工施設の操作基準 (燃料製造部)」) 4-5 操作上の一般事項 (1) 設備の作動状況及び機器の性能の把握 燃料製造部長は、加工施設の操作に当たっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。 ⑩ 制御盤は集中監視及び集中制御が可能な配置とする。 ⑪ 制御盤、操作機の誤操作・誤判断を防止するため、表示装置は重要度に応じて色で識別する、もしくは制御盤、操作機の周辺に表示装置の状態が把握できるような図、注意書きを含む明示を行う。 ⑫ 操作機については色、形状等により容易に識別できるように、もしくは上述のとおり表示装置の状態が把握できるような図、注意書きを含む明示を行う。なお、誤操作のおそれのある操作機については、操作機の配置や操作状態が把握できるように透明の樹脂カバーを付ける等の処置を施す。 ⑬ 安全の確保のために手動操作を要する場合には、緊急時の手動操作の手順をフロー図等にした掲示物を制御盤、操作機の周辺に設置する。具体的な掲示物の様式については下位の要領で定める。 【要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」に上記事項を定める。また、環境安全部、設備管理部、品質保証部も同様に各部の加工施設の操作基準、操作要領を定める。】
	5-200	(ニ) 誤操作の防止に対する考慮 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。 (1) 誤操作を防止するための措置 安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。 操作員が操作すべきスイッチを間違えないように、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる措置を講じる。 加工施設の状態を確認しながら操作できるように、設備・機器の近傍に操作盤を配置するとともに、弁及びバルブには開閉を表示する。 異常を正確かつ迅速に把握するため、警報集中表示盤には、設備・機器の異常内容ごとに表示ランプを設ける。 保守点検における誤りを生じにくいように、設備の色を管理区域ごとに統一する、配管に流体の種類を明示する等の措置を講じる。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1-4. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。 以下の作業標準に手順を定めている。 気体廃棄設備No.1 運転・停止操作手順 気体廃棄設備No.2 運転・停止操作手順 第1 廃棄物貯蔵棟No.3 排風機、No.4 排風機の点検作業 負圧等異常時の給排気設備操作及び点検手順 負圧警報装置の警報作動に係る点検要領 給排気設備整備作業 VAV 点検及び交換作業 自動火災報知設備の警報作動に係る点検要領 ダクトの点検要領 アンモニアガス濃度測定器操作手順 計画外停電時の非常用電源設備の対応 非常用電源設備手動動作手順 非常用電源設備A 手動操作手順 外扉の目張り、壁のひび割れ対応及び資機材点検手順 非常用電源設備No.2 タッチパネルによる手動操作マニュアル 第2 加工棟廃棄設備プレフィルタ交換作業 第2 加工棟廃棄設備ヘパフィルタ交換作業
12-4	21	(ト) その他の主要な構造 (4) 誤操作の防止 設計基準事故の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できる設計とし、設計基準事故が発生した状況下であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える設計とする。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1-4. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。 以下の作業標準に手順を定めている。 気体廃棄設備No.1 運転・停止操作手順 気体廃棄設備No.2 運転・停止操作手順 第1 廃棄物貯蔵棟No.3 排風機、No.4 排風機の点検作業 負圧等異常時の給排気設備操作及び点検手順 負圧警報装置の警報作動に係る点検要領 給排気設備整備作業 VAV 点検及び交換作業 自動火災報知設備の警報作動に係る点検要領 ダクトの点検要領 アンモニアガス濃度測定器操作手順 計画外停電時の非常用電源設備の対応 非常用電源設備手動動作手順 非常用電源設備A 手動操作手順 外扉の目張り、壁のひび割れ対応及び資機材点検手順 非常用電源設備No.2 タッチパネルによる手動操作マニュアル 第2 加工棟廃棄設備プレフィルタ交換作業 第2 加工棟廃棄設備ヘパフィルタ交換作業
	5-200	(ニ) 誤操作の防止に対する考慮 (2) 操作の容易性 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。 設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1-4. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。 以下の作業標準に手順を定めている。 気体廃棄設備No.1 運転・停止操作手順 気体廃棄設備No.2 運転・停止操作手順 第1 廃棄物貯蔵棟No.3 排風機、No.4 排風機の点検作業 負圧等異常時の給排気設備操作及び点検手順 負圧警報装置の警報作動に係る点検要領 給排気設備整備作業 VAV 点検及び交換作業 自動火災報知設備の警報作動に係る点検要領 ダクトの点検要領 アンモニアガス濃度測定器操作手順 計画外停電時の非常用電源設備の対応 非常用電源設備手動動作手順 非常用電源設備A 手動操作手順 外扉の目張り、壁のひび割れ対応及び資機材点検手順 非常用電源設備No.2 タッチパネルによる手動操作マニュアル 第2 加工棟廃棄設備プレフィルタ交換作業 第2 加工棟廃棄設備ヘパフィルタ交換作業

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第十三条 (安全避難通路等) 関係				
13-1	21	(5) 安全避難通路等 加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えて非常用電源設備に接続したバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する設計とする。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1 4. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 2 設備管理部長は、 <u>加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。</u>
	5-201	(4) 安全避難通路等に対する考慮 (1) 安全避難通路 加工施設には、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように非常口を設け、各区域から非常口への通路及び階段を安全避難通路とし、誘導灯の設置、床面への表示等により安全避難通路を容易に識別できるようにする。 加工施設には、停電時にも放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように、非常用照明を設置する。 (2) 避難用照明 誘導灯及び非常用照明はバッテリーを内蔵するとともに非常用電源設備(ディーゼル式発電機)に接続する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。	(要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」) 3. 1 資機材の配備 (2) 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。 設備管理部長は、これらの設備を整備して消防署等監督官庁の検査を受けている。
13-2	21	(5) 安全避難通路等 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1 4. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 3 設備管理部長は、 <u>非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。</u>
	5-201	(4) 安全避難通路等に対する考慮 (3) 現場操作用照明 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、可搬型の照明及び専用の電源を設置する。 可搬型仮設照明の配備状況を添5リ(4)の第1表に示す。 添5リ(4)の第1表 可搬型仮設照明の配備	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 3 設備管理部長は、非常用照明、誘導灯とは別に、 <u>事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。</u>	(要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」) 設備管理部長は、 <u>非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。</u>
第十四条 (安全機能を有する施設) 関係				
14-1	26	(f) 安全機能を有する施設 (1) 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件(圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等)において、その安全機能を発揮することができるものとする。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1 4. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 15 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、安全機能を有する施設については、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に想定される全ての環境条件(圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等)において、その安全機能を発揮することができるようにする。
	5-202	(v) 安全機能を有する施設に対する考慮 (2) 環境条件に対する考慮 (i) 本加工施設の設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準等に準拠し、通常時において予想される環境条件に対して十分な余裕を持って耐えられ、その機能を維持できる設計とする。 (ii) 本加工施設は、設計基準事故時に想定されると考えられる環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 15 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、安全機能を有する施設については、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に想定される全ての環境条件(圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等)において、その安全機能を発揮することができるようにする。	
14-1 (続き)	5-212	(4) 準拠規格及び基準 本加工施設の設計、工事及び検査については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」及び「加工施設の性能に係る技術基準に関する規則」等の法令に基づくとともに、必要に応じて下記の法令、規格及び基準等に準拠する。 建築基準法 電気事業法 高圧ガス保安法 公害防止関係法令 労働安全衛生法 消防法 工場立地法 日本工業規格(JIS) 日本電機工業会標準規格(JEM) 電気設備技術基準(経済産業省令) 鋼構造設計規準(日本建築学会) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会) 建築物の構造規定(日本建築センター) 建築設備耐震設計・施工指針(日本建築センター) 建築工事共通仕様書(一般社団法人公共建築協会) 建築工事標準仕様書(日本建築学会)	(関係法令及び保安規定の遵守) 第3条 社長、熊取事業所長(以下「所長」という。)、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関する安全を確保するため関係法令、及びこの規定を遵守しなければならない。 2. 所長は、臨時雇員及び請負会社従業員に核燃料物質等の取扱いに関する業務を行わせる場合、契約により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。 3. 社長、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員及び従業員は、前項の臨時雇員及び請負会社従業員以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。	(保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」) 3. 保安活動を行う組織、職務、責任及び権限 3.2 責任及び権限 3.2.2 各組織の責任及び権限 各組織に共通する保安活動における一般原則を表1に示す。 表1 保安活動における一般原則 社長、所長、品質・安全管理室長、役員、従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等」という。))は、以下の一般原則を遵守して原子力安全の達成、維持に対する責任を履行するように努める。 (1) 法令、保安規定を遵守する。
	26	安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件(圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等)において、その安全機能を発揮することができるものとする。	(設計・開発に用いる情報) 第12条の2 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 関係法令	(基保-021「設計管理基準」) 4. 設計の管理方法 改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を表2に示す。 表2 改造の各段階の管理方法 改造の段階：設計 (1) 設計者は、施設及び設備の要求事項に関するインプット(以下、設計条件という)を明確にし、要保-283「設計関連文書作成要領」に基づき「要求品質確認表」を作成する(注3)。表5に設計条件に含める事項を示す。 表5 設計条件に含める事項 e) 関係法令
	5-202	本加工施設の設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準等に準拠し、通常時において予想される環境条件に対して十分な余裕を持って耐えられ、その機能を維持できる設計とする。		(要保-283「設計関連文書作成要領」) (6) 要求品質確認表(様式-6) e) 関係法令 【事業許可の要求は、施設の設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準等に準拠し、通常時において予想される環境条件に対して十分な余裕を持って耐えられ、その機能を維持できるよう要求しているところであるが、この要求は加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第十四条第2項の事項へ対応するものであり、保安規定では第12条の2の設計・開発に用いる情報のうちの関係法令に含めて、設計管理で対応している】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
14-2	26	(f) 安全機能を有する施設 (2) <u>安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮したもとする。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計・開発に用いる情報) 第12条の2 担当部長は、 <u>個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定める</u> とともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) <u>関係法令</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-021「設計管理基準」) 4. 設計の管理方法 改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を表2に示す。 表2 改造の各段階の管理方法 改造の段階：設計 (1) <u>設計者は、施設及び設備の要求事項に関するインプット（以下、設計条件という）を明確にし、要保-283「設計関連文書作成要領」に基づき「要求品質確認表」を作成する（注3）。表5に設計条件に含める事項を示す。</u> 表5 設計条件に含める事項 c) <u>関係法令</u> (要保-283「設計関連文書作成要領」) (6) <u>要求品質確認表（様式-6）</u> c) <u>関係法令</u> 【事業許可の要求は、施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮したもとするよう要求しているところであるが、この要求は加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第十四条第3項の事項へ対応するものであり、保安規定では第12条の2の設計・開発に用いる情報のうちの関係法令に含めて、設計管理で対応している】
	5-202	(4) 検査、修理等に対する考慮 本加工施設における安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるような設計とする。		
14-6	26	(f) 安全機能を有する施設 (3) <u>本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 <u>設計想定事象</u> に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 10. 設計想定事象の発生時（その他） 手順書の整備 10 設備管理部長は、 <u>加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない管理を行う。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 10 設備管理部長は、 <u>加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない管理を行う。</u> 【要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」に、上記の飛来物となりうるタービン等の大規模な高速回転物を設置しない管理方法を定める。】
	5-202	(v) 安全機能を有する施設に対する考慮 (1) 内部発生飛来物に対する考慮 本加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない。		
第十五条（設計基準事故の拡大の防止）関係				
15-2	119	ロ、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (n) 発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価の結果 <u>核的制限値として形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせ管理する。</u>	(臨界安全管理) 第33条 <u>各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。</u> 別表4 臨界安全管理に係る制限値	(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 品質保証部長及び燃料製造部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、 <u>取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</u> 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法（保安規定 別表4） (要保-107「加工施設の操作要領（燃料製造部）」 11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「 <u>臨界安全管理基準</u> 」（基保-037）に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、 <u>所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める</u> 要保-176「加工施設の操作要領（品質保証部）」 10. 核的制限値を遵守していることの確認 品質保証部長は、「 <u>臨界安全管理基準</u> 」（基保-037）に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、 <u>所管する臨界安全の管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u>
	7-8	(iii) 設計基準事故の選定結果 <u>核的制限値として形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせ管理する。</u>		
	添7 別イ-9	核的制限値の逸脱を設計基準事故の対象としないことの説明 <u>核的制限値として形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせ管理する。</u>		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
15-2 (続き)	添7別イ-11	<p>臨界安全管理上の制限値の逸脱における想定と進展教育・訓練を受けた二人の作業者が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認することにより逸脱を防止</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理) 第33条 2. <u>各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</u></p> <p>別表4 臨界安全管理に係る制限値</p> <p>(力量、教育・訓練及び認識) 第23条 2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。 (2) 各部長は、前号の計画に基づき、<u>所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等」という。)</u>に保安教育を年1回以上実施し、その結果について、環境安全部長に報告する。</p> <p>(操作員の確保) 第28条 <u>各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操作に必要な力量を有すると認定された者に操作員として操作させる。</u> 2. <u>各部長は、加工施設の操作に必要な構成要員をそろえ、操作させる。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 品質保証部長及び燃料製造部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p> <p>(要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」) 11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「<u>臨界安全管理基準</u>」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、<u>所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u></p> <p>要保-176「加工施設の操作要領(品質保証部)」 10. 核的制限値を遵守していることの確認 品質保証部長は、「<u>臨界安全管理基準</u>」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、<u>所管する臨界安全の管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u></p> <p>(基保-007「教育訓練基準」) 4. 加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練(保安規定第23条) 4-1 加工施設の操作に関する教育・訓練 各部長は、加工施設の操作員にその操作に係る機器操作手順等の習得すべき事項を作業標準、作業手順書等にあらかじめ定めおかなければならない。各部長は、担当グループ長に指示をして加工施設の操作員に必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように、あらかじめ加工施設の操作及び管理に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度該当する要員に対する教育・訓練を実施させなければならない。詳細は、要保-384「教育訓練実施要領」に定める。</p> <p>(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-4 操作員の確保 (1) 加工施設の操作 ① 燃料製造部長は、従業員、臨時雇員及び請負会社従業員に加工施設を操作させる場合は、定められた保安教育及び加工施設の操作に関する教育・訓練、初期消火活動訓練、事故等対処活動訓練及び非常時訓練を終了し、該当設備の操作に必要な力量を有する者に操作させる。具体的には、「<u>教育・訓練基準</u>」(基保-007)に従うとともに、「<u>教育・訓練要領(燃料製造部)</u>」(要保-189)に定める。 (2) 操作員の確保 ① 燃料製造部長は、加工施設の操作に必要な構成要員を、次の考え方に基づいて定める。 ・各設備の単独操作には、物理的に必要な人員を配置すること。 ・各設備の単独操作と監視作業を兼ねる場合は、設備の緊急停止が可能な人員を配置すること。 ② 燃料製造部長は、①の考え方に則って加工施設の操作に必要な構成要員をそろえ、操作させる。具体的には、「<u>加工施設操作員の管理要領(燃料製造部)</u>」(要保-106)に定める。</p> <p>(基保-032「加工施設の操作基準(品質保証部)」) 4-4 操作員の確保(第28条) (1) 加工施設の操作(第28条第1項) ①品質保証部長は、従業員、臨時雇員及び請負会社従業員に加工施設を操作させる場合は、「<u>教育訓練基準</u>」(基保-007)に定められた教育・訓練、初期消火活動訓練、事故等対処活動訓練及び非常時訓練を終了し、該当設備の操作をすることを認められた者(本基準では「操作員」という)に操作させる。 (2) 操作員の確保(第28条第2項) ①品質保証部長は、加工施設の操作に必要な構成要員を、次の考え方に基づいて定める。 ・各設備の単独操作には、物理的に必要な人員を配置する。 ・各設備の単独操作と監視作業を兼ねる場合は、設備の緊急停止が可能な人員を配置する。 ②品質保証部長は、①の考え方に則って加工施設の操作に必要な構成要員をそろえ、操作させる。詳細は、「<u>加工施設の操作員確保要領(品質保証部)</u>」(要保-175)に定める。</p>
15-6	7-4	<p>(ii) 発生防止の機能 (b) 質量制限の逸脱 設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。 核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。 は人的管理によるダブルチェックにより管理する。</p>	<p>(臨界安全管理) 第33条 2. <u>各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</u></p> <p>別表4 臨界安全管理に係る制限値</p>	<p>(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 品質保証部長及び燃料製造部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p> <p>(要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」) 11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「<u>臨界安全管理基準</u>」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、<u>所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u></p> <p>要保-176「加工施設の操作要領(品質保証部)」 10. 核的制限値を遵守していることの確認 品質保証部長は、「<u>臨界安全管理基準</u>」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、<u>所管する臨界安全の管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u></p>
15-9	7-4	<p>(ii) 発生防止の機能 (c) 臨界安全管理上の離隔距離の逸脱 粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の離隔距離については、固定した軌道上を走行する台車に容器を積載すること又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備との離隔をとる。</p>	<p>(臨界安全管理) 第33条 (前略) <u>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</u> (4) <u>別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</u></p>	<p>(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い (6) 第2-2領域において、操作員に運搬台車に装填して運搬させる場合(核燃料物質を直接に運搬させる場合を含む)、以下の事項に関する運搬方法を標準等に定め、これを遵守させなければならない。 a. 核燃料物質は別表-1に示す保管容器に収納させること。 b. 別表-1に示す運搬台車を使用させること。 c. 臨界安全性が確認された移動通路及び運搬個数により運搬させること。</p> <p>(OP-GL-FP-2228「第1種管理区域での核燃料物質移動作業」) 4. 保安上の注意点 ・酸化ウランを運搬する場合には、<u>運搬台車の使用台数制限を超えないことを確認(ダブルチェック)した上で、本運搬台車のみ使用する。</u> ・<u>運搬台車の経路は図1に示す範囲に限定する。</u> 図1 運搬台車の通路</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
15-13	7-5	(ii) 発生防止の機能 (f) ベレットの落下 ベレットが転がって落下しないように、波板等に載せて取り扱う。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料物質の運搬) 第69条 <u>各部長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備により取り扱う等加工規則第7条の6に規定されている措置を講じる。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-003「加工施設の操作基準 (燃料製造部)」) 4-1.4 核燃料物質等の運搬 第56条に記載する事項を定めた核燃料物質等の運搬に関する基準は、「核燃料物質等運搬基準」(基保-008)として定められているが、周辺監視区域内の内、施設内の運搬に関する事項は、第69条に付加して、本基準に定める。 (1) 核燃料物質等の施設内運搬 ①燃料製造部長は、加工施設内で核燃料物質等を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備により取り扱う等(手運搬を含む)加工規則第7条の6に規定されている以下の措置を講じる。 (b)運搬物の運搬機器への積み付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>【要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」に上記事項を定める】</p> <p>(基保-032「加工施設の操作基準 (品質保証部)」) 4-14 核燃料物質等の施設内運搬 品質保証部長は、加工施設内で核燃料物質を運搬する場合、貯蔵施設の搬送設備により取り扱う等(手運搬を含む)加工規則第7条の6に規定されている以下の措置を講じる。 ②運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないようにすること</p> <p>【要保-176「加工施設の操作要領 (品質保証部)」に上記事項を定める】</p>
15-14	7-5	(ii) 発生防止の機能 (f) ベレットの落下 ベレットを貯蔵する場合には、波板等に載せてベレット保管容器に収納して、落下のおそれのある箇所に落下を防止するガイド等を設ける。	<p>(核燃料物質の貯蔵) 第70条 <u>各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</u> (1) <u>所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</u></p>	<p>(基保-003「加工施設の操作基準 (燃料製造部)」) 4-1.5 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、<u>所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</u></p> <p>【要保-107「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」に上記事項を定める】</p> <p>(基保-032「加工施設の操作基準 (品質保証部)」) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ①品質保証部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、<u>所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</u></p> <p>【要保-176「加工施設の操作要領 (品質保証部)」に上記事項を定める】</p>
15-18	7-5	(ii) 発生防止の機能 (h) 火災 可燃性物質 (油類) は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 23 燃料製造部長は、所管する可燃性物質(油類)の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) 23 燃料製造部長は、所管する可燃性物質(油類)の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p> <p>(要保-364「火災防護計画」) 3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置 (4) 加工施設内の可燃物及び発火源の管理 3) 危険物に対する管理 ① 加工施設内で使用する危険物は、<u>消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを分取して加工施設の建物に持ち込み、使用する分を除き、転倒防止対策を講じた金属製の危険物少量保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</u> 4) 発火源の管理(火気使用許可) 当事業所の加工施設への発火源の持ち込みは原則、禁止とする。 工事等のため、加工施設内で火気を使用する必要がある場合には、所定の届出をするとともに、火気の種別に応じた処置を講じ、また、使用時の注意事項を遵守する。 特に、溶接等の火気使用作業においては、作業場所の不燃性材料による区画、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生などの処置を講じること。</p>
15-52	7-7	(ii) 発生防止の機能 (1) 空气中ウランの建物からの漏えい 第1種管理区域の空气中のウランの建物からの漏えいを防止するため、建物は漏えいの少ない構造とし、給排気設備により室内が外気より負圧になるよう維持する。	<p>(漏えい管理) 第34条 2. <u>設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm水柱)以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。</u></p>	<p>(基保-026「加工施設の操作基準 (設備管理部)」) 4-8 漏えい管理 (2) 給排気設備の運転 設備管理部長は、<u>第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm水柱)以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。</u></p> <p>(要保-148「加工施設の操作要領 (設備管理部)」) 6. 設備の監視項目 -1 気体廃棄設備(閉じ込め機能を有する設備)の監視項目 気体廃棄設備は、加工施設が操業中には常時連続自動運転されている。万一何らかの異常により気体廃棄設備が停止するなど閉じ込め機能が損なわれた場合(19.6Pa(2mmH2O)未満の負圧)には負圧異常警報が発報する。このため、監視する項目は気体廃棄設備が運転していることを確認し、異常警報は警報集中表示盤にて確認を行う。</p>
15-53	121 7-10 7-12 7-13	<p>(2) 設計基準事故の評価 A.設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域においてウランが漏えいした場合には、空气中のウラン濃度をダストモニタにより監視し警報を発する設計及びエアスニファにより検知する設計とすることにより、<u>操作員は設備損傷の可能性を想定し、設備からのウラン漏えいの拡大防止措置を講じる。</u></p> <p>(4) 設計基準事故の評価 A.設備損傷による閉じ込め機能の不全 設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空气中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。</p> <p>(iii) 設計基準事故の評価条件及び結果 A.設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域においてウランが漏えいした場合には、空气中のウラン濃度をダストモニタにより監視し警報を発する設計及びエアスニファにより検知する設計とすることにより、<u>操作員は設備損傷の可能性を想定し、設備からのウラン漏えいの拡大防止措置を講じる。</u></p> <p>(iii) 設計基準事故の評価条件及び結果 A.設備損傷による閉じ込め機能の不全 設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空气中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファにより、これを検知し、漏えいの拡大防止を行うが、ここでは操作員の対応には期待せず設備のウラン全量の放出を想定する。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 1 環境安全部長は、設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空气中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、燃料製造部長は、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1.4. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 1 環境安全部長は、設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空气中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、燃料製造部長は、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。</p> <p>(OP-KC-KAN-2878「ウラン漏えい事象発生時の初期対応及び漏えい量の評価方法」) ウラン漏えい事象発生時の処置・行動フロー【粉末漏えいの場合】 所管部の応急処置 <応急処置①>汚染拡大防止、原因の除去 ・必要に応じてGH設置や既設カーテンの設置により汚染拡大防止を図る。添付-7参照 ・漏えい原因を除去する。(設備の停止や開口部の目張り等) <応急処置②>漏えい範囲の特定と判断する。 ・粉末の床面等への付着が目視確認できる範囲(以下「漏えい範囲」)を特定し、範囲の広さ(縦、横)を測長する。 <応急処置③>粉末回収 ・回収した重量が分かる方法で粉末を回収する。(重量の分かっている袋、容器に回収し、風袋重量を差し引く等)回収した粉末重量(全量回収できたかも含む。)を放管掛に連絡する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
15-54	121	(2) 設計基準事故の評価 A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 <u>第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (漏えい管理) 第34条 2. <u>設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。</u>	(基保-026「加工施設の操作基準(設備管理部)」) 4-8 漏えい管理 (2) 給排気設備の運転 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、 <u>給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。</u> 給排気設備を点検等のために停止する場合には、一部の給排気設備を運転することにより第1種管理区域の室内の圧力を負圧に保つ措置を取る。 なお、給排気設備を全停止する場合は、各部長にその旨事前に連絡し、「補修及び改造基準」(基保-018)に定められた給排気設備停止時の措置を実施する。
	122	(2) 設計基準事故の評価 B. 火災による閉じ込め機能の不全 <u>第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。</u>	(放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。	(要保-148「加工施設の操作要領(設備管理部)」) 6. 設備の監視項目 ー1 気体廃棄設備(閉じ込め機能を有する設備)の監視項目 気体廃棄設備は、加工施設が操業中には常時連続自動運転されている。万一何らかの異常により気体廃棄設備が停止するなど閉じ込め機能が損なわれた場合(19.6Pa(2mmH2O)未満の負圧)には負圧異常警報が発報する。このため、監視する項目は気体廃棄設備が運転していることを確認し、異常警報は警報集中表示盤にて確認を行う。
	123	(2) 設計基準事故の評価 C. 爆発による閉じ込め機能の不全 <u>また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。</u>		(基保-001「放射線管理基準」) 18. 放射性気体廃棄物 18-2 放射性気体廃棄物の処置 <u>放射性気体廃棄物は、プレフィルタ、HEPAフィルタにより排気中の放射性物質を除去して排気している。</u>
	7-13	(iii) 設計基準事故の評価条件及び結果 A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 <u>第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。</u>		
	7-14	(iii) 設計基準事故の評価条件及び結果 B. 火災による閉じ込め機能の不全 <u>第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。</u>		
	7-15	(iii) 設計基準事故の評価条件及び結果 C. 爆発による閉じ込め機能の不全 <u>また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。</u>		
15-56	122	(2) 設計基準事故の評価 B. 火災による閉じ込め機能の不全 <u>当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 24 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、 <u>環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</u> 16 <u>環境安全部長は、火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)を用いた水による消火活動を実施させる。活動の流れ(粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。)は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</u>
	7-10	(4) 設計基準事故の評価 B. 火災による閉じ込め機能の不全 <u>火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、火災を発見した者は粉末消火器による初期消火を実施することにより拡大を防止する。 粉末消火器を用いた消火活動が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備(屋内又は屋外消火栓)を使用して消火する。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)	
	7-14	(iii) 設計基準事故の評価条件及び結果 B. 火災による閉じ込め機能の不全 <u>当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。 火災が生じた場合、自動火災報知設備により火災を感知し、初期消火を実施することにより、拡大防止するが、ここでは設備のウラン全量が影響を受けることを想定する。また、火災により粉末状のウランを取り扱う設備・機器の囲い式フードの損傷を仮定する。</u>	1. 設計想定事象の発生時(内部火災) 手順書の整備 24 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、 <u>環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</u> 16 <u>環境安全部長は、火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、所長の指示に基づき、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)を用いた水による消火活動を実施させる。活動の流れ(粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。)は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</u>	(要保-299「消火活動要領」) 4. 初期消火活動体制 4. 3 初期消火活動要員の役割 火災の発見者若しくは保安棟内警報集中表示盤又は火災発生場所の警報集中表示盤により火災の発生を認知した者は、消防吏員への通報者に公設消防への通報を要請するとともに、 <u>消火器又は屋外消火栓を用い初期消火を実施する。</u>
15-60	124	(2) 設計基準事故の評価 D. 排気設備停止による閉じ込め機能の不全(負圧維持の異常による閉じ込め機能の不全) <u>排風機が停止した場合には、工程室内の負圧維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とすることから、ウランの建物外への漏えいは、建物の微小な隙間からの拡散による漏えいに限定される。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 4 設備管理部長は、 <u>第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、<u>防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</u></u>
	7-10	(4) 設計基準事故の評価 D. 排気設備停止による閉じ込め機能の不全(負圧維持の異常による閉じ込め機能の不全) <u>第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)	(要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」) 3. 必要な資機材及び手順 3. 2 手順書の整備
	7-16	(iii) 設計基準事故の評価条件及び結果 D. 排気設備停止による閉じ込め機能の不全(負圧の異常による閉じ込め機能の不全) <u>排風機が停止した場合には、工程室内の負圧維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とすることから、また、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいによる影響を緩和するため、ウランの建物外への漏えいは、建物の微小な隙間からの拡散による漏えいのみである。</u>	4 設備管理部長は、 <u>第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、<u>防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</u></u>	(4) 設備管理部長は、 <u>第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、<u>防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止できるようにする。</u></u>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第十六条 (核燃料物質の貯蔵施設) 関係				
16-1	21	(イ) その他の主要な構造 (6) 核燃料物質の貯蔵施設 加工施設には、各工程におけるウランの性状に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける設計とする。 貯蔵施設はウランの性状に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めの機能を確保する設計とする。	(核燃料物質の貯蔵) 第70条 <u>各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</u> (2) <u>別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</u>	(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」「(要保-107)」「臨界安全管理要領書」に定める。 ③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目的つきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 ⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域
16-1 (続き)	68~69	(ウ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力 第1加工棟、第1-3貯蔵棟及び第2加工棟における核燃料物質の最大貯蔵能力を次に示す。 第1加工棟 <u>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6 ton-U</u> 第1-3貯蔵棟 <u>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ 5.9 ton-U</u> 第2加工棟 <u>酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 37 ton-U</u> <u>酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 41.2 ton-U</u> <u>酸化ウランペレット 0.35 ton-U 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 0.3 ton-U</u> <u>酸化ウランペレット 0.85 ton-U</u> <u>酸化ウランペレット 0.45 ton-U 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 0.34 ton-U</u> <u>酸化ウランペレット 0.45 ton-U</u> <u>酸化ウランペレット 38 ton-U</u> <u>酸化ウランペレット 3.4 ton-U</u> <u>燃料棒 41 ton-U</u> <u>燃料集合体 149 ton-U</u> <u>燃料棒、燃料集合体 15.3 ton-U</u> <u>燃料棒、燃料集合体 19.2 ton-U</u> <u>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン 0.083 ton-U</u> <u>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン 0.022 ton-U</u>	別表15 <u>核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係)</u>	【要保-001「加工施設の操作基準(燃料製造部)」に定める。】 【要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に上記事項を定める。】 基保-032「加工施設の操作基準(品質保証部)」 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 品質保証部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 ② 品質保証部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。 ③ 品質保証部長は、貯蔵施設の目的つきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④ 品質保証部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 ⑤ 品質保証部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域
	5-18	(エ) 貯蔵等に対する考慮 貯蔵施設は、加工工程中のウラン処理量に対し適切な貯蔵容量を確保し、臨界防止のための適切な対策を講じる。		【要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に上記事項を定める。】
16-2	21	(ト) その他の主要な構造 (6) 核燃料物質の貯蔵施設 本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 9 燃料製造部長は、 <u>加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。</u>
	65	ニ、核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 施設の種類 本加工施設においては、崩壊熱除去等のため常時冷却を必要とする核燃料物質はない。		【要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」に上記事項を定める。】
	5-18	(ウ) 貯蔵等に対する考慮 本加工施設で取り扱う核燃料物質は崩壊熱を考慮する必要がないため、冷却機能を設ける必要はない。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 9 燃料製造部長は、 <u>加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。</u>	
16-3	71	ニ、核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備 (ニ) 主要な核的制限値 粉末、ペレット及び燃料集合体の輸送容器については、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱う。	(臨界安全管理) 第33条 <u>各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかとも十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</u>	(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 品質保証部長及び燃料製造部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかとも十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 <u>作業を行わせる場合、以下の(1)~(7)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</u> 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4) (粉末、ペレット及び燃料集合体の輸送容器で貯蔵する施設の運転管理方法欄) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する
			別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係) (粉末、ペレット及び燃料集合体の輸送容器で貯蔵する施設の運転管理方法欄) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	(要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」) 11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「臨界安全管理基準」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、 <u>所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める。</u>
16-3 (続き)	37	表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等) <u>輸送物保管区域 第1-1輸送物保管区域 耐震重要度分類(注1)</u> (注1) 輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じる。	(核燃料物質の貯蔵) 第70条 <u>各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</u> (2) <u>別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</u>	(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第1-1輸送物保管区域の記載に左記管理事項を記載する。)
	39	表 安全機能を有する施設(貯蔵施設) <u>燃料集合体保管区域 第2-2燃料集合体保管区域 第2-3燃料集合体保管区域 耐震重要度分類(注2)</u> (注2) 燃料集合体保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。 <u>燃料集合体保管区域 第2-1燃料集合体保管区域 第2-4燃料集合体保管区域 耐震重要度分類(注2)</u> (注2) 燃料集合体保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (1) 第1加工棟 <u>第1-1輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は、耐震重要度分類第3類相当の固定措置として、輸送容器は1段置きとする。</u>	【要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に様式-1の該当する注意事項票に1段置きとすることを定める。】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第十七条	(廃棄施設) 関係		青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所
17-2	21	(イ) その他の主要な構造 (7) 廃棄施設 また、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設を設ける設計とする。	(放射性固体廃棄物) 第73条 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。	(基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 6. 保管方法 (保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項) 6-1 放射性固体廃棄物 (通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物 (液体を除くゴミ類) が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。 図2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。 なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。
	84	(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 廃棄物の処理能力 廃棄物の処理能力 保管廃棄設備 第5廃棄物貯蔵棟 約100本 (200Lドラム缶換算)	別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 第1加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵棟 放射性固体廃棄物 保管廃棄能力 (200リットルドラム缶換算) (各廃棄物保管区域の保管廃棄能力を記載している。)	2-2 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値を第2表に、消防法上の危険物制限値を第3表に示す。第3表に示す危険物の種類ごとの制限値を遵守すること。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値 【第2表に、保管許容量を定める。】
	85	(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 保管廃棄設備は、固体廃棄物の保管廃棄が十分な能力を有するものとする。		2-2 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値を第2表に、消防法上の危険物制限値を第3表に示す。第3表に示す危険物の種類ごとの制限値を遵守すること。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値 【第2表に、保管許容量を定める。】
	86	(ニ) 固体廃棄物の廃棄設備 (3) 保管廃棄設備の最大保管廃棄能力 保管廃棄設備の最大保管廃棄能力 各設備の能力を次に示す。 約6,020本 (200Lドラム缶換算) 約1,750本 (200Lドラム缶換算) (注1) 約3,400本 (200Lドラム缶換算) 合計約11,170本 (200Lドラム缶換算) 注1. 再生濃縮ウランを含んだ固体廃棄物の最大保管廃棄能力約330本含む。		2-2 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値を第2表に、消防法上の危険物制限値を第3表に示す。第3表に示す危険物の種類ごとの制限値を遵守すること。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値 【第2表に、保管許容量を定める。】
	6-31	(イ) 放射性固体廃棄物の保管管理 油類廃棄物の発生量は過去の実績から約1本 (200Lドラム缶) /年と予想されるため、現在の保管廃棄量67本を踏まえ、現状の最大保管廃棄能力 (200Lドラム缶換算約100本) は十分である。 放射性固体廃棄物の発生量は核燃料物質の取扱量から、200リットルドラム缶本数に換算して、年平均約620本 (再生濃縮ウラン分は約100本) と見積もられ、このうち減容可能な放射性固体廃棄物は約420本で減容後は約70本となることから、現在の保管廃棄量約8,200本を踏まえ、現状の最大保管廃棄能力 (200Lドラム缶換算約11,170本) は十分である。		(要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 2. 保管廃棄設備に係わる社内管理値 2-1 放射性固体廃棄物 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値は第1表に示す。 第1表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値、図1 再生濃縮ウラン等の保管領域及び保管本数 【第1表に、保管許容量、再生濃縮ウランの保管許容量を定める。図1に再生濃縮ウランの配置を定める。】
17-4	81	ホ、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 気体廃棄物の廃棄設備は、排風機、高性能エアフィルタ、排気ダクト、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、給気ファン、給気ダクト及び負圧計で構成する。給気ファン及び給気ダクトによって、外気を第1種管理区域の各部屋に送風する。各部屋からの部屋排気は高性能エアフィルタ1段、設備、機器からの局所排気は、放射性物質の排気系への移行率が高いと考えられる粉末を取り扱う設備・機器からの排気系については高性能エアフィルタ2段、それ以外の設備・機器からの排気系については高性能エアフィルタ1段により、適切に酸化ウランを除去し、排気筒を経て排気口から施設外へ放出する。	(放射性気体廃棄物) 第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。	(基保-001「放射線管理基準」) 18. 放射性気体廃棄物 18-3 排気口の放射性気体廃棄物の管理 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度 (3ヶ月についての平均値が10nBq/cm3 (U234)) を超えないようにするため、排気口に排気用モニタを設置し排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値 (3ヶ月についての平均値が、1.5nBq/cm3 (U234)) 以下であることを確認する。 18-5 排気中の放射性物質濃度が異常に高くなりまたは高くなるおそれのある時の通知勧告 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 18-6 勧告を受けたときの措置 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、「異常時の措置基準」に定める適切な措置を講じる。
	82	ホ、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (3) 排気口の位置 排気口の位置 気体廃棄設備 No.1 (第2加工棟) 第2加工棟屋上 気体廃棄設備 No.2 (第1廃棄物貯蔵棟) 第1廃棄物貯蔵棟屋上		18-5 排気中の放射性物質濃度が異常に高くなりまたは高くなるおそれのある時の通知勧告 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 18-6 勧告を受けたときの措置 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、「異常時の措置基準」に定める適切な措置を講じる。
	116	ロ、放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (イ) 放射性気体廃棄物の放出管理 放射性気体廃棄物は、本加工施設の高性能エアフィルタにより、放射性物質を適切に除去した後、気体廃棄物の廃棄設備である排気ダクトを通して、排気口から施設外へ放出する。		(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定 (第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定 (第52条第1項注) 放射線管理基準のみ) ③表面密度の測定 (第52条第1項) ④空気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定 (第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定 (第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表1～表8に示す。このうち、 ①「外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表1(1)、表2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について
	5-9	(2) 周辺環境の汚染防止に対する考慮 (イ) 粉末状のウランを含む空気中の施設外への漏えい防止設計 (c) 第1種管理区域からの排気は、部屋からの排気 (部屋排気) と、設備からの排気 (局所排気) の2つに区分する。部屋排気、局所排気 (粉末状のウランを取り扱う設備を除く) は、高性能エアフィルタ (捕集効率99.97%以上) 1段でろ過後、排気口より大気中へ放出する。 (d) 局所排気のうち、粉末状のウランを取り扱う設備からの排気は、高性能エアフィルタ (捕集効率99.97%以上) 2段でろ過後、気体廃棄設備である排気ダクトを通じて排気口より大気中へ放出する。		(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定 (第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定 (第52条第1項注) 放射線管理基準のみ) ③表面密度の測定 (第52条第1項) ④空気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定 (第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定 (第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表1～表8に示す。このうち、 ①「外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表1(1)、表2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について
	5-16	ハ、環境安全設計 (イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮 (1) 放射性気体廃棄物 周辺環境へ放出される放射性物質濃度を低減し、公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするため、第1種管理区域からの放射性物質により汚染された空気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタによつてろ過後、排気口から大気へ放出する。		(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定 (第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定 (第52条第1項注) 放射線管理基準のみ) ③表面密度の測定 (第52条第1項) ④空気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定 (第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定 (第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表1～表8に示す。このうち、 ①「外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表1(1)、表2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について
	2	ロ、加工施設一般構造 (1)加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。		(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定 (第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定 (第52条第1項注) 放射線管理基準のみ) ③表面密度の測定 (第52条第1項) ④空気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定 (第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定 (第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表1～表8に示す。このうち、 ①「外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表1(1)、表2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について
	5-1	イ、安全設計の方針 (イ) 基本方針 (1)加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。		(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定 (第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定 (第52条第1項注) 放射線管理基準のみ) ③表面密度の測定 (第52条第1項) ④空気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定 (第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定 (第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表1～表8に示す。このうち、 ①「外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表1(1)、表2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について
	6-20	ハ、放射性廃棄物の廃棄に関する管理 (イ) 放射性廃棄物の放出管理 (1) 放射性気体廃棄物の放出管理 (イ) 排気中の放射性物質濃度の管理第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄物設備である排気ダクトを通して排気口をから屋外へ放出する。		(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定 (第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定 (第52条第1項注) 放射線管理基準のみ) ③表面密度の測定 (第52条第1項) ④空気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定 (第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定 (第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定 (第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表1～表8に示す。このうち、 ①「外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表1(1)、表2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
17-5	83	(ウ) 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 第2加工棟第1種管理区域で発生した液体廃棄物は、発生元にて凝集沈殿、遠心分離の一次処理を行った後、第2廃液処理設備に送水する。 第2廃液処理設備において、一次処理廃液及び直接送水した廃液を、一旦、廃液貯槽等に貯留し、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、貯留設備に送水する。 第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で発生した液体廃棄物は、必要に応じて蒸発乾固、凝集沈殿の処理を行った後、貯留設備に送水する。 建物ごとの貯留設備に貯留した液体廃棄物は、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、建物外へ排出する。 各建物から排出された排水は集中排水処理施設にて貯留し、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中濃度限界以下であることを確認した後、事業所外へ排出する。 その後、排水管を通して雨山川に放出する。 廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物は乾燥させた後、スクラップとして取り扱う、もしくは放射性固体廃棄物として所定のドラム缶に収納して保管廃棄設備に保管廃棄する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、第27条に定める加工施設で取り扱う核燃料物質等を混入しない措置を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。 別図2-(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-001「放射線管理基準」) 17. 放射性液体廃棄物 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理(第74条1項、2項) 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 排水口(3次排水)からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が20mBq/cm ³ (U234))を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値(3ヶ月についての平均値が8mBq/cm ³ (U234))以下であることを確認する。 また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)には核燃料物質の投入禁止掲示など及び空調ドレン水タンクには蓋の設置などにより通常時において核燃料物質等を混入しないような対策を実施する。 (要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定(第52条第1項)、②外部放射線に係る線量当量率の測定(第52条第1項注)放射線管理基準のみ)、③表面密度の測定(第52条第1項)、④空気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項)、⑤排気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項、第75条第3項)、⑥排水中の放射性物質の濃度の測定(2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項)、⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定(第52条第1項)、⑧風向、風速等の測定(第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表-1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表-1(2)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表-2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について (OP-KC-MIZ-2301「1次排水の水中放射性物質濃度測定方法」) 1. 概要 本標準は、第1種管理区域で発生した、廃液を各廃液処理装置で処理を行った後の水中放射性物質濃度測定を行う方法について定める。 2. 適用範囲 1次排水、ペレット研磨水 第1種管理区域の対象水の区分は放射線管理基準第74条より以下の区分けとなる。 (1) 発生元の放射性物質を含む廃液を処理し次工程へ排水する廃液を1次排水という。1次排水は、第2加工棟の第2分析室、第2開発室、第2-1ペレット室から発生する。 (2) 燃料製造部の作業標準(「K5・K6 廃水処理(OP-457-FP-2247)」)に基づく第1廃液処理設備(第2-1ペレット室)の廃水処理前の水をペレット研磨水とする。
	84	(ウ) 液体廃棄物の廃棄設備 (3) 排水口の位置 排水口の位置 第1加工棟北側(集中排水処理施設)		
	116	ロ、放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (ウ) 放射性液体廃棄物の放出管理 放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。		
	5-10	(c) 工程から発生する廃液は、凝集沈殿装置、遠心分離装置、ろ過装置又は蒸発乾固装置若しくはこれらの組み合わせにより処理した後、排水口より施設外へ放出する。		
	5-17	(2) 周辺環境の汚染防止に対する考慮 (ii) 粉末状のウランを含む液体の施設外への漏えい防止設計 周辺環境へ放出される放射性物質濃度を低減し、公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするため、第1種管理区域の工程からの排水は、廃液処理設備により処理し、建物外に排出し、集中排水処理施設に貯留した後、排水口から周辺監視区域外へ排出する。		
	2	ロ、加工施設の一般構造 (1)加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。		
	5-1	イ、安全設計の方針 (i) 基本方針 (1)加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。		
	6-27	(2) 放射性液体廃棄物の放出管理 (i) 排水中の放射性物質濃度の管理 本加工施設の廃液処理設備で処理した排水は、建物ごとに貯槽に貯留し、バッチ方式によりあらかじめその放射性物質の濃度を測定し、排水中の放射性物質濃度が線量告示に定める水中濃度限度以下であることを確認した後、建物外へ排出する。 建物外に排出した排水は集中排水処理施設にて貯留し、バッチ方式により放射性物質濃度を測定し、確認してから事業所外へ排出する。		
17-5(続き)	83	(ウ) 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 (iv) 放射性物質によって汚染され又は汚染されたおそれのある油類廃棄物はドラム缶に入れて保管廃棄する。 このうち焼却減容可能な油類廃棄物は、焼却減容した後、放射性固体廃棄物として保管廃棄設備に保管廃棄する。 第5廃棄物貯蔵棟に保管廃棄設備(注1) 注1. 廃棄物保管区域を設け、廃棄物保管区域内に油類廃棄物を保管廃棄する。	(放射性液体廃棄物) 第74条 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。	(基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 6. 保管方法(保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項) 6-2 放射性液体廃棄物(廃油等) 燃料製造部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。 図2 放射性廃棄物の保管場所 第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力 また、液体廃棄物用のドラム缶が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を拡がらせないで回収、汚染除去が出来るような処置を施す。 (要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 2. 保管廃棄設備に係わる社内管理値 2-2 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値を第2表に、消防法上の危険物制限値を第3表に示す。第3表に示す危険物の種類ごとの制限値を遵守すること。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値 【第2表に、保管許容量を定める。】
	84	(ウ) 液体廃棄物の廃棄設備 (2) 廃棄物の処理能力 (ii) 保管廃棄設備 保管廃棄設備 第5廃棄物貯蔵棟に約100本(200Lドラム缶換算)	別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備	
	116	(ウ) 放射性廃棄物の保管管理 (1) 放射性液体廃棄物の保管管理 放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。		
	5-17	ハ、環境安全設計 (i) 放射性廃棄物の放出に対する考慮 (2) 放射性液体廃棄物 放射性物質によって汚染され又は汚染されたおそれのある油類廃棄物はドラム缶に封入した後、第5廃棄物貯蔵棟に保管廃棄し、必要に応じて焼却設備で焼却減容し、焼却減容に伴って発生する残さ等の固体廃棄物は第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟又は第3廃棄物貯蔵棟に保管廃棄する。 油類廃棄物の発生量及び保管廃棄能力を下表に示す。 第5廃棄物貯蔵棟に約1本/年(200Lドラム缶換算)約100本(200Lドラム缶換算)		
	6-31	(ウ) 放射性廃棄物の保管管理 (i) 放射性液体廃棄物の保管管理 放射性物質によって汚染され又は汚染されたおそれのある油類廃棄物は、ドラム缶に入れて消防法上の危険物保管の技術基準に適合した建物である第5廃棄物貯蔵棟に保管廃棄する。 廃油は必要に応じて焼却設備で減容処理を行った後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
17-5 (続き)	116	<p>ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (ウ) 放射性液体廃棄物の放出管理 放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の水の中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、第27条に定める加工施設で取り扱う核燃料物質等を混入しない措置を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-001「放射線管理基準」) 17. 放射性液体廃棄物 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理(第74条1項、2項) 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 排水口(3次排水)からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が20mBq/cm³(U234))を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値(3ヶ月についての平均値が8mBq/cm³(U234))以下であることを確認する。 また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)には核燃料物質の投入禁止掲示など及び空調ドレン水タンクには蓋の設置などにより通常時において核燃料物質等を混入しないような対策を実施する。</p>
	5-10	<p>(ii) 粉末状のウランを含む液体の施設外への漏えい防止設計 (c) 工程から発生する廃液は、凝集沈殿装置、遠心分離装置、ろ過装置又は蒸発乾固装置若しくはこれらの組み合わせにより処理した後、排水口より施設外へ放出する。</p>		
	5-17	<p>ハ. 環境安全設計 (イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮 (2) 放射性液体廃棄物 周辺環境へ放出される放射性物質濃度を低減し、公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするため、第1種管理区域の工程からの排水は、廃液処理設備により処理し、建物外に排出し、集中排水処理施設に貯留した後、排水口から周辺監視区域外へ排出する。</p>		
	2	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (1)加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。</p>		
	5-1	<p>イ. 安全設計の方針 (イ) 基本方針 (1)加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。</p>		
	6-27	<p>(2) 放射性液体廃棄物の放出管理 (イ) 排水中の放射性物質濃度の管理 本加工施設の廃液処理設備で処理した排水は、建物ごとに貯槽に貯留し、バッチ方式によりあらかじめその放射性物質の濃度を測定し、排水中の放射性物質濃度が線量告示に定める水中濃度限度以下であることを確認した後、建物外へ排出する。 建物外に排出した排水は集中排水処理施設にて貯留し、バッチ方式により放射性物質濃度を測定し、確認してから事業所外へ排出する。</p>		
17-7	5-18	<p>(ウ) 放射線監視 (1) 放射性廃棄物の放出に係る監視対策 (イ) 放射性気体廃棄物 (b) 高性能エアフィルタの目詰まりを監視するために差圧計を設ける。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。</p> <p>(作業標準 OP-KP-EC-2546「第1廃棄物貯蔵棟プレフィルタ交換作業」及び作業標準 OP-KP-EC-2547「第2加工棟廃棄設備へバフィルタ交換作業」) 7. 作業手順 2フィルタ交換日時の決定・放管掛のフィルタ差圧点検記録簿により傾向管理を行い決定する。【以下、それぞれの手順書にプレフィルタ及びへバフィルタの作業手順を定める】</p>
17-9	85	<p>(ウ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 固体廃棄物の廃棄設備は、前処理設備、保管廃棄設備で構成する。前処理設備として固体廃棄物処理設備(減容処理、除染処理)、また保管廃棄設備として第1加工棟(第1廃棄物貯蔵棟)及び第3廃棄物貯蔵棟からなる。 前処理設備では、第1種管理区域内で発生する減容可能な固体廃棄物について切斷・解体減容、焼却減容を行い、また、持出物品については必要に応じて除染処理を行う。 これらの処理により発生した排気については気体廃棄設備にて、排水については廃液処理設備にて処理を行う。 第1加工棟保管廃棄設備(注1) 第1廃棄物貯蔵棟(注1)保管廃棄設備(注1) 第3廃棄物貯蔵棟(注1)保管廃棄設備(注1) 注1. 廃棄物保管区域を設け、廃棄物保管区域内に固体廃棄物を保管廃棄する。 固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。</p> <p>2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</p> <p>別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備</p>	<p>(基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 3. 保管廃棄物の取扱い 3-2 分類(保安規定第73条第1項(2)、(3)、第74条第9項) 保管廃棄物の分類を第1表に定める。また詳細については廃棄物種別区分表(放射性保管廃棄物搬出要領(要保-003)に定める)に定める。なお難燃物とは可燃物の中で燃やしにくい物を総称し、別途管理する。 第1表 保管廃棄物の分類等 可燃物(固体)、可燃物(フィルタ)、難燃物、不燃物、焼却灰、液体 3-3 梱包(封入)(保安規定第73条第1項(2)、(3)、第74条第9項) ①各部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物登録手続きの際に金属製容器から取り出して、第2廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。 ②各部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)を液体廃棄物用のドラム缶に収納する。なお、液体廃棄物用のドラム缶は、収納した放射性液体廃棄物により腐食しないものとする。 4. 保管手続き 4-1 保管記録の発行(保安規定第73条第2項) ① 保管記録の発行は、「放射性保管廃棄物搬出要領(要保-003)に定める。 ② 保管記録には、整理番号、廃棄物の種類、含まれる放射性物質の数量、比重、廃棄の日付等を記載する。 6. 保管方法(保安規定第73条第2、4項、第74条第10~12項) 6-3 標識 燃料製造部長は、保管廃棄物を入れた容器には内容物等の確認ができるように廃棄物管理票(放射性保管廃棄物搬出要領(要保-003)に定める)の貼付を行う。また放射性廃棄物を示す標識をつける。</p> <p>(OP-KC-TW-2084「放射性廃棄物減容(詰替)処理の作業方法・管理及び記録方法」) 7. 作業方法 (1) 詰替(固体廃棄物)の作業方法については表1に記載 (7) 放射性廃棄物の減容・詰替にあたっては「放射性廃棄物減容(詰替)記録(可燃物、難燃物、不燃物)」(様式-3)に必要事項を記載すると共に「放射性廃棄物保管記録」に「廃棄」の印(赤)を押し添付してファイルする。 表1. 作業方法(固体廃棄物の詰替・詰合せ) 1) 作業準備 ①詰替又は減容を行うグリーンハウスを設置する。 4) 記録作成 ③第1種管理区域から搬出後に減容・詰替後の廃棄物管理票(要保-003)を廃棄物缶に貼付する</p>
	116	<p>(ウ) 放射性廃棄物の保管管理 (2) 放射性固体廃棄物の保管管理 放射性固体廃棄物は可燃性、難燃性、不燃性及びフィルタの廃棄物に分類し、必要に応じて除染又は減容可能なものについては解体等の後、ドラム缶に入れて保管廃棄する。 フィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難なものについては、シート等で密封し金属製容器に入れて保管廃棄する。 可燃物とフィルタの一部については、焼却設備で減容処理を行い、その焼却灰をドラム缶に入れて保管廃棄する。 すでに保管管理されている廃棄物についても、除染又は減容処理を行う。</p>		
	6-20	<p>(ii) 排気による周辺環境への影響評価 第1廃棄物貯蔵棟では放射性固体廃棄物の減容処理、廃油の焼却減容及び持出し物品の除染処理を行う。</p>		
	6-31	<p>(ii) 放射性固体廃棄物の保管管理 固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟又は第3廃棄物貯蔵棟に保管廃棄し、その保管状況は日常の巡視点検により監視する。 放射性固体廃棄物は可燃性、難燃性、不燃性及びフィルタの廃棄物に分類し、必要に応じて除染を行い、減容可能なものについては解体等の減容処理の後、所定のドラム缶に入れて保管廃棄する。 フィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難なものについては、汚染の広がりを防止するためシート等で密封し金属製容器に入れて保管廃棄する。 可燃性の廃棄物及びフィルタの一部については、焼却設備で減容処理を行い、その焼却灰をドラム缶に入れて保管廃棄する。 すでに保管管理されている廃棄物についても、除染又は減容処理を行う。</p>		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
17-10	85	(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (放射性固体廃棄物) 第73条 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 6. 保管方法 (保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項) 6-1 放射性固体廃棄物 (通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物 (液体を除くゴミ類) が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。 図2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。 なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力 6-2 放射性液体廃棄物 (廃油等) 燃料製造部長は、放射性液体廃棄物 (廃油等の液体ゴミ類) が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。 図2 放射性廃棄物の保管場所 第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力 8. 放射性物質の数量の確定方法 保管廃棄物中の放射性物質の数量の確定方法は、「廃棄物中の核燃料物質管理要領」(要計005)に定める。これは加工則第7条第2項に定める間接的推定記録(前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる)に相当する。 (要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 2. 保管廃棄設備に係わる社内管理値 2-1 放射性固体廃棄物 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値は第1表に示す。 第1表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値、図1 再生濃縮ウラン等の保管領域及び保管本数 【第1表に、保管許容量、再生濃縮ウランの保管許容量を定める。図1に再生濃縮ウランの配置を定める。】 2-2 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値を第2表に、消防法上の危険物制限値を第3表に示す。第3表に示す危険物の種類ごとの制限値を遵守すること。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値 【第2表に、保管許容量を定める。】 (OP-KC-SG-3176「ISOCSによるウラン量及びウラン濃縮度測定方法」) 7. 作業方法 ㉞ISOCS測定手順、㉟ISOCS測定結果解析
	6-20	(ii) 排気による周辺環境への影響評価 減容処理を行う放射性固体廃棄物に含まれるウラン量を「-----」(200 Lドラム缶)とする。 廃油に含まれるウラン量を「-----」(200 Lドラム缶)とする。	(放射性液体廃棄物) 第74条 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。	
	6-31	(ii) 放射性固体廃棄物の保管管理 保管管理する廃棄物のドラム缶当たりのウラン量は「-----」、一部の放射性固体廃棄物については「-----」若しくは「-----」に管理する。	別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備 (別図3内に放射性廃棄物に含まれるウラン量を記載している。) (別図3の注4に廃棄物中に含まれるウラン量について確認するところを示している) (注4) 保管廃棄する放射性固体廃棄物中に含まれるウラン量については、放射線測定装置を用いた測定等によりその量を確認する。	
17-12	116	(ハ) 放射性廃棄物の保管管理 (2) 放射性固体廃棄物の保管管理 保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。	(廃棄物の仕掛品) 第72条の2 各部長は、廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2-(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。 (2) 工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、(工事)作業計画を作成し、金属製容器を作業区域に持ち込み、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業区域又は別図2-(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。	(基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 2. 保管廃棄物の発生部門と保管、処理部門 2-1 保管廃棄物の発生部門 廃棄物の仕掛品及び保管廃棄物の発生部門は燃料製造部、品質保証部、設備管理部及び環境安全部であり、各部長は保管廃棄物の発生量抑制に努め、発生時処理業務を実施する。 発生時の取り扱いに関する要求事項は以下の通りであり、詳細は「第1種管理区域内で使用及び保管している物品の処置要領」(要保-069)に定める。 (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のもの、難燃性のもの又は不燃性のものに分別し、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、防火対策としてドラム缶等の金属製容器に収納する。 (2) 上記ゴミ類を図1に示す第2廃棄物処理室のドラム缶に収納する場合、可能な限り減容しテープで巻いた後、第3-2項で分類されたドラム缶(ポリ袋セット済み)に収納する。 (3) 使用済みフィルタで解体前のもの(以下、「フィルタ」という。)については、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて廃棄物貯蔵棟に搬出する。又は第2廃棄物処理室に一時保管した後廃棄物貯蔵棟に搬出する。また、これらの措置を行うまでの間、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、図1に示す第2-1混合室又は第2フィルタ室の保管場所に移送し、防火対策として金属製容器に収納する。 図1 廃棄物仕掛品の保管場所 (要保-003「放射性保管廃棄物搬出要領」) 4. 一時保管方法及び搬出方法 4-2.1 固体廃棄物の一時保管方法 (3) 固体廃棄物のドラム缶への投入 固体廃棄物については、可燃物、難燃物軟質、難燃物硬質、不燃物(金属以外、汚泥、灰、フィルタ、金属、大型部品、発火性金属(ジルコイ)、高比重金属(モリブデン鉛)、その他不燃物)の12種類並びに核物質区分(劣化ウラン、天然ウラン及び濃縮ウラン)毎に分類し、第2廃棄物処理室に設置する廃棄物ドラム缶(2000ドラム缶換算で最大25缶)又は第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域に設置するドラム缶に、各現場で発生した固体廃棄物を投入する。 4-2.4 工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合の一時保管方法 4-2.1(3)項の定めにかかわらず工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、廃棄物発生部門長は廃棄物ドラム缶の設置場所、設置数、期間、固体廃棄物の投入等の管理を(工事)作業計画書を定め、作業現場(工事現場を含む)に廃棄物ドラム缶を設置出来るものとする。
	6-31	(ii) 放射性固体廃棄物の保管管理 保管管理する廃棄物のドラム缶当たりのウラン量は「-----」、一部の放射性固体廃棄物については「-----」若しくは「-----」に管理する。		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第十八条 (放射線管理施設) 関係				
18-1	22	(ト) その他の主要な構造 (8) 放射線管理施設 加工施設には、放射線業務従事者を放射線から防護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う放射線管理施設を設ける。	(放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。	(基保-001「放射線管理基準」) 13. 放射線測定器類の管理 13-2 放射線測定器類の点検(第53条第1項) 環境安全部長は、別途定める保全計画に基づいて、表6に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 13-3 放射線測定器類の修理または代替品の補充(第53条第2項) 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。 表6 放射線測定器類(第53条関係)
	87	へ、放射線管理施設の構造及び設備 (イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 屋内管理用の設備は、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う放射線管理施設で構成する。	別表11 放射線測定器類(第53条関係)	(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。
	5-10	(ロ) 放射線被ばく防止 放射線から放射線業務従事者を防護するため、以下を考慮して作業環境における放射線被ばく及び放射線業務従事者の個人被ばくを監視及び管理する。	別表11 放射線測定器類(第53条関係)	(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。
	5-203	(ト) 放射線管理施設に対する考慮 加工施設には、放射線業務従事者を放射線から防護するため、放射線被ばくの監視及び管理を行う放射線管理施設を設ける。 放射線管理施設について、添5リ(ト)の第1表に示す。	別表11 放射線測定器類(第53条関係)	(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。
	5-204	添5リ(ト)の第1表 放射線管理施設	別表11 放射線測定器類(第53条関係)	(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。
18-2	22	(ト) その他の主要な構造(8) 放射線管理施設 管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び管理するための設備・機器を設ける。	(放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。	(基保-001「放射線管理基準」) 13. 放射線測定器類の管理 13-2 放射線測定器類の点検(第53条第1項) 環境安全部長は、別途定める保全計画に基づいて、表6に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 13-3 放射線測定器類の修理または代替品の補充(第53条第2項) 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。 表6 放射線測定器類(第53条関係)
	5-10	(イ) 放射線被ばく防止 (1) 作業環境における放射線被ばく防止に対する考慮 (i) 作業環境における空間線量、空気中の放射性物質の濃度、床面等の放射性物質の表面密度等を監視及び管理するためのエアスニファ、ダストモニタ及びガンマ線エアモニタを設けるとともに、低バックグラウンドカウンタ、サーベイメータ、熱蛍光線量計(TLD)、可搬式ダストサンプラ等を備える。 試料中に含まれるウラン及び放射性不純物の核種を同定するための放射線測定装置等を備える。	別表11 放射線測定器類(第53条関係)	(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。
	5-203	(ト) 放射線管理施設に対する考慮 (1) 放射線被ばくの監視及び管理 作業環境における空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ、リサイクル空気中の放射性物質の濃度を測定するダストモニタ、作業環境における空間線量率を測定するガンマ線エアモニタを設ける。 作業環境における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を測定する低バックグラウンドカウンタ、空間線量率又は表面汚染を測定するサーベイメータ、空間線量率を測定する熱蛍光線量計(TLD)、試料中に含まれるウラン及び放射性不純物の核種を同定するための放射線測定装置等を備える。	別表11 放射線測定器類(第53条関係)	(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。
18-3	5-10	(イ) 放射線被ばく防止 (1) 作業環境における放射線被ばく防止に対する考慮 (ii) 第1種管理区域の出入口等には、半面マスク、全面マスク、ボンベ式呼吸器等の呼吸保護具を備える。	(被ばくの低減措置) 第50条 3. <u>各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</u>	(基保-001「放射線管理基準」) 10. 被ばくの低減措置 10-4 保護具の着用(第50条第3項) 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、放射線業務従事者が核燃料物質を取扱うに際し、放射性物質による身体汚染、内部被ばくの防護のために専用の手袋、作業衣、帽子、マスク、作業靴等の保護具を作業標準、工事作業計画または作業条件指示書により着用させる。 作業者は、保守点検等の通常作業でフード内作業する場合は、保護具の選択について放射線管理員の指示に従う。また、作業責任者は、通常作業以外で汚染作業する場合は、被ばく低減、汚染拡大防止を図るため、保護具・養生方法等について放射線管理員に相談し作業標準、工事作業計画または作業条件指示書により定める。 10-5 一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合の措置 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。 環境安全部長は、可搬式ダストサンプラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。
	5-203	(ト) 放射線管理施設に対する考慮 (1) 放射線被ばくの監視及び管理 第1種管理区域の出入口等には、放射性物質の体内摂取を防止する半面マスク、全面マスク、ボンベ式呼吸器等の呼吸保護具を備えるとともに、尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにする。	4. <u>各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンプラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</u>	(OP-TS-AS-3164「質量分析法(ICP-MS法)による尿中のウラン分析方法」) 1. 概要 尿中のウラン含有量を質量分析法(ICP-MS法)により分析する。 (OP-KC-KAN-2140「放射線作業管理業務及び環境サーベイ」) 2. 適用範囲 以下の放射線作業管理に適用する。 (1) 第1種管理区域での設備のクリーンアップ、工事、補修等 (2) 第2種管理区域での排気口以外の排気サンプリング 以下の環境サーベイに適用する。 (1) 第1種管理区域、第2種管理区域の作業前等 4. 保安上の注意点 (1) 放射線作業管理業務に従事する放射線管理員は、内部被ばく防止・身体汚染防止のために汚染区域に立入る場合は必要な防護保護具を着用すること。また、汚染区域から退出する際には防護保護具を脱衣すること。 7-1. 作業方法 (2) 作業手順 3) サンプラ運転 ①可搬式ダストサンプラを運転する。(作業管理用エアスニファを使用する場合は、プロアポンプの電源スイッチをONにする。)

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																									
18-3 (続き)	5-11	(2) 放射線業務従事者の個人被ばく防止に対する考慮 (i) 管理区域の出入口近くに出入管理室を設け、第1種管理区域の出入口には身体の表面汚染の有無を確認するためのハンドフットクロスモニタ等 を設ける。 <u>放射線業務従事者の個人被ばく管理のための蛍光ガラス線量計、熱蛍光線量計 (TLD)、電子式線量計、ポケット線量計等の個人線量計を備える。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-001「放射線管理基準」) 5. 管理区域への出入管理 5-5 管理区域に立ち入る者に対して遵守させる措置(第44条第2項) 5-5-2 所定の個人線量測定器を着用すること。 <u>放射線業務従事者は、管理区域に立ち入る場合、常にガラスバッジ等指示された個人線量測定器を着用する。また、外部放射線に係る線量を制限する必要がある特別管理区域への立入の場合は、ガラスバッジのほかに、ポケット線量計を着用する。</u> 一時立入者が管理区域に立ち入るときは、個人線量測定器であるガラスバッジ、TLDまたはポケット線量計を着用させる。ただし、一般見学者等多数の者が同時に入城する場合は、1グループを少人数に分け、個人線量測定器はグループ毎に1名以上に着用させる。 着用部位は胸部、女子にあつては腹部とする。また、他の部位が胸部又は腹部を超える外部被ばくをする恐れがあるときは必要に応じて適切な線量測定器を着用させる。 6. 第1種管理区域への出入管理 6-3 第1種管理区域に立ち入る者に対する遵守させる措置(第45条第1項) 環境安全部長は、第1種管理区域に立ち入る者に以下を保安教育で周知し遵守させる。また、第1種管理区域入口に「第1種管理区域立入時の注意事項」を掲示し周知する。 (1) 身体汚染を防ぐため第1種管理区域専用の作業服、帽子、靴下及び靴を着用する。なお、見学及び巡視等で入城し、設備に触れない場合は、管理区域内専用の作業服の代わりに黄着衣を着用できるものとする。 (2) 第1種管理区域からの退出時は、退出モニタ及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。退出モニタで身体汚染検査を実施する場合、汚染されやすい部位である手、足を検査する。ただし手、足以外に汚染のおそれのある場合は、退出モニタのクロスモニタで汚染の検査を実施する。 13. 放射線測定器類の管理 13-2 放射線測定器類の点検(第53条第1項) 環境安全部長は、別途定める保全計画に基づいて、表6に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 13-3 放射線測定器類の修理または代替品の補充(第53条第2項) 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。 表6 放射線測定器類(第53条関係)																									
	5-203	(1) 放射線管理施設に対する考慮 (1) 放射線被ばくの監視及び管理 <u>放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う施設として、管理区域の出入口近くに出入管理室を設け、第1種管理区域の出入口には、第1種管理区域からの退出者の汚染を測定するハンドフットクロスモニタを設け、除染のための流し等を備える。</u> <u>搬出物品の汚染を測定する物品搬出モニタ等を備える。</u> <u>放射線業務従事者の個人被ばく線量を測定する蛍光ガラス線量計、熱蛍光線量計 (TLD)、電子式線量計、ポケット線量計等の個人線量計を備える。</u>	別表11 放射線測定器類(第53条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検・校正責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1加工棟</td> <td>サーベイメータ</td> <td>1式</td> <td>環境安全部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガンマ線エリアモニタ(注)</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人線量計(電子式線量計)</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者	第1加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長		低バックグラウンドカウンタ	1式			ガンマ線エリアモニタ(注)	1式			個人線量計(電子式線量計)	1式							
設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者																										
第1加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長																										
	低バックグラウンドカウンタ	1式																											
	ガンマ線エリアモニタ(注)	1式																											
	個人線量計(電子式線量計)	1式																											
18-3 (続き)	5-11	(1) 放射線管理施設に対する考慮 (1) 放射線被ばくの監視及び管理除染のための流し等を備える。 <u>尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにするための検査手順等を定める。</u>	(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。	(基保-001「放射線管理基準」) 6. 第1種管理区域への出入管理 6-4 身体及び身体に着用している物の表面密度が表1に定める値を超えないような措置(第45条第2項、第3項) 環境安全部長は、第1種管理区域から退出する従業員等の身体及び身体に着用している物の表面密度が表1に定める値(0.4Bq/cm ²)を超えないように以下の措置を講じる。 (2) 退出時は、 <u>出入管理室で立入時に着用したものを脱ぎ手洗場所</u> で手等を洗い、 <u>退出モニタ及び物品搬出モニタ</u> で身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項) 環境安全部長は、 <u>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。</u> 表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法(第52条関係)																									
	5-203	(1) 放射線管理施設に対する考慮 (1) 放射線被ばくの監視及び管理 第1種管理区域の出入口等には、放射性物質の体内摂取を防止する半面マスク、全面マスク、ボンベ式呼吸器等の呼吸保護具を備えるとともに、 <u>尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにする。</u> <u>放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う施設として、管理区域の出入口近くに出入管理室を設け、第1種管理区域の出入口には、第1種管理区域からの退出者の汚染を測定するハンドフットクロスモニタを設け、除染のための流し等を備える。</u>	別表10 線量当量等の測定方法(第52条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(換気用モニタ)による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速、降雨量及び大気温度</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>		測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(換気用モニタ)による測定	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定	風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定	(OP-KC-KAN-2184「身体汚染及び内部被ばく線量の測定・評価方法」) 05. 測定 ① 負傷部位のスミヤを低バックカウンタで測定する。(採取面積：可能な範囲で採取する、測定時間：20分)(添付-1を作成) ② 以下のいずれかに該当する場合は、低バックカウンタによる鼻腔スミヤの測定(測定時間：20分)を行うとともに、尿中ウラン分析の実施を指示する。(添付-3を作成) ・ダイレクト測定の結果、顔に汚染が認められた場合。 ・鼻腔スミヤ測定(1分測定)の結果、1count以上だった場合。 ・その他、体内摂取のおそれがあると環境管理G長が判断した場合。
	測定項目	測定方法																											
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定																											
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定																											
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																											
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(換気用モニタ)による測定																											
	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定																											
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																											
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定																											
風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定																											
18-4	87	へ、放射線管理施設の構造及び設備 (i) 屋内管理用の主要な設備の種類 <u>放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。																									
	5-10	(1) 放射線被ばく防止 (1) 作業環境における放射線被ばく防止に対する考慮 (iii) <u>ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタによる測定値を表示するための放射線監視盤等を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において関係管理者等に通報できるようにする。</u>	10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。																										
	5-203	(1) 放射線管理施設に対する考慮 <u>放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。</u> (2) 放射線管理に必要な情報の表示 <u>ダストモニタ又はガンマ線エリアモニタによる測定値を表示する放射線監視盤を設ける。</u>		【放射線監視盤、警報集中表示盤は設工認対象施設として、機能を確認している】																									
	5-10	(1) 放射線被ばく防止 (1) 作業環境における放射線被ばく防止に対する考慮 <u>ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタによる測定値を表示するための放射線監視盤等を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において関係管理者等に通報できるようにする。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 11 環境安全部長は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、速やかに担当部長にその事実を通知する。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 11 環境安全部長は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、速やかに担当部長にその事実を通知する。																									
	5-203	(1) 放射線管理施設に対する考慮 <u>放射線管理施設は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、関係管理者等に通報できる設計とする。</u>																											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
18-5	22	(ト) その他の主要な構造 (8) 放射線管理施設 管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-001「放射線管理基準」) 12. 線量当量等の測定 12-4 放射線管理に必要な情報の表示 (第52条第3項) 環境安全部長は、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第1加工棟の管理区域の入口付近に12-2項の測定により得られた結果のうち、当該建屋の線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度の測定結果を、それぞれ掲示する。第1加工棟の管理区域入り口には、第1-1排水槽、第1-3貯蔵棟、第2廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟の線量等についても併せて掲示する。
	115	(ウ) 作業環境の管理 (4) 本加工施設の適切な場所に、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を表示する。	3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。	
	5-10	(イ) 放射線被ばく防止 (1) 作業環境における放射線被ばく防止に対する考慮 (iv) 放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。		
	5-203	(1) 放射線管理施設に対する考慮 (2) 放射線管理に必要な情報の表示 管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度は、管理区域入口付近の掲示板に表示する。		
	6-3	(ウ) 作業環境の管理 放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。 (5) 放射線管理情報の表示 管理区域の出入口近くの適切な場所に、管理区域における線量、空気中の放射性物質濃度及び床面等の表面密度をそれぞれ表示する。		
18-9	114	(ウ) 作業環境の管理 (1) 第1種管理区域及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ指定した場所から行う。	(管理区域への出入管理) 第44条 2. 環境安全部長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入口を経由すること。 ただし、環境安全部長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。	(基保-001「放射線管理基準」) 5. 管理区域への出入管理 5-5 管理区域に立ち入る者に対して遵守させる措置(第44条第2項) 5-5-1 管理区域出入口を経由すること。 出入管理を確実にするため管理区域の通常の出入口(電子錠を設置、放射線業務従事者以外の者が立入る場合の立入記録を用意)を1ヶ所とする。ただし、作業標準または工事作業計画で認められた場合は、認められた出入口の使用を可能とする。 (OP-KC-MON-2043「管理区域への入退域手順」) 7. 作業方法 【7. 作業方法に管理区域への入退域手順を定める。】
	6-2	(ウ) 作業環境の管理 放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。 (4) 管理区域の出入り管理及び退出時の表面汚染管理 管理区域の出入り管理及び退出時の表面汚染管理 第1種管理区域及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ指定した場所から行う。	(第1種管理区域への出入管理) 第45条 環境安全部長は、施設等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (2) 退出する場合は、ハンドフットクロスモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。	(基保-001「放射線管理基準」) 6. 第1種管理区域への出入管理 6-3 第1種管理区域に立ち入る者に対する遵守させる措置(第45条第1項) (2) 第1種管理区域からの退出時は、ハンドフットクロスモニタ及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。ハンドフットクロスモニタで身体の汚染検査を実施する場合、汚染されやすい部位である手、足を検査する。ただし手、足以外に汚染のおそれのある場合は、ハンドフットクロスモニタのクロスモニタで汚染の検査を実施する。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。 6-4 身体及び身体に着用している物の表面密度が表1に定める値を超えないような措置(第45条第2項、第3項) (2) 退出時は、出入管理室で立入時に着用したものを脱ぎ手洗場所等で手等を洗い、ハンドフットクロスモニタ及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。 (OP-KC-MON-2043「管理区域への入退域手順」) 7. 作業方法 【7. 作業方法に管理区域への入退域手順を定める。】
	114	(ウ) 作業環境の管理 (1) 第1種管理区域から退出する場合は、身体表面又は搬出物品の表面汚染を測定し、表面密度限度の1/10以下になるように管理する。	(第1種管理区域への出入管理) 第45条 環境安全部長は、施設等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (2) 退出する場合は、ハンドフットクロスモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。	(基保-001「放射線管理基準」) 6. 第1種管理区域への出入管理 6-3 第1種管理区域に立ち入る者に対する遵守させる措置(第45条第1項) (2) 第1種管理区域からの退出時は、ハンドフットクロスモニタ及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。ハンドフットクロスモニタで身体の汚染検査を実施する場合、汚染されやすい部位である手、足を検査する。ただし手、足以外に汚染のおそれのある場合は、ハンドフットクロスモニタのクロスモニタで汚染の検査を実施する。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。 6-4 身体及び身体に着用している物の表面密度が表1に定める値を超えないような措置(第45条第2項、第3項) (2) 退出時は、出入管理室で立入時に着用したものを脱ぎ手洗場所等で手等を洗い、ハンドフットクロスモニタ及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。 (OP-KC-MON-2043「管理区域への入退域手順」) 7. 作業方法 【7. 作業方法に管理区域への入退域手順を定める。】
	6-2	(ウ) 作業環境の管理 放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。 (4) 管理区域の出入り管理及び退出時の表面汚染管理 第1種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットクロスモニタ等により身体表面及び搬出物品の表面密度を測定し、線量告示に定める表面密度限度の1/10を超えないように管理する。	2. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が別表6に定める値を超えないような措置を講じる。	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																							
18-9 (続き)	114	(イ) 閉じ込めの管理 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。 (2) 管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。 (ロ) 作業環境の管理 (2) 第1種管理区域においては、空気中の放射性物質をエアスニファ等により採取し、その濃度を低バックグラウンドカウンタにより週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。 第1種管理区域においては、床、壁等の表面密度をスマイヤ法等により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。 3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-001「放射線管理基準」) 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項) 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。この場合、管理区域及び周辺監視区域における1週間の線量当量は、加工則第7条第3項に定める原子力規制委員会の定めるところにより(線量告示第10条第1項：1センチメートル線量当量とする)記録する。この1週間の線量当量を積算線量計で測定する場合で、積算日数が1週間(7日)と異なる時は、加工則第7条第2項(前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。)を適用し、比例計算により推定する。 環境安全部長は、線量当量等の測定結果が法令値または表8の管理目標値を超えないようにするため「社内管理目標値(放射線管理)要領」を定め監視する。 なお、各部長は、再生濃縮ウランの使用・保管により線量当量等の測定に影響がある場合は、環境安全部長に連絡する。 また、上記線量当量等の測定に加えて電離則第54条第1項に基づく線量当量率の測定をサーベイメータにより1回/月の頻度で実施する。 表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法(第52条関係) 表8 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条関係)																																							
	6-2	(イ) 閉じ込めの管理 (1) 管理区域の区分及び管理 管理区域においては、線量、空気中の放射性物質濃度及び表面密度を定期的に測定し、管理する。 放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。 (ロ) 作業環境の管理 (1) 外部放射線に係る線量の測定 第1種管理区域及び第2種管理区域においては、外部放射線に係る線量を熱蛍光線量計(TLD)等によって週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。 (2) 表面密度の測定 第1種管理区域においては、床、壁等の表面密度をスマイヤ法等により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。 (3) 空気中の放射性物質濃度の測定 第1種管理区域においては、空気中の放射性物質をエアスニファ等により採取し、その濃度を放射能測定装置により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。	別表9 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) <table border="1" data-bbox="1020 369 1626 617"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度(注1) ・空気中の放射性物質の濃度</td> <td>1回/3月</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。 別表10 線量当量等の測定方法(第52条関係) <table border="1" data-bbox="1020 701 1626 1129"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(換気用モニタ)による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速、降雨量及び大気温度</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量		周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量		周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度(注1) ・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(換気用モニタ)による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定	風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定	(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定(第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定(第52条第1項注)放射線管理基準のみ) ③表面密度の測定(第52条第1項) ④空気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定(第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定(第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表-1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表-1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について
測定場所	測定項目	測定頻度																																									
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週																																									
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量																																										
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																																										
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度(注1) ・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月																																									
測定項目	測定方法																																										
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定																																									
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定																																									
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																									
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																									
	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(換気用モニタ)による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定																																									
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																									
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定																																									
風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定																																									
114		(ロ) 作業環境の管理 (2) 一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて放射線業務従事者が半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用し、放射性物質の体内摂取を防止する。	(被ばくの低減措置) 第50条 4. 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンプラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。	(基保-001「放射線管理基準」) 10. 被ばくの低減措置 10-5 一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合の措置 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンプラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。																																							
	6-2	(ロ) 作業環境の管理 放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。 (3) 空気中の放射性物質濃度の測定 一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて放射線業務従事者が半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用して、放射性物質の体内摂取を防止するとともに、ダストサンプラを用いて局所的な放射性物質濃度測定を行う。		(OP-KC-KAN-2140「放射線作業管理業務及び環境サーベイ」) 2. 適用範囲 以下の放射線作業管理に適用する。 (1) 第1種管理区域での設備のクリーンアップ、工事、補修等 (2) 第2種管理区域での排気口以外の排気サンプリング 以下の環境サーベイに適用する。 (1) 第1種管理区域、第2種管理区域の作業前等 4. 保安上の注意点 (1) 放射線作業管理業務に従事する放射線管理員は、内部被ばく防止・身体汚染防止のために汚染区域に立入る場合は必要な防護具を着用すること。また、汚染区域から退出する際には防護具を脱衣すること。 7-1. 作業方法 (2) 作業手順 (3) サンプラ運転 ①可搬式ダストサンプラを運転する。(作業管理用エアスニファを使用する場合は、プロアポンプの電源スイッチをONにする。)																																							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
18-9 (続き)	6-2	<p>(ウ) 作業環境の管理 放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。</p> <p>(3) 空気中の放射性物質濃度の測定 なお、リサイクルする空気は、ダストモニタにより濃度を連続的に測定し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号) (以下「線量告示」という。) に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度を超えるおそれのある場合には、リサイクルを中止し、ワンスルー方式に切り換える。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備</p> <p>12 <u>リサイクルする空気は、ダストモニタにより空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるおそれのある場合には、設備管理部長は、リサイクルを中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」)</p> <p>14. その他の設計想定事象等</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p><u>12 リサイクルする空気は、ダストモニタにより空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるおそれのある場合には、設備管理部長は、リサイクルを中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</u></p> <p>(要保-206「第2加工棟吸排気系統切替要領」)</p> <p>2. 概要 <u>第2加工棟作業中は、通常給排気設備がリサイクル系統で運転されるが、再生濃縮タンを取り扱う場合は、第1種管理区域空气中放射性物質濃度が換気用モータ警報設定値を超える恐れがあるため、事前に系統をリサイクルからワンスルーに切り替える。(手動切替)</u></p> <p>3. 手動切替手続き(様式1) 再生濃縮タンを取り扱う場合には、燃料製造部長は環境安全部長、核燃料取扱主任者と協議し、系統をワンスルー運転とする期間を定め、環境安全部長に申請する。 環境安全部長は、定められた期間、系統をワンスルー運転に切り替えるよう設備管理部長に依頼する。設備管理部長は、定められた期間、系統をワンスルー運転に切り替える。</p> <p>なお、燃料製造部長は期間を変更する場合は変更箇所を明示し、同一申請番号の改定として再申請する。</p> <p>(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」)</p> <p>2. 放射線管理定期測定項目</p> <p>①外部放射線に係る線量当量の測定(第52条第1項)</p> <p>②外部放射線に係る線量当量率の測定(第52条第1項注)放射線管理基準のみ)</p> <p>③表面密度の測定(第52条第1項)</p> <p>④空気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項)</p> <p>⑤排気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項、第75条第3項)</p> <p>⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項)</p> <p>⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定(第52条第1項)</p> <p>⑧風向、風速等の測定(第52条第1項)</p> <p>3. 測定場所の選定方法等について</p> <p>前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。</p> <p>また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。</p> <p>表-1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>(基保-001「放射線管理基準」)</p> <p>7. 管理上の人の区分</p> <p>7-2 放射線業務従事者(第47条)</p> <p>放射線業務従事者とは、核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質、または核燃料物質によって汚染された物の運搬、保管または廃棄の業務、管理業務(放射線管理、巡視・点検)、工場案内、清掃に従事することを目的として当事業所の管理区域に立ち入る者をいい、放射線業務従事者の指定を行っている者をいう。なお、放射線業務従事者の指定を行う際には、写真付き公的身分証明書等の原本により、身分確認を行う。</p> <p>(要保-086「熊取事業所における指定・解除要領」)</p> <p>3. 手続き</p> <p>3-2 指定・解除申請手続き</p> <p>熊取事業所で放射線業務従事者の指定・解除を行う者は、「放射線業務従事者指定及び個人管理対象登録申請書」(様式-1)又は「放射線業務従事者指定解除及び個人管理対象削除申請書」に必要事項を記載して環境安全部に申請する。</p> <p>指定(再指定を含む)に際しては、本人の身分確認(氏名、生年月日(年齢18歳以上であること))のため、熊取事業所に在席する当社社員であって主任、G長又は部長及びこれらに相当する職位の者が、写真付き公的身分証明書(注)の原本、写真付き公的身分証明書を保有していない者については2種類の公的書類等(注)の原本により確認する。確認にあたっては、確認する書類の有効期限が切れていないことを確認する。なお、指定者本人が自分自身の確認を行なう事はできない。</p> <p>(要衛-010「健康診断管理要領」)</p> <p>2. 健康診断の種類</p> <p>(4) 特殊健康診断</p> <p>電離放射線健康診断：(健診周期)雇入れの際、配置替えの際、6月以内ごとに1回</p>
18-10	115 6-3	<p>(ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (1) 放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。 健康診断 「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める健康診断を実施する。</p> <p>(ニ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (1) 放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。 健康診断 放射線業務従事者に対し、「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める健康診断を実施する。</p>	<p>(管理上の人の区分)</p> <p>第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。</p> <p>(1) <u>放射線業務従事者</u> 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) <u>管理区域一時立入者</u> 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者。</p>	<p>(要保-086「熊取事業所における指定・解除要領」)</p> <p>3. 手続き</p> <p>3-2 指定・解除申請手続き</p> <p>熊取事業所で放射線業務従事者の指定・解除を行う者は、「放射線業務従事者指定及び個人管理対象登録申請書」(様式-1)又は「放射線業務従事者指定解除及び個人管理対象削除申請書」に必要事項を記載して環境安全部に申請する。</p> <p>指定(再指定を含む)に際しては、本人の身分確認(氏名、生年月日(年齢18歳以上であること))のため、熊取事業所に在席する当社社員であって主任、G長又は部長及びこれらに相当する職位の者が、写真付き公的身分証明書(注)の原本、写真付き公的身分証明書を保有していない者については2種類の公的書類等(注)の原本により確認する。確認にあたっては、確認する書類の有効期限が切れていないことを確認する。なお、指定者本人が自分自身の確認を行なう事はできない。</p> <p>(要衛-010「健康診断管理要領」)</p> <p>2. 健康診断の種類</p> <p>(4) 特殊健康診断</p> <p>電離放射線健康診断：(健診周期)雇入れの際、配置替えの際、6月以内ごとに1回</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																						
18-10 (続き)	115	(h) 放射線業務従事者の被ばく (2) 線量の管理 外部被ばくについては、放射線業務従事者が蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用し、定期的に線量を測定し、内部被ばくについては、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質の濃度を測定し、定期的に線量を算出する。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>別表9 線量当量等の測定 (第52条、第74条、第75条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1020 310 1626 558"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="2">1回/3月</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度 (注1) ・空気中の放射性物質の濃度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。</p> <p>別表10 線量当量等の測定方法 (第52条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1020 642 1626 1068"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計 (電子式線量計) 又は熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法 (尿中ウラン量測定等) による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ (換気用モニタ) による測定 エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタ (排気用モニタ) による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計 (TLD) 等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速、<u>降雨量及び大気温度</u></td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/3月	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 (注1) ・空気中の放射性物質の濃度		測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計 (電子式線量計) 又は熱蛍光線量計 (TLD) による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法 (尿中ウラン量測定等) による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ (換気用モニタ) による測定 エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	排気口	ダストモニタ (排気用モニタ) による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計 (TLD) 等による測定	風向、風速、 <u>降雨量及び大気温度</u>	周辺監視区域	気象観測装置による測定	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-001「放射線管理基準」) 9. 線量の評価及び通知 9-3 線量の評価 (第49条第2項) 環境安全部長は、放射線業務従事者の被ばく線量を実効線量及び等価線量に区分し、実効線量は次の各号に定める外部被ばくによる線量と内部被ばくによる線量の和として算出する。 (1)外部被ばくによる線量は、原則としてガラスバッジにより1ヶ月毎に測定するとともに四半期毎の3ヶ月分を合算する。 (2)内部被ばくによる実効線量は、作業室の空気中放射性物質濃度より3ヶ月毎に算出する。 内部被ばくは、加工則第7条第2項 (前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。)を適用し、以下の方法で算出する。 a) 立入時間は、対象期間における全放射線業務従事者のうち第1種管理区域立入時間の最大値とする。(第1種管理区域内の一時的な第2種管理区域に立ち入る場合は、内部被ばくを安全側に評価するため立ち入り時間の全てを第1種管理区域に立ち入ったとみなす。) b) 作業室の空気中放射性物質濃度は、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟それぞれ1ヶ月毎の平均空気中放射性物質濃度の内、当該期間における最大値とする。 c) a)、b)を用いて内部被ばくを算出する。ただし、その算出結果が記録レベル (2mSv/3月) を超える場合は、記録レベルを超える立入時間の者を調査し個々に算出する。 (3)内部被ばくの記録は、実効線量が記録レベルの2mSv/3ヶ月を超えた場合に記録し、それ未満の場合は「0mSv」として取り扱う。</p> <p>12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定 (第52条第1項) 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。この場合、管理区域及び周辺監視区域における1週間の線量当量は、加工則第7条第3項に定める原子力規制委員会の定めるところにより (線量告示第10条第1項：1センチメートル線量当量とする) 記録する。この1週間の線量当量を積算線量計で測定する場合で、積算日数が1週間 (7日) と異なる時は、加工則第7条第2項 (前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。)を適用し、比例計算により推定する。 環境安全部長は、線量当量等の測定結果が法令値または表8の管理目標値を超えないようにするため「社内管理目標値 (放射線管理) 要領」を定め監視する。 なお、各部長は、再生濃縮ウランの使用・保管により線量当量等の測定に影響がある場合は、環境安全部長に連絡する。 また、上記線量当量等の測定に加えて電離則第54条第1項に基づく線量当量率の測定をサーベイメータにより1回/月の頻度で実施する。 表4 線量当量等の測定 (第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法 (第52条関係) 表8 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値 (第74条、第75条関係)</p> <p>要保-087「線量の評価要領」 2. 評価方法 2-1 外部線量 (1)放射線業務従事者の外部線量の測定はガラスバッジ (以下「GB」という) 及びベレット検査作業時にはガラスリング (以下「GL」という) により行い、測定結果は、外部機関から入手する。 (2)環境管理G r 担当者は、GBの測定結果が従来の値 (X～0.5mSv程度) と異なるものが無いか確認する。異なるものがあれば環境管理G r 長に連絡する。 (3)環境管理G r 長は、測定結果と作業状況を勘案し外部線量を評価する。 (4)環境管理G r 長は、測定結果に問題ない場合は、測定値を評価値とする。測定結果がGBの不具合による場合は、作業場所の線量当量率および管理区域立入時間を考慮し計算し評価値とする。なお、この場合測定結果に評価方法と評価値を追記する。 (5)環境管理G r 長は、GBまたはGLの紛失、破損、着用不備等作業者の不具合で測定できない、または測定結果に信頼性がないと考えられる場合は、以下のいずれかで評価する。 ①作業場所の線量当量率および管理区域立入時間より計算する。(GB) ②該当作業者と同様な作業を行った者を調査し、測定結果の最大値を選択する。(GB, GL) なお、この場合測定結果に評価方法と評価値を追記する。 当該作業者または上長は、評価・改善基準に従い処置する。</p> <p>2-2 内部線量 第一種管理区域内で作業した従業員等の、1ヶ月毎または3ヶ月毎及び日々内部被ばく線量評価方法について定める。空気中放射性物質濃度が検出限界未満の場合は検出限界値を使用する。 (1)1ヶ月毎または3ヶ月毎の内部被ばく線量評価方法 第二加工棟・第一廃棄物貯蔵棟の部屋排気の評価期間の空気中濃度の平均の最大値 (F値を1.0とする) と、第1種管理区域内の最大滞在時間より実効線量を算出し内部被ばく線量を評価する。(加工則第7条第2項の適用) なお、第1種管理区域内に設定した一時的な第2種管理区域に立ち入る場合は、内部被ばくを安全側に評価するために立ち入り時間の全てを第1種管理区域に立ち入ったとみなす。 5. 妊娠中の女子に関する措置等 放射線業務従事者で妊娠中の女子については、「2. 評価方法」～「4. 評価結果の記録」のとおり外部及び内部線量の評価等を行なうほか、環境管理G r 担当者は「妊娠中女子の被ばく線量評価記録」 (添付7) にも毎月記録し、環境管理G r 長の審査、環境安全部長の承認、核燃料取扱主任者に確認を受ける。 回覧の完了した「妊娠中女子の被ばく線量評価記録」の写しを要保-088に基づき配付する「線量通知書」とあわせて本人に送付し通知する。</p>
測定場所	測定項目	測定頻度																																								
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週																																								
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量																																									
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/3月																																								
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 (注1) ・空気中の放射性物質の濃度																																									
	測定項目	測定方法																																								
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計 (電子式線量計) 又は熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																								
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法 (尿中ウラン量測定等) による測定																																								
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																								
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ (換気用モニタ) による測定 エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																								
	排気口	ダストモニタ (排気用モニタ) による測定																																								
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																								
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計 (TLD) 等による測定																																								
風向、風速、 <u>降雨量及び大気温度</u>	周辺監視区域	気象観測装置による測定																																								
6-3	6-3	(h) 放射線業務従事者の被ばく管理 (2) 線量の管理 (i) 外部被ばく線量 放射線業務従事者は蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用し、3月ごと (妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと) に外部被ばく線量を測定する。 その他必要に応じてポケット線量計、電子式線量計、熱蛍光線量計 (TLD) によって外部被ばく線量を測定する。 (ii) 内部被ばく線量 内部被ばく線量は、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、3月ごと (妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと) に算出する。 必要に応じてウランの体内摂取の有無を確認するため、尿中ウラン量の測定を行う。																																								

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
18-10 (続き)	115 6-3	(ハ) 放射線業務従事者の被ばく (6) 記録 健康診断の結果及び蛍光ガラス線量計等による線量測定結果は、記録して保管する。 (ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (6) 記録 健康診断の結果及び蛍光ガラス線量計等による線量測定結果は、電離放射線健康診断個人票等に記録する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (線量の評価及び通知) 第49条 3. 環境安全部長は、前項による評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。ただし、社員以外の者にあつては、当該事業者を通じて通知する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-001「放射線管理基準」) 9. 線量の評価及び通知 9-4 線量の通知(第49条第3項) 環境安全部長は、放射線業務従事者に評価の都度、通知する。ただし、社員以外の者にあつては当該事業者を通じて通知する。 表3 線量の評価項目及び頻度(第49条関係) (要保-086「熊取事業所における指定・解除要領」) 3. 手続き 熊取事業所または発電所で放射線業務従事者の指定を行う場合、該当者は個人管理の対象となっている必要がある。以下に個人管理対象登録・削除手続き及び熊取事業所の指定・解除手続きについて示す。なお個人管理の内、健康診断管理及び保安教育管理は、業務管理部が実施し、その他は環境安全部が実施する。 (要保-088「線量の通知要領」) 2. 通知・配布方法 環境安全部担当者は、環境安全部長が承認した「線量台帳」の当月欄の線量記録のみが記載された「線量通知書」(添付1)を放射線業務従事者へ配布することによって通知する。 配布方法は、環境安全部担当者が各配布担当者(部別、掛別、協力会社別)に「線量通知書」と「線量通知交付依頼書兼受領書」(添付2)を送付する。 各配布担当者は、該当者に「線量通知書」を本人に配布する。 (要衛-010「健康診断管理要領」) 5. 健康診断結果の記録の作成 安全衛生グループ長は、健康診断の結果(健康診断個人票)を下記の期間保存する。 じん肺健診の記録については、じん肺健康診断結果証明書及びじん肺管理区分決定申請書(有所見の場合に限る)を含む。 電離放射線健康診断：(保管期間) 永久
	115 6-3	(ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (3) 保安教育 定期的に核燃料物質等の取扱いに関する保安教育を実施する。 (ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (3) 保安教育 放射線業務従事者に対し、年に1回定期的に核燃料物質等の取扱いに関する保安教育を実施する。	(力量、教育・訓練及び認識) 第23条 2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。 (2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等」という。)に保安教育を年1回以上実施し、その結果について、環境安全部長に報告する。	(基保-007「教育訓練基準」) 3. 保安教育 保安教育は、次に掲げる関係法令の教育項目を網羅し、各項目における必要な教育時間数を満たすものとする。詳細は、要保-384「教育訓練実施要領」に定める。 (2) 保安教育項目 加工の事業に係る保安規定に基づき、熊取事業所の新規入所者は、年1回以上の保安教育を受けなければならない。
	115 6-3	(ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (5) 保護具 必要に応じ、必要な部位に専用の保護具を着用させる。 万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。 (ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (5) 保護具 保護具 放射線業務従事者が核燃料物質等を取り扱う作業に従事するときは、必要な部位に専用の保護具を着用する。 万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。	(被ばくの低減措置) 第50条 3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。 (非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。	(基保-001「放射線管理基準」) 10. 被ばくの低減措置 10-4 保護具の着用(第50条第3項) 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、放射線業務従事者が核燃料物質を取扱うに際し、放射性物質による身体汚染、内部被ばくの防護のために専用の手袋、作業衣、帽子、マスク、作業靴等の保護具を作業標準、工事作業計画または作業条件指示書により着用させる。 作業者は、保守点検等の通常作業でフード内作業する場合は、保護具の選択について放射線管理員の指示に従う。また、作業責任者は、通常作業以外で汚染作業する場合は、被ばく低減、汚染拡大防止を図るため、保護具・養生方法等について放射線管理員に相談し作業標準、工事作業計画または作業条件指示書により定める。
	6-3	(ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (7) 放射線業務従事者の被ばく 本加工施設で取り扱う核燃料物質は、5%以下の濃縮ウラン(再生濃縮ウランを含む。)、天然ウラン及び劣化ウランである。	(核燃料物質の受入れ、払出し) 第88条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。 3. 燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。 別表14 核燃料物質の受入仕様(第68条関係)	(基保-008「核燃料物質等運搬基準」) 4-6 核燃料物質の受入、払出し (2) 核燃料物質の受入仕様の確認 燃料製造部長は、加工施設外(事業所外)から核燃料物質を受け入れる場合は、材料証明書、記録等の確認により、以下に示す必要な保安措置が講じられていることの確認を「核燃料物質取扱管理要領」(要計-001)に基づいて行う。 ① ECGU(Enriched Commercial Grade Uranium)の場合、第2表に示すECGUの受入仕様に適合していること。 ② 再生濃縮ウランの場合、第2表に示す再生濃縮ウランの受入仕様に適合していること。 第2表 1. ECGUの受入仕様(ASTM及びDOEの濃縮六フッ化ウランの仕様と核燃料物質の受入仕様の関係) 2. 再生濃縮ウランの受入仕様 【IS-457-FP-1521「UF6、UO2 ECGU仕様値」に、上記の事項を定める】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																				
第十九条	(監視設備)	関係	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所																				
19-1	22	(ト) その他の主要な構造 (9) 監視設備 加工施設には、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定するための設備を設ける。	(放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。	(基保-001「放射線管理基準」) 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項) 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。この場合、管理区域及び周辺監視区域における1週間の線量当量は、加工則第7条第3項に定める原子力規制委員会の定めるところにより(線量告示第10条第1項：1センチメートル線量当量とする)記録する。この1週間の線量当量を積算線量計で測定する場合で、積算日数が1週間(7日)と異なる時は、加工則第7条第2項(前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。)を適用し、比例計算により推定する。 環境安全部長は、線量当量等の測定結果が法令値または表8の管理目標値を超えないようにするため「社内管理目標値(放射線管理)要領」を定め監視する。 なお、各部長は、再生濃縮ウランの使用・保管により線量当量等の測定に影響がある場合は、環境安全部長に連絡する。 また、上記線量当量等の測定に加えて電離則第54条第1項に基づく線量当量率の測定をサーベイメータにより1回/月の頻度で実施する。 表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法(第52条関係) 表8 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条関係) 13. 放射線測定器類の管理 13-2 放射線測定器類の点検(第53条第1項) 環境安全部長は、別途定める保全計画に基づいて、表6に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 13-3 放射線測定器類の修理または代替品の補充(第53条第2項) 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。 表6 放射線測定器類(第53条関係)																				
	88	へ、放射線管理施設の構造及び設備 (ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類 屋外管理用の設備は、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等の適切な場所において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる監視設備で構成する。	別表1.1 放射線測定器類(第53条関係)	(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定(第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定(第52条第1項注)放射線管理基準のみ ③表面密度の測定(第52条第1項) ④空気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定(第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定(第52条第1項)																				
	5-205	(フ) 監視設備に対する考慮 加工施設には、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。 監視設備について、添5リ(フ)の第1表に示す。	<table border="1" data-bbox="1015 331 1730 445"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検・校正責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1加工棟</td> <td>サーベイメータ</td> <td>1式</td> <td>環境安全部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガンマ線エリアモニタ(注)</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人線量計(電子式線量計)</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者	第1加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長		低バックグラウンドカウンタ	1式			ガンマ線エリアモニタ(注)	1式			個人線量計(電子式線量計)	1式		3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表-1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表-1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について
設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者																					
第1加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長																					
	低バックグラウンドカウンタ	1式																						
	ガンマ線エリアモニタ(注)	1式																						
	個人線量計(電子式線量計)	1式																						

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
19-2	9	(ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造 (五) 排気設備の安全設計 排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発する設計とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-001「放射線管理基準」) 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項) 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。 表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法(第52条関係) 18-3 排気口の放射性気体廃棄物の管理(第75条第1項、第2項) 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が10nBq/cm ³ (U234))を超えないようにするため、排気口に排気用モニタを設置し排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値(3ヶ月についての平均値が1.5nBq/cm ³ (U234))以下であることを確認する。 表8 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条関係) 18-7 排気中の放射性物質濃度が管理目標値を超えるおそれのある場合の措置(第75条第6項) 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。また、管理目標値を超えた場合は、直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告し、「非常時の措置基準」に定める措置を講じる。 表8 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条関係) 表9 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第74条、第75条関係)
	81	(イ) 気体廃棄物の廃棄設備(1) 構造 排気にあたっては、排気中の放射性物質濃度を連続的に監視する。	(放射性気体廃棄物) 第75条	(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定(第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定(第52条第1項注)放射線管理基準のみ) ③表面密度の測定(第52条第1項) ④空気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定(第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定(第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表-1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表-1(2)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表-2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について
	116	ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (イ) 放射性気体廃棄物の放出管理 放出に当たっては、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度は、監視設備により連続的に測定し、異常の有無を監視する。 異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空気中濃度限度以下となるようにする。	第52条 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ(排気用モニタ)等により連続的に監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。 3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部署に通知する。	
	5-9	(2) 周辺環境の汚染防止に対する考慮 (イ) 粉末状のウランを含む空気の施設外への漏えい防止設計 (f) 周辺環境へ放出する空気に含まれる放射性物質濃度を測定できるようにする。	別表10 線量当量等の測定方法(第52条関係)	
	5-18	(ウ) 放射線監視 (1) 放射性廃棄物の放出に係る監視対策 (イ) 放射性気体廃棄物 (a) 排気口から放出する気体廃棄物中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、自動的に警報を発するようにする。	別表16 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条、第98条関係)	
	5-205	(f) 監視設備に対する考慮 (1) 放射性物質の濃度の監視及び測定 加工施設の第1種管理区域内からの排気は、排気口を通して環境に放出する。 排気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、エアスニフア及びダストモニタを設けるとともに低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備える。 気体廃棄物の廃棄設備によりろ過処理した排気に含まれる放射性物質を集塵してダストモニタにより連続的に測定し、異常の有無を監視する。	別表17 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第74条、第75条関係)	
	6-16	(ホ) 通常時及び設計基準事故時の監視及び測定 排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより通常時及び設計基準事故時を含めて連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようにする。		
	6-20	(1) 放射性気体廃棄物の放出管理 (イ) 排気中の放射性物質濃度の管理 排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には警報を発するようにする。 警報が発せられた場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質濃度を線量告示に定める空気中濃度限度以下に管理する。		

測定項目	測定項目	測定方法
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフア等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(換気用モニタ)による測定
	排気口	エアスニフア等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定
風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定

別表16 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条、第98条関係)

項目	限度	管理目標値
空気中の3ヶ月間についての平均値	1×10 ⁻⁸ Bq/cm ³	1.5×10 ⁻⁹ Bq/cm ³
水中の3ヶ月間についての平均値	2×10 ⁻² Bq/cm ³	8×10 ⁻³ Bq/cm ³

別表17 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第74条、第75条関係)

測定項目	測定頻度
排水口における排水中の放射性物質濃度	放出の都度
排気口における排気中の放射性物質濃度	1回/日(連続)

(要保-068「放射線測定器の警報設定値要領」)
3. 警報設定値
(1) ダストモニタ(排気用モニタ)
周辺監視区域外の濃度限度は、線量告示第8条より3ヶ月平均が別表第一の第1欄に掲げる種類毎に第5欄の濃度と定められている。
ウラン同位体の中で濃度限度が被ばく管理上厳しい値となるU234の濃度限度(10nBq/cm³)より低い管理目標値(保安規定:1.5nBq/cm³)を元に計器精度等を考慮して算出した値を警報設定値とする。
具体的な警報設定値は別紙1の通りとする。
また、警報はα線とβ線の両方について設定するが、β線は天然核種の影響を受けやすいためα線の警報を正としβ線の警報は参考とする。
別紙1 ダストモニタ(排気用モニタ)・ダストモニタ(換気用モニタ)

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																								
19-3	5-10 5-18 5-205	<p>(2) 周辺環境の汚染防止に対する考慮 (ii) 粉末状のウランを含む液体の施設外への漏えい防止設計 (d) 周辺環境へ放出する排水に含まれる放射性物質濃度を測定できるようにする。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の放出に係る監視対策 (i) 放射性気体廃棄物排水口から排出する液体廃棄物中の放射性物質濃度は、廃液処理設備で処理後の廃液を貯留し、バッチごとに放射線測定装置により測定し監視する。</p> <p>(f) 監視設備に対する考慮 (1) 放射性物質の濃度の監視及び測定加工施設の第1種管理区域内で発生した排水は、排水口を通して環境に放出する。排水中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、低バックグラウンドカウンタを備える。 液体廃棄物の廃棄設備により処理した後に貯槽に溜めた排水を採取して低バックグラウンドカウンタにより測定し、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認して管理区域外に放出することにより、異常の有無を監視する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-（2）の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（排気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速、<u>降雨量</u>及び<u>大気温度</u></td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表16 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値（第74条、第75条、第98条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>限度</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の3月間についての平均値</td> <td>1×10^{-8} Bq/cm³</td> <td>1.5×10^{-9} Bq/cm³</td> </tr> <tr> <td>水中の3月間についての平均値</td> <td>2×10^{-3} Bq/cm³</td> <td>8×10^{-3} Bq/cm³</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表17 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度（第74条、第75条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水口における排水中の放射性物質濃度</td> <td>放出の都度</td> </tr> <tr> <td>排気口における排気中の放射性物質濃度</td> <td>1回/日（連続）</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（排気用モニタ）による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定	風向、風速、 <u>降雨量</u> 及び <u>大気温度</u>	周辺監視区域	気象観測装置による測定	項目	限度	管理目標値	空気中の3月間についての平均値	1×10^{-8} Bq/cm ³	1.5×10^{-9} Bq/cm ³	水中の3月間についての平均値	2×10^{-3} Bq/cm ³	8×10^{-3} Bq/cm ³	測定項目	測定頻度	排水口における排水中の放射性物質濃度	放出の都度	排気口における排気中の放射性物質濃度	1回/日（連続）	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-001「放射線管理基準」) 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項) 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。 表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法(第52条関係) 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理(第74条1項、2項) 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 排水口(3次排水)からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が20mBq/cm³(U234))を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値(3ヶ月についての平均値が8mBq/cm³(U234))以下であることを確認する。 17-5 排水中の放射性物質濃度の通知(第74条3項) 環境安全部長は、表9に定めるところにより排水中の放射性物質濃度を測定し、毎月核燃料安全委員会で各部長に通知する。 表8 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条関係) 表9 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第74条、第75条関係)</p> <p>(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定(第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定(第52条第1項注)放射線管理基準のみ ③表面密度の測定(第52条第1項) ④空气中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定(第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定(第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表-1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表-1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-4『空气中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について</p>
測定項目	測定項目	測定方法																																										
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定																																										
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定																																										
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																										
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定																																										
	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（排気用モニタ）による測定																																										
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																										
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定																																										
風向、風速、 <u>降雨量</u> 及び <u>大気温度</u>	周辺監視区域	気象観測装置による測定																																										
項目	限度	管理目標値																																										
空気中の3月間についての平均値	1×10^{-8} Bq/cm ³	1.5×10^{-9} Bq/cm ³																																										
水中の3月間についての平均値	2×10^{-3} Bq/cm ³	8×10^{-3} Bq/cm ³																																										
測定項目	測定頻度																																											
排水口における排水中の放射性物質濃度	放出の都度																																											
排気口における排気中の放射性物質濃度	1回/日（連続）																																											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																									
19-4	22	(ト) その他の主要な構造 (9) 監視設備 設計基準事故時に加工施設から等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するため、周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを2式設置する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-001「放射線管理基準」) 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項) 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。この場合、管理区域及び周辺監視区域における1週間の線量当量は、加工則第7条第3項に定める原子力規制委員会の定めるところにより(線量告示第10条第1項：1センチメートル線量当量とする)記録する。この1週間の線量当量を積算線量計で測定する場合で、積算日数が1週間(7日)と異なる時は、加工則第7条第2項(前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。)を適用し、比例計算により推定する。 環境安全部長は、線量当量等の測定結果が法令値または表8の管理目標値を超えないようにするため「社内管理目標値(放射線管理)要領」を定め監視する。 なお、各部長は、再生濃縮ウランの使用・保管により線量当量等の測定に影響がある場合は、環境安全部長に連絡する。 また、上記線量当量等の測定に加えて電離則第54条第1項に基づく線量当量率の測定をサーベイメータにより1回/月の頻度で実施する。 表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法(第52条関係) 表8 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条関係) 12-5 空間放射線量率の監視(第52条第4項) 環境安全部長は、 図1-1(1) に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。監視はモニタリングポストの放射線監視盤又は警報表示盤により行う。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。 図1-1(1) 恒設の管理区域																									
	5-205	(フ) 監視設備に対する考慮 (2) 空間線量率の監視及び測定 周辺監視区域境界付近における空間線量率を監視及び測定するため、モニタリングポスト2式を周辺監視区域境界付近に設けるとともに熱蛍光線量計(TLD)を備え、加工施設からの空間線量率を連続的に測定し、異常の有無を監視する。	4. 環境安全部長は、 別図2-2(2) に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。	表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法(第52条関係) 表8 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条関係) 12-5 空間放射線量率の監視(第52条第4項) 環境安全部長は、 図1-1(1) に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。監視はモニタリングポストの放射線監視盤又は警報表示盤により行う。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。 図1-1(1) 恒設の管理区域																									
	6-16	(ホ) 通常時及び設計基準事故時の監視及び測定 周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより線量率を測定し、監視する。	別表10 線量当量等の測定方法(第52条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタ(換気用モニタ)による測定 エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速、降雨量及び大気温度</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目		測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	排気口	ダストモニタ(換気用モニタ)による測定 エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定	風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定	<p>(要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」)</p> <p>2. 放射線管理定期測定項目</p> <p>①外部放射線に係る線量当量の測定(第52条第1項)</p> <p>②外部放射線に係る線量当量率の測定(第52条第1項注)放射線管理基準のみ)</p> <p>③表面密度の測定(第52条第1項)</p> <p>④空気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項)</p> <p>⑤排気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項、第75条第3項)</p> <p>⑥排水中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>(2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項)</p> <p>⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定(第52条第1項)</p> <p>⑧風向、風速等の測定(第52条第1項)</p> <p>3. 測定場所の選定方法等について</p> <p>前項「2。」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。</p> <p>また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。</p> <p>表-1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について</p> <p>表-8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について</p>
測定項目		測定方法																											
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定																											
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定																											
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																											
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																											
	排気口	ダストモニタ(換気用モニタ)による測定 エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定																											
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																											
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定																											
風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定																											
	22	(ト) その他の主要な構造 (9) 監視設備 モニタリングポストは、商用電源喪失時も非常用電源設備により給電可能であるとともに、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するための専用のバッテリーを有し、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる設計とする。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。																									
	5-18	(2) 施設周辺における監視対策 (ii)モニタリングポストは、商用電源喪失時も非常用電源設備により給電可能であるとともに、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するための専用のバッテリーを有し、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる設計とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備																										
	5-205	(2) 空間線量率の監視及び測定 モニタリングポストは、商用電源喪失時も非常用電源設備により給電可能であるとともに、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するための専用のバッテリーを有し、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる設計とする。	8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。																										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等			
19-5	22	<p>(ト) その他の主要な構造 (9) 監視設備 加工施設には、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定するための設備を設け、風向、風速等の気象状況を測定するための設備及び可搬式の測定設備を備える。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 5 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 5 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。</p> <p>(基保-001「放射線管理基準」) 1. 管理区域 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。 図1ー(1) 恒設の管理区域</p>			
19-7	22	<p>(ト) その他の主要な構造 (9) 監視設備 監視及び測定により得られた情報を放射線監視盤等に表示できる設計とするとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。</p>	<p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。</p> <p>(基保-001「放射線管理基準」) 1. 管理区域 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。 図1ー(1) 恒設の管理区域</p>			
115	<p>(ホ) 設計基準事故時の放射線監視 設計基準事故時には、本加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質の濃度、空間線量率を監視及び測定し、必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。</p>	5-19	<p>(2) 施設周辺における監視対策 (iv) 設計基準事故時には、加工施設内外の適切な場所において外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質濃度等を適切に測定及び監視し、必要な情報を適切な場所に表示できるようにする。</p>	5-205	<p>(3) 設計基準事故時における監視及び測定 監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。</p>	6-16	<p>(ホ) 通常時及び設計基準事故時の監視及び測定 万一異常放出があった場合及びその他の必要が生じた場合、敷地周辺の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を行う。 迅速な対応のために必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																										
19-9	115	(二) 周辺環境における公衆の被ばく管理 周辺監視区域における放射線監視として、周辺監視区域外における線量が線量告示に定める線量限度を超えないように測定・監視を行うとともに、必要な気象を観測する。 気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。 5. 環境安全部長は、気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替手段により気象情報を入手して対応する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-001「放射線管理基準」) 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項) 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。 12-6 気象観測装置が使用不能となった場合の措置(第52条第5項) 環境安全部長は、気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替手段により気象情報を入手して対応する。 表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法(第52条関係) (要保-084「放射線管理定期測定に関する要領」) 2. 放射線管理定期測定項目 ①外部放射線に係る線量当量の測定(第52条第1項) ②外部放射線に係る線量当量率の測定(第52条第1項注)放射線管理基準のみ) ③表面密度の測定(第52条第1項) ④空気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項) ⑤排気中の放射性物質の濃度の測定(第52条第1項、第75条第3項) ⑥排水中の放射性物質の濃度の測定 (2次排水：第52条第1項、3次排水：第74条第3項) ⑦環境試料中の放射性物質濃度の測定(第52条第1項) ⑧風向、風速等の測定(第52条第1項) 3. 測定場所の選定方法等について 前項「2.」に示した各放射線管理定期測定項目の測定場所の選定方法、測定方法及び評価方法等について表-1～表-8に示す。このうち、「①外部放射線に係る線量当量の測定」については、TLDによる測定とモニタリングポストによる測定とに分けて示し、それぞれ表-1(1)、表-2(2)とする。なお、表に示した測定場所の選定方法は基本的な考え方であり、施設や測定結果の状況等により必要に応じて測定場所を見直すこととする。 また、測定に使用する放射線測定器類は点検または校正されたものを使用すること。 表-1(1)『外部放射線に係る線量当量の測定』での測定場所の選定方法等について 表-1(2)『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-2『外部放射線に係る線量当量率の測定』での測定場所の選定方法等について 表-3『表面密度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-4『空気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-5『排気中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-6『排水中の放射性物質の濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-7『環境試料中の放射性物質濃度の測定』での測定場所の選定方法等について 表-8『風向、風速等の測定』での測定場所の選定方法等について (OP-KC-TEI-2304「周辺監視区域外の環境試料測定標準」) 7. 作業方法 (1) 測定者 測定者は、第三者機関とする。 (2) 測定依頼方法 測定依頼方法は、第三者機関と調整し、所定の様式で依頼する。 (3) 測定方法 河床土：放射化分析法、または核種分析法 地表水：蒸発乾固して放射能測定 空気中の塵埃：ろ紙に捕集して放射能測定 (OP-KC-TEI-2636「気象観測装置及び気象観測機器の確認要領」) 9. その他 (1) 異常時の処置 (2) 気象観測装置のシステムの停止又は記録の欠損が発生した場合は、その旨記録用紙に記載するとともに主任(副)又は班長に連絡し、以下の対応を実施する。 2) 電子データでの補完ができない場合で1時間を超えて記録の欠損が発生した場合は、気象観測の代替手段として、以下の措置を講じる。 ・webより気象庁のデータ(熊取、10分毎)を入手し欠損の間の気象記録を補完する。																										
	6-31	(ハ) 施設周辺環境の管理 加工施設の敷地内及び敷地境界地点における線量を熱蛍光線量計(TLD)等により、また、空気中、土壌中、河川水中の放射性物質濃度を放射能測定装置により、それぞれ定期的に測定し、長期間にわたる環境の監視を行う。 風向、風速、降雨量及び大気温度の気象状況を気象観測装置により連続的に測定する。	別表10 線量当量等の測定方法(第52条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">空気中の放射性物質の濃度</td> <td rowspan="2">第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ(換気用モニタ)による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速、降雨量及び大気温度</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>		測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	ダストモニタ(換気用モニタ)による測定	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定	風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定	
	測定項目	測定方法																												
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定																												
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定																												
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																												
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																												
		ダストモニタ(換気用モニタ)による測定																												
	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定																												
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																												
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定																												
風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定																												
第二十条 (非常用電源設備) 関係																														
20-1	22	(ト) その他の主要な構造 (10) 非常用電源設備 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、以下の設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備(ディーゼル式発電機)を設ける設計とする。(i) 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備(ii) 放射線監視設備(iii) 火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 6 設備管理部長は、停電後所定の時間内に電圧を確立する非常用電源設備(3台)を備える。																										
	5-207	(リ) 非常用電源設備に対する考慮 監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備(ディーゼル式発電機)を、加工施設用2台(1台は予備機)、防災機器用(緊急対策本部用)1台設ける設計とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 6 設備管理部長は、停電後所定の時間内に電圧を確立する非常用電源設備を備える。	(要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」) 3. 1 資機材の配備 (9) 設備管理部長は、停電後所定の時間内に電圧を確立する非常用電源設備(3台(加工施設用2台(1台は予備機)、防災機器用(緊急対策本部用)1台))を備える。																										
	5-208 ~ 5-209	添5リ(リ)の第1図 非常用電源の系統図 添5リ(リ)の第2図 非常用電源の系統図																												
20-2	23	(ト) その他の主要な構造 (10) 非常用電源設備 非常用電源設備は、停電後所定の時間内に電圧が確立する設計とする。 安全機能の確保を確実に行うために、予備を設置するとともに、定期的に試験を行うことで、信頼性を有する設計とする。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 6 設備管理部長は、停電後所定の時間内(40秒)に電圧を確立する非常用電源設備を備える。 7 設備管理部長は、非常用電源設備について、安全機能の確保を確実に行うために、定期的に試験を行うことで、信頼性を維持する。 (4) 手順書の整備 13 設備管理部長は、非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。																										
	5-207	(リ) 非常用電源設備に対する考慮 非常用電源設備(ディーゼル式発電機)は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に電圧が確立する設計とし、定期的に試験を行うことで、信頼性を有するよう設計する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する設計とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 6 設備管理部長は、停電後所定の時間内に電圧を確立する非常用電源設備を備える。 7 設備管理部長は、非常用電源設備について、安全機能の確保を確実に行うために、定期的に試験を行うことで、信頼性を維持する。 10. 設計想定事象の発生時(その他) 手順書の整備 13 設備管理部長は、非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。	(要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」) (6) 設備管理部長は、停電後所定の時間内に電圧を確立する非常用電源設備を備える。 非常用電源設備(ディーゼル式発電機)は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後30秒以内に電圧が確立する設計とし、発電機ポンプ棟、第1加工棟西側に設置する。 (7) 設備管理部長は、非常用電源設備について、安全機能の確保を確実に行うために、定期的に試験を行うことで、信頼性を維持する。 設備管理部長は、施設定期自主検査で非常用電源設備の起動検査(月次検査)及び性能検査(年次検査)を実施し信頼性を維持する。																										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
20-2 (続き)	23	(ト) その他の主要な構造 (10) 非常用電源設備 <u>安全機能の確保を確実にを行うために、予備を設置するとともに、定期的に試験を行うことで、信頼性を有する設計とする。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (保安計画の策定) 第62条の6 各部長 は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保安計画を策定する。 施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保安計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保安において留意すべき事項を踏まえる。 なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保安計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保安計画の期間はその後(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。 (1) 点検計画 (2) 定期事業者検査の実施計画 (3) 設計及び工事の計画 (4) 巡視の計画 (5) 特別な保安計画	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-018「補修及び改造基準」) 4.4.2 定期事業者検査の実施計画の策定 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、以下の要領に基づき、定期事業者検査の実施計画を策定する。 実施計画は、要保-056「保安に係わる年度計画の審議・報告要領」に従い、毎年原則として3月度定例核燃料安全委員会に次年度の計画につき審議依頼を行い核燃料安全委員会の勧告を受ける。 (要保-369「定期事業者検査実施要領(設備管理部)」) 3. 定期事業者検査 3-1. 定期事業者検査の計画作成 設備管理部長は、様式-1を用いて、定期事業者検査計画表を作成する。
	5-207	(リ) 非常用電源設備に対する考慮 <u>非常用電源設備(ディーゼル式発電機)は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に電圧が確立する設計とし、定期的に試験を行うことで、信頼性を有するように設計する。</u>		
20-3	5-207	(リ) 非常用電源設備に対する考慮 <u>長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 10 設備管理部長は、長期にわたって給電の必要が生じた場合に備えて、 非常用電源設備が稼働するために必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。非常用電源設備の稼働に当たっては、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替える。これにより、加工施設の安全機能を確保するために必要な設備が7日以上作動し得る給電を維持する。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 13) 必要な電源その他資機材の配備 長期にわたって給電の必要が生じた場合に備えて、非常用電源設備が稼働するために必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。非常用電源設備の稼働に当たっては、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替える。これにより、加工施設の安全機能を確保するために必要な設備が7日以上作動し得る給電を維持する。 長期運転の手順を表1に、給電を受ける各設備の運転状態と燃料消費量を表2に示す。また、非常用電源の系統図を図1に示す。 (要保-356「非常用電源設備の長期運転のための措置要領」) 2. 長期運転のための措置 長期にわたって給電の必要が生じた場合に備えて、 非常用電源設備が稼働するために必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。非常用電源設備の稼働に当たっては、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替える。これにより、加工施設の安全機能を確保するために必要な設備が7日以上作動し得る給電を維持する 長期運転の手順を表1に、給電を受ける各設備の運転状態と燃料消費量を表2に示す。また、非常用電源の系統図を図1に示す。
20-6	23	(ト) その他の主要な構造 (10) 非常用電源設備 <u>ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。 (要保-357「加工施設の保安のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」) 3. 必要な資機材及び手順 3.1 資機材の配備 (8) 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の間の電源を確保するためのバッテリーを備える。環境安全部長、設備管理部長及び業務管理部長は、短時間の停電時の間の電源を確保するためのバッテリーを備えている。バッテリーの駆動時間を表1に示す。
	89	ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (1) 非常用電源設備 注1 <u>ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを有する。</u>		
	5-207	(リ) 非常用電源設備に対する考慮 <u>ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える。</u>		
第二十一条(通信連絡設備)関係				
21-1	23	(ト) その他の主要な構造 (11) 通信連絡設備 <u>設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 11 設備管理部長は、 加工施設の保安のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 11 設備管理部長は、 加工施設の保安のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。
	5-210	(ク) 通信連絡設備に対する考慮 (1)設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、ガンマ線エリアモニタ及びダストモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた所内通信連絡設備として、所内放送設備、固定電話機、所内携帯電話機(PHS)及び無線機を備える。 <u>所内放送設備は、緊急対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所に設置する。</u> <u>所内通信連絡設備を添5リ(ク)の第1表に示す。</u>		
	5-211	添5リ(ク)の第1表 所内通信連絡設備		
21-2	23	(ト) その他の主要な構造 (11) 通信連絡設備 <u>設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。</u>	(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) 資機材の配備 12 環境安全部長は、 加工施設の保安のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できるようにする。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 12 環境安全部長は、 加工施設の保安のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できるようにする。
	5-210	(ク) 通信連絡設備に対する考慮 (2)設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置する。 <u>所外通信連絡設備として、一般加入電話、携帯電話及び衛星携帯電話をそれぞれ複数社のものを備えるとともにIP電話も備え、文書を送信するためのファクシミリ装置を備え、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。</u> <u>所轄消防本部との専用通信回線を設ける。</u> <u>一般加入電話は、社内の専用ネットワークを介し、発災地域外の回線を利用して発信できる設計とする。</u> <u>所外通信連絡設備を添5リ(ク)の第2表に示す。</u>		
	5-211	添5リ(ク)の第2表 所外通信連絡設備		(要保-357「加工施設の保安のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」) 3. 必要な資機材及び手順 3.1 資機材の配備 (12) 環境安全部長は、 加工施設の保安のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できるようにする。 環境安全部長は、所外通信連絡設備として、一般加入電話、携帯電話及び衛星携帯電話をそれぞれ複数社のものを備えるとともに、文書を送信するためのファクシミリ装置を備え、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。また、所轄消防本部との専用通信回線を設ける。なお、一般加入電話は、社内の専用ネットワークを介し、発災地域外の回線を利用して発信できる設計とする。所外通信連絡設備を表3に示す。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
21-3	23	(ト) その他の主要な構造 (11) 通信連絡設備 設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 13 設備管理部長は、設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。
	5-210	(ク) 通信連絡設備に対する考慮 (3) 警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時 (その他) 資機材の配備 13 設備管理部長は、設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	(要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」) 3. 必要な資機材及び手順 3. 1 資機材の配備 (13) 設備管理部長は、設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 設備管理部長は、外部電源が期待できない場合でも動作可能な方法として、通信連絡設備のうち警報装置 (集中警報表示盤) には非常用電源設備に接続及びバッテリーを内蔵させて電源供給を行い、所内通信連絡設備と所外通信連絡設備には表 2、表 3 に示す方法で電源供給を行う。
21-4	23	(ト) その他の主要な構造 (11) 通信連絡設備 通信連絡設備は、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 14 設備管理部長は、通信連絡設備については、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。
	5-210	(ク) 通信連絡設備に対する考慮 (4) 通信連絡設備は、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時 (その他) 資機材の配備 14 設備管理部長は、通信連絡設備については、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。	(要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」) 3. 必要な資機材及び手順 3. 1 資機材の配備 (14) 設備管理部長は、通信連絡設備を、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。 業務管理部長は、(11)、(12)の所内外通信連絡設備を事故時の活動拠点である事務棟の緊急対策本部及び保安棟に設置している。
第二十二条 (重大事故等の拡大の防止等) 関係				
22-1	125	(イ) 基本方針 設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。ここで、「重大事故」とは、設計上定める条件よりも厳しい条件下にて発生する事故であり、臨界及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失によって、放射線及び放射性物質を著しく敷地外に放出する事象のことをいう。なお、本加工施設においては、重大事故の発生は想定されない。	(加工施設の操作に係る計画及び実施) 第25条 各部長 は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条 (ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。)に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。 所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに 当たっては 財産 (設備等) 保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置 (第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。)に係る計画として、基準を定める。 所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画 (異常の検知を知らせる警報作動時の手順を含む。)として、各基準を定める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 4 所長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。
	7-18	(イ) 基本方針 設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。ここで、「重大事故」とは、設計上定める条件よりも厳しい条件下にて発生する事故であり、臨界及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失によって、放射線及び放射性物質を著しく敷地外に放出する事象のことをいう。なお、本加工施設においては、重大事故の発生は想定されない。		(要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」) 5. 事故対処活動 (2) 大規模損壊発生時における対処活動 所長は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模損壊が発生した場合は、財産 (設備等) 保護よりも安全を優先 する方針に基づき、事業所在所者の安否確認と救護を最優先しながら、重大事故に至るおそれがある事故発生時の対処活動を実施する。
22-2	125	(イ) 基本方針 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	(加工施設の操作に係る計画及び実施) 第25条 各部長 は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条 (ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。)に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。 所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに 当たっては 財産 (設備等) 保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置 (第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。)に係る計画として、基準を定める。 所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画 (異常の検知を知らせる警報作動時の手順を含む。)として、各基準を定める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。
	7-18	(イ) 基本方針 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。		(要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」) 5. 事故対処活動 (2) 大規模損壊発生時における対処活動 環境安全部長は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模損壊が発生した場合は、財産 (設備等) 保護よりも安全を優先 する方針に基づき、事業所在所者の安否確認と救護を最優先しながら、重大事故に至るおそれがある事故発生時の対処活動を実施する。
22-3	125	(イ) 基本方針 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊 (以下「大規模損壊」という。)への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。 建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。	(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は 大規模損壊 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可燃消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 14. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。 (2) 要員に対する教育・訓練 (3) 必要な電源その他資機材の配備 各部長は次に記載の内容について、必要な電源その他資機材を配備する。 (4) 手順書の整備 環境安全部長は次に記載の内容に係る手順書を整備し、必要に応じ各部長に関連する手順書の整備を指示する。
	7-18	(イ) 基本方針 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊 (以下「大規模損壊」という。)への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。 建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (・要員の配置、教育・訓練の実施、資機材の配備、手順書の整備) 14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。	(要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」) 2. 体制整備と要員の配置 13 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故等の発生時と同一の体制とする。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-5	126	(ロ) 発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価の結果 火山による影響については、本加工施設の地理的領域内（本加工施設から160 km 圏内）の第四紀火山は、火山活動により本加工施設に影響を及ぼすおそれはなく、地理的領域外の火山活動に対しては、降下火砕物の除去等の措置を講じることとしており、火山事象が大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、 設計想定事象 に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) <u>1.1. 自然現象発生時（火山活動（降下火砕物））</u> <u>(4) 手順書の整備</u> 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。
	7-19	(1) 重大事故に至るおそれがある事故の選定 (i) 外的事象 火山による影響については、本加工施設の地理的領域内（本加工施設から160 km 圏内）の第四紀火山は、火山活動により本加工施設に影響を及ぼすおそれはなく、地理的領域外の火山活動に対しては、降下火砕物の除去等の措置を講じることとしており、火山事象が大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係) 7. 設計想定事象の発生時 (火山活動 (降下火砕物)) 手順書の整備 1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に 当たっては 、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。	(要保-353「降下火砕物・降雪堆積物による加工施設の建物の損傷防止措置要領」) 2. 損傷防止措置 2. 1 降下火砕物堆積時の措置 本加工施設の各建物の降下火砕物の許容堆積厚さを表1に示す。許容堆積厚さが最も小さい第1加工棟の屋根は、降下火砕物の堆積厚12 cmを許容できる設計(密度は湿潤状態を想定して1.5 g/cm ³ とした。)であるが、設備管理部長(緊急対策本部の設置後は工務係長)は、安全側に堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。 2. 3 降下火砕物と降雪堆積物の重畳時の措置 降下火砕物と積雪の重量が予想される場合でも、建物の損傷を防止できるが、安全側に設備管理部長(緊急対策本部の設置後は工務係長)は、火砕物の堆積が認められた時点で堆積物除去作業を行う。
22-7	126	(ロ) 発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価の結果 核的制限値として形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせる。 又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせる。	(臨界安全管理) 第33条 各部長 は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の 質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないよう に作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)、(5)及び(6)を 操作員 に遵守させ、十分な対策を講じる。 別表4 臨界安全管理に係る制限値	(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱 品質保証部長及び燃料製造部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の 質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないよう に、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(7)を 操作員 に遵守させ、 作業管理 をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る 制限値 及びその遵守方法(保安規定 別表4) (要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」) 11. 核的制限値を遵守していることの確認 燃料製造部長は、「 臨界安全管理基準 」(基保-037)に従って実施する核的制限値を遵守していることの確認結果を記録として残せるよう、 所管する臨界安全の作業管理を必要とする各々の設備に応じて、作業標準に定める
22-8	127	(1) 火災の複数同時発生のおそれ 可燃物、油類やアルコール類等の危険物が管理された第2加工棟において、その可燃物、油類及びアルコール類等の危険物量を保管管理量を踏まえ内部火災影響評価で保守的に設定した量の2倍とすることにより、さらに保守的な条件を設定し、当該境界の機能喪失のおそれの有無を確認した。	—	【事業許可に示した事項は、重大事故に至るおそれのある事故として想定する具体的な条件について示したものであり保安規定に盛り込む事項はない】、
	7-20	(iii) 火災の複数同時発生のおそれ 可燃物、油類、アルコール類等の危険物を管理する第2加工棟において、その可燃物、油類及びアルコール類等の危険物量を保管管理量を踏まえ内部火災影響評価で設定した量の2倍とした状態を想定し、火災区画境界の機能喪失のおそれの有無を評価した。	—	—
22-9	127	(2) 全交流電源喪失の考慮 夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。 投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。	(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。 各部長 は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。	(基保-006「非常時の措置基準」) 5. 非常時用資機材の整備(第85条) 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。 第4表 非常時用資機材(保安規定 第85条 別表21) その他資機材：可搬式発電機 照明具類 投光器 携帯用照明
	7-21	(iv) 全交流電源喪失の考慮 夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。 投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。	別表21 非常時用資機材(第85条関係) その他資機材：可搬式発電機 照明具類 投光器 携帯用照明	【第4表 非常時用資機材の記載は、保安規定別表21と同じ】、

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-10	127	<p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故の拡大の防止対策 <u>自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。</u></p> <hr/> <p>保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在業者は自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。</p> <hr/> <p>状況確認の結果、火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <hr/> <p>粉末消火器による消火が困難な場合は、事業所防災組織の本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。</p> <hr/> <p>粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、粉末混合機等の内部への浸水防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</p> <hr/> <p>消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <hr/> <p>水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <hr/> <p>加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。</p> <hr/> <p>これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、電源遮断、給排気運転停止、防火ダンパー閉止の対処を開始する。</p> <hr/> <p>状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <hr/> <p>消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止する半面マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*） 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は<u>大規模損壊</u>に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2. <u>環境安全部長</u>は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 <p>(1) <u>自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在業者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。</u></p> <hr/> <p>(3) <u>状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</u></p> <hr/> <p>(4) <u>火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</u></p> <hr/> <p>(5) <u>粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</u></p> <hr/> <p>(6) <u>消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</u></p> <hr/> <p>(7) <u>水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</u></p> <hr/> <p>(9) <u>加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。</u></p> <hr/> <p>(8) <u>これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。</u></p> <hr/> <p>(10) <u>状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</u></p> <hr/> <p>(11) <u>消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」） 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 環境安全部長は次に記載の内容に係る手順書を整備し、必要に応じ各部長に関連する手順書の整備を指示する。 2. 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 (1) <u>自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。</u></p> <hr/> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」、要保-299「消火活動要領」上記事項を定める】</p> <hr/> <p>(2) <u>保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在業者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。</u></p> <hr/> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」、要保-299「消火活動要領」上記事項を定める】</p> <hr/> <p>(3) <u>状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</u></p> <hr/> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」、要保-299「消火活動要領」上記事項を定める】</p> <hr/> <p>(4) <u>火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</u></p> <hr/> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」、要保-299「消火活動要領」上記事項を定める】</p> <hr/> <p>(5) <u>粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</u></p> <hr/> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」、要保-299「消火活動要領」上記事項を定める】</p> <hr/> <p>(6) <u>消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</u></p> <hr/> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」、要保-299「消火活動要領」上記事項を定める】</p> <hr/> <p>(7) <u>水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</u></p> <hr/> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」、要保-299「消火活動要領」上記事項を定める】</p> <hr/> <p>(9) <u>加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。</u></p> <hr/> <p>【要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」に警報吹鳴時等の初動対応を事象ごとの対応を定める。】</p> <hr/> <p>(8) <u>これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。</u></p> <hr/> <p>【要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」に警報吹鳴時等の初動対応を事象ごとの対応を定める。】</p> <hr/> <p>(10) <u>状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</u></p> <hr/> <p>【要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」に警報吹鳴時等の初動対応を事象ごとの対応を定める。】</p> <hr/> <p>(11) <u>消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</u></p> <hr/> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」上記事項を定める。】</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-10 (続き)	7-21	<p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策 <u>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</u></p> <p>事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。当直者は、本部長が事業所に到着するまでの間、初動対応の指揮・命令を行う。初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。対象者の選定に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>第2加工棟において火災が発生し、初動対応要員が火災発生を現認した場合、又は夜間及び休日においても保安員が常時待機している保安棟で自動火災報知設備の警報を認知した保安員又は指示を受けた初動対応要員が目視（第2加工棟内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した場合は、直ちに消防吏員へ通報する。保安員は、要員招集、所内通知等を実施する。</p> <p>全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>保安員からの連絡を受けた当直者（本部長到着後は本部長）は、初期消火活動等の指揮を執り、初動対応要員及び保安員に対して状況に応じた必要な装備をさせた上で火災発生場所へ向かわせ、粉末消火器による初期消火に当たらせる。</p> <p>複数箇所での火災が同時発生している場合は、第1種管理区域境界となる火災区画境界に設置された扉を含む部屋を優先して消火するよう指示する。</p> <p>ここで(1)の評価結果から、等価時間が防火設備である扉の耐火時間に近くなる又は耐火時間を超えることが想定される火災区画のうち、ウランを粉末として大量に取り扱う第2加工棟1階の第1種管理区域を含む火災区画（2P-1）と屋外を隔てる外扉、及び同火災区画（2P-1）と非管理区域を内包する火災区画（2P-3）を隔てる扉を初動対応の対象とし、このうち第1種管理区域と屋外を隔てる外扉を最優先とする。</p> <p>火災が発生した火災区画へ入り消火活動を行う初動対応要員及び保安員は、呼吸用ボンベマスク等の必要な装備を装着する。</p> <p>当直者（本部長到着後は本部長）は、粉末消火器による初期消火と並行して、初動対応要員に循環冷却水、上水の送水ポンプの手動停止又は供給弁手動閉止、可燃性ガス供給弁の手動による緊急閉止の操作に当たらせる。複数箇所での火災同時発生を確認した時点で、初動対応要員に、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置に当たらせる。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。 全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難となった場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）は、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火を行うよう指示する。 全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置[※]） 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置</p> <p>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>2 事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。</p> <p>(2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2</p> <p>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急閉止の操作を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（基保-039「設計想定事象等対処活動基準」）</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」関連規定に上記事項を定める。】</p> <p>2 事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」関連規定に上記事項を定める。】</p> <p>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、基保-012「異常時の措置基準」に上記事項を定める。】</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。</p> <p>(2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」に上記事項を定める。】</p> <p>(4) 手順書の整備 2</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>【要保-356「非常用電源設備の長期運転のための措置要領」に上記措置を定める。】</p> <p>(4) 手順書の整備 2</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火にあたる。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】</p> <p>(4) 手順書の整備 2</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-299「消火活動要領」に上記事項を定める。】</p> <p>(4) 手順書の整備 2</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】</p> <p>(4) 手順書の整備 2</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」に上記事項を定める。】</p> <p>(4) 手順書の整備 2</p> <p>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急閉止の操作を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>【要保-361「事業所防災組織各係の活動要領」に上記措置を定める。】</p> <p>(4) 手順書の整備 2</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-10 (続き)	7-21 (続き)	<p>これら設備・機器の周囲を含めた加工施設内での消火活動は粉末消火器による消火を原則とし、これを確実なものとするため可燃物に対して防火上の管理をする等対策を講じるが、万一、粉末消火器による消火が困難となった場合において、やむを得ず減速条件の管理を必要とする設備・機器近傍での消火に水を用いる場合は、以下の判断基準をもとに本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が放水を指示する。</p> <p>＜判断基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。 ・（地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。 <p>水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画における等価時間が第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替える。</p> <p>これらの初動対応に当たり、初期消火活動、救助活動等の人的措置が満足に機能するよう、それぞれの対処事項に必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>その後、初動対応を実施している間に、事象発生当初に保安員が行った要員招集に応じて、本部長、本部長、その他の防災組織の要員が順次参集し、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指揮・命令の下、消火活動を継続するとともに、状況に応じて、建物内外の状況把握、外扉の目張り、飛散したウランの回収等の処置を講じることにより重大事故に至るおそれがある事故の進展を防止する。</p> <p>複数箇所での火災同時発生を確認した時点で、初動対応要員に、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置に当たらせる。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 (5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</p> <p>＜判断基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。 二 （地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。 <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 (7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 (9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等その他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備内に蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。 (10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 (8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(4) 手順書の整備 2 (5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</p> <p>＜判断基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。 二 （地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。 <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】</p> <p>(4) 手順書の整備 2 (7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】</p> <p>(1) 必要な要員の配置 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-012「異常時の措置基準」に上記事項を定める。】</p> <p>(4) 手順書の整備 2 (9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等その他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備内に蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。 (10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>【要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」、(要保-356「非常用電源設備の長期運転のための措置要領」、作業標準 OP-KP-EC-3165「外扉の目張り、壁のひび割れ対応及び資機材点検手順」に上記措置を定める。】</p> <p>(4) 手順書の整備 2 (8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>【要保-361「事業所防災組織各係の活動要領」に上記措置を定める。】 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、屢冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、基保-012「異常時の措置基準」、要保-299「消火活動要領」に上記事項を定める。】</p>
22-11	7-18	<p>(ロ) 重大事故に至るおそれがある事故の想定 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、屢冷却を行う者である。</p> <p>可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。</p>	<p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、屢冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</p>	<p>【要保-361「事業所防災組織各係の活動要領」に上記措置を定める。】 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、屢冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、基保-012「異常時の措置基準」、要保-299「消火活動要領」に上記事項を定める。】</p>
	7-23	<p>重大事故に至るおそれがある事故として想定する第2加工棟における火災の複数同時発生に対し、初動対応と要員参集後の各段階の事故対処の体制（事業所防災組織）を添7ロ(ロ)の第1図に示す。</p> <p>夜間及び休日を想定した要員が揃うまでの最も少ない人数を添7ロ(ロ)の第1表に示す。</p> <p>この要員によって、必要な初動対応を実施する。</p> <p>夜間及び休日においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために、事業所内に常駐する要員を7名確保する。</p> <p>連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員は6名を確保することとする。</p> <p>事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たる要員を、事業所の約2 km 圏内の近隣居住者から緊急時消火班として任命し、招集する。</p> <p>緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</p>	<p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、屢冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</p>	<p>(1) 必要な要員の配置 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-012「異常時の措置基準」に上記事項を定める。】</p> <p>(1) 必要な要員の配置 3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、基保-012「異常時の措置基準」に上記事項を定める。】</p> <p>(1) 必要な要員の配置 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、屢冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-299「消火活動要領」に上記事項を定める。】</p>
	7-24	添7ロ(ロ)の第1表 要員が揃うまでの最も少ない人数(夜間及び休日を想定)	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置	(1) 必要な要員の配置
	7-34	添7ロ(ロ)の第1図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の体制	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 5 所長は、体制として、夜間及び休日 <small>に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</small>	5 所長は、体制として、夜間及び休日 <small>に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</small>
				【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-12	7-25	<p>(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 <u>事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。</u> <u>地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合は、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。</u> <u>予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。</u></p> <p><u>事故対処のために使用する資機材の数量及び保管場所の設定に当たっては、使用する要員数又は必要とする数量に対し、資機材の性質、使用方法等に応じて、必要な数量に対して予備を保有する、分散して保管する等を考慮する。</u></p> <p><u>放射線障害防護用具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。</u> <u>呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</u></p> <p><u>非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話(専用電話回線)、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線(消防専用回線)、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</u></p> <p><u>計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</u></p> <p><u>消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。</u> <u>防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</u> <u>水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。</u> <u>消火活動に必要な水量を保有した消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。</u> <u>第2加工棟の各火災区画には、消防法に定める消火能力の5倍以上の消火能力となるよう粉末消火器を設置する。</u></p> <p><u>その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。</u> <u>照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</u></p> <p><u>その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</u> <u>核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の整備 <ol style="list-style-type: none"> 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合は、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の整備 <ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとす。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の整備 <ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、放射線障害防護用具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の整備 <ol style="list-style-type: none"> 非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話(専用電話回線)、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線(消防専用回線)、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。環境安全部長及び設備管理部長は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の整備 <ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の整備 <ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長及び設備管理部長は、消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の整備 <ol style="list-style-type: none"> 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管し、電源が必要な場合には、必要な場所に設置場所から運搬して使用する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の整備 <ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。設備管理部長及び燃料製造部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。 	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合は、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」に上記事項を定める。】</p> <p>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない、大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」に上記事項を定める。】 (3) 必要な電源その他資機材の配備 4 環境安全部長は、放射線障害防護用具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」に上記事項を定める。】 (3) 必要な電源その他資機材の配備 5 非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話(専用電話回線)、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線(消防専用回線)、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。環境安全部長及び設備管理部長は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」に上記事項を定める。】 (3) 必要な電源その他資機材の配備 6 環境安全部長は、計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」に上記事項を定める。】 (3) 必要な電源その他資機材の配備 7 環境安全部長及び設備管理部長は、消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</p> <p>(要保-299「消火活動要領」) 4. 4 初期消火活動に必要な資機材の配備 環境安全部長及び設備管理部長は、初期消火活動に必要な資機材として以下の設備、資機材を備え付け、常に使用可能な状態にしておく。消火用資機材の仕様及び設置場所を別表1及び別図1に、操作方法を別表2に示す。 ・簡易防火衣 12組 (管理責任者：環境安全部長) ・耐熱防護服 4組 (管理責任者：環境安全部長) ・粉末消火器 一式 (管理責任者：環境安全部長) ・屋外消火栓 一式 (管理責任者：設備管理部長) ・屋内消火栓 一式 (管理責任者：設備管理部長) ・可搬消防ポンプ 2台 (管理責任者：設備管理部長) ・消火栓ポンプ 2台 (管理責任者：設備管理部長) ・消火栓水槽 2基 (管理責任者：設備管理部長) ・貯水槽 2基 (管理責任者：設備管理部長) なお、可搬消防ポンプの点検又は故障時の代用として、大型消火器を設置する。その他資機材についても点検又は故障の場合は、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 これらの資機材は「非常時の措置基準(基保-006)」で定める非常時用資機材(消火用資機材)であり、その管理方法は、同基準に定める要領に従うものとする。 *関連標準等：「非常時の措置基準(基保-006)」 *関連標準等：「非常時用資機材点検要領(要保-188)」</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備 8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」に上記事項を定める。】 (3) 必要な電源その他資機材の配備 9 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。設備管理部長及び燃料製造部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」に上記事項を定める。】</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-12 (続き)	7-25 (続き)	非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の整備 10 設備管理部長及び環境安全部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (3) 必要な電源その他資機材の配備 10 設備管理部長及び環境安全部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」に上記事項を定める。】 (基保-006「非常時の措置基準」) 5. 非常時用資機材の整備 (第85条) 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。 第4表 非常時用資機材 (保安規定 第85条 別表21)
	7-27～7-28	添7ロ(ウ)の第2表 資機材一覧	(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材 (以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。	
	7-29	添7ロ(ウ)の第3表 事故時の活動拠点及び資機材保管場所	別表21 非常時用資機材 (第85条関係)	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」、要保-373「巡視対応要領」、要保-375～要保-378 各部の巡視対応要領に上記事項を定める。】
22-13	7-30	(iii)アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。 資機材の保管場所からは、添7ロ(ウ)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。 第2加工棟内の各火災区画へのアクセスルートを別添7ロ(ウ)-7に示す。	(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の4関係)	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、負数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21) 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。
	7-35	階段、廊下、安全通路、扉周辺には通行の支障となるものを設置しない。 添7ロ(ウ)の第2図 資機材保管場所とアクセスルート	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、負数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21) 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとす。	(要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」) 4. 資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、負数、外観及び機能の点検を実施する。
	添7別口-7	(消火活動の成立性) 事故対処のために使用する資機材は、第2加工棟内に保管する。 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材をその他の建物等にも保管する。 その他の建物等からは、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。(添7ロ(ウ)の第2図) 第2加工棟内の各火災区画へのアクセスルートを添図7-1に示す。 可燃物、油類、アルコール類等の危険物を管理する第2加工棟において、等価時間の増大により防火設備である扉の耐火時間に近くなる又は超えることが想定される第2加工棟1階の第1種管理区域を含む火災区画(2P-1)と屋外を隔てる扉、及び同火災区画(2P-1)と非管理区域を内包する火災区画(2P-3)を隔てる扉の周辺への放水時のアクセスルートを添図7-3に示す。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、負数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21) 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとす。	(要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」) 4. 資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、負数、外観及び機能の点検を実施する。
	添7別口-8	階段、廊下、安全通路、扉周辺には通行の支障となるものを設置しない。 添図7-1 消火活動時のアクセスルート (第2加工棟 屋内)		
	添7別口-10	添図7-3 消火活動時のアクセスルート		(要保-299「消火活動要領」) 5. 消火活動の対応 5.2 消火活動における共通的に注意事項 イ. 進入活動 消火活動のための加工施設等へのアクセスルートを図1、図2に定める。 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 2 (11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空气中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。
	7-30	呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具、防火衣等の必要な資機材を着用する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 (11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空气中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 2 (11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空气中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。
	添7別口-7	呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具、防火衣等の必要な資機材を着用すること、以下のことから添図7-1及び添図7-3に示したように、複数のルートから各火災区画のアクセスが可能である。・建物の各火災区画の耐火性能により、複数の火災区画での火災においても建物は倒壊しないため、アクセスルートを妨げることはない。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 (12) アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場(建物内部)にアクセスし、人的に消火する。人的な消火作業が危険な環境(火炎の高さ、煙の発生)と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて退避することとする。また、屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷却する。	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 2 (12) アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場(建物内部)にアクセスし、人的に消火する。人的な消火作業が危険な環境(火炎の高さ、煙の発生)と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて退避することとする。また、屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷却する。
	7-30	アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場(建物内部)にアクセスし、人的に消火する。人的な消火作業が危険な環境(火炎の高さ、煙の発生)と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて退避することとする。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 (12) アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場(建物内部)にアクセスし、人的に消火する。人的な消火作業が危険な環境(火炎の高さ、煙の発生)と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて退避することとする。また、屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷却する。	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。
	添7別口-7	アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場(建物内部)にアクセスし、人的に消火する。 屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷却する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。
	7-30	アクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部での電気火災の延焼を防止する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。	【大型の制御盤に設ける自動式の消火設備は、設工認対象として設計し、アクセスルートを確保する】
	添7別口-7	アクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部での電気火災の延焼を防止する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。	【大型の制御盤に設ける自動式の消火設備は、設工認対象として設計し、アクセスルートを確保する】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-14	7-30	(iv) 対策の流れ 対策の流れを添7ロ(ウ)の第3図に示す。 <u>自動火災報知設備の発報を認知した保安員は、直ちに所内周知、要員招集等を実施する。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は <u>大規模損壊</u> に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 (1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射線物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 (1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」に上記事項を定める。】 (2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り所者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」に上記事項を定める。】
	7-36	添7ロ(ウ)の第3図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策の流れ	(2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り所者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」に上記事項を定める。】
	7-30	保安員による所内周知を受けて、事業所内の在り所者が初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。 状況確認の結果、火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、保安棟に待機する当直者及び保安員に連絡する。 火災発生を現認したことの連絡を受けた保安員は、直ちに消防吏員へ通報する。 事象発生を連絡を受けた当直者は、初期消火活動等の指揮を執り、事業所内に常駐する保安員及び初動対応要員を火災発生場所へ向かわせ、粉末消火器による初期消火に当たらせる。 緊急時消火班は、事業所到着後、当直者(本部長到着後は本部長)の指揮の下、初期消火活動に当たる。 当直者は、常駐する初動対応要員を電源遮断、給排気設備停止、防火ダンパー閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁閉止及び可燃性ガス供給弁閉止の操作に当たらせる。 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動に当たる。 この際、複数の火災区画での同時火災によって機能喪失のおそれがある第1種管理区域と非管理区域の境界となる火災区画境界に設置された扉を含む部屋を優先して消火する。 水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。 状況に応じて、ウラン粉末が煙とともに環境へ放出されることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。 監視設備を添7ロ(ウ)の第4表に示す。	(3) 状況確認の結果、目視(加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。)にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者(本部長到着後は本部長)の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。 (8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間でできる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。 (4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。 (6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。 (7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。 (10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。 (9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備内に蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。	(3) 状況確認の結果、目視(加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。)にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者(本部長到着後は本部長)の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」に上記事項を定める。】 (4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】 (6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】 (7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】 (10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、OP-KC-EC-3165「外扉の目張り、壁のひび割れ対応及び資機材点検手順」に上記事項を定める。】 (9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備内に蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。
	7-32	添7ロ(ウ)の第4表 監視設備	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 10 設備管理部長及び環境安全部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 10 設備管理部長及び環境安全部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」に上記事項を定める。】
22-15	7-33	以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(ウ)の第4図に示す。	—	—
	7-37	添7ロ(ウ)の第4図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策の時間経過	—	【事業許可の記載番号No.22-15は記載番号No.22-14に示した事故対応を図で示したものであり、保安規定及び下部規定への盛り込みは、記載番号No.22-14と同じである】
22-16	128	(v) 事故に対処するために必要な体制等の整備 重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は <u>大規模損壊</u> に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 要員の配置 教育・訓練の実施 資機材の配備 手順書の整備	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 1. 概要 所長は、火災等の重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合および大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以降、事故等という。)が発生した場合及び大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に備え、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づいて必要な人員を確保し、通報・連絡体制、指揮命令体制における役割分担、責任者等を明確に定める。また、事故等の対処活動に必要な非常時用資機材をあらかじめ準備し、各部長は非常時資機材の性能維持のための点検・整備を実施する。 所長は、事故等の対処活動が効果的に実施できるよう、定期的に事故対処活動の教育・訓練を実施し、教育・訓練結果に基づいた体制、資機材、教育・訓練の評価・見直しを実施し実効性を維持する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」、基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」に上記事項を定める。】
	7-38	(v) 事故に対処するために必要な体制等の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 要員の配置 教育・訓練の実施 資機材の配備 手順書の整備	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」、基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」に上記事項を定める。】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-17	128	(I)体制の整備 体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。
	7-38	(I)体制の整備 体制としては、添7ロ(ロ)の第1図に示すとおり、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領に上記事項を定める。」】
	128	このため、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられる体制も整備する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 7 環境安全部長は、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備する。 13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 7 環境安全部長は、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備する。 13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。
	7-38	このため、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられる体制も整備する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動(初期消火活動を含む。)を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は、事業所内の警備等を実施する。	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」に上記事項を定める。なお、原災法に基づく原子力事業者防災業務計画に、大阪府域の原子力事業者間における協力協定、他のウラン加工事業者間との協力協定を記載している。】 (1) 必要な要員の配置 8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動(初期消火活動を含む。)を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は、事業所内の警備等を実施する。
	128	(i) 実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。 (ii) 支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。 (iii) 実施組織及び支援組織の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。 (iv) 施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止の検討を実施する。 (v) 救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動(初期消火活動を含む。)を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動(初期消火活動を含む。)を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は、事業所内の警備等を実施する。(別表20)	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-361「事業所防災組織各係の活動要領」に上記事項を定める。】
	7-38	(i) 実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。 (ii) 支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。 (iii) 各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。 (iv) 施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。工務係は施設設備の応急復旧等を実施する。除染係は放射性物質の汚染除去等を実施する。放管係は被ばく管理・汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動(初期消火活動を含む。)を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。 (v) 情報1係は各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は事業所内の警備等を実施する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」に上記事項を定める。】
	128	(vi) 実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。	(1) 必要な要員の配置 9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。
	7-38	(vii) 実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。実施組織における人員を添7ロ(ロ)の第1表に示す。		【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」に上記事項を定める。】
	128	(viii) 重大事故に至るおそれがある事故が発生したときは、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。事業所防災組織の要員が揃うまでの間、初期消火活動等を実施する人員を確保する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 11 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時は、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。	(1) 必要な要員の配置 11 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時は、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。
	7-38	(ix) 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合においては、防災組織要員を一斉招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員を7名確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員は6名を確保することとする。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 10 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-012「異常時の措置基準」に上記事項を定める。】
	128	(x) あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 10 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。	(1) 必要な要員の配置 10 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。
	7-38	(xi) あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。		【基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」に上記事項を定める。】
	128	(ix) 事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 12 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。	(1) 必要な要員の配置 12 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。
	7-39	(ix) 事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。		【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-357「加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備要領」に上記事項を定める。】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-17 (続き)	128	(x) 事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 アンダーライン：事業許可該当箇所 13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。	(1) 必要な要員の配置 13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。
	7-39	(x) 事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。		【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」に上記事項を定める。なお、原災法に基づく原子力事業者防災業務計画に、大阪府域の原子力事業者間における協力協定、他のウラン加工事業者間との協力協定を記載している。】
	7-34	添7ロ(ロ)の第1図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の体制	—	—
	7-41	添7ロ(ハ)の第1表 重大事故に至るおそれがある事故時における初動体制及び参集後の各係(実施組織)の実施内容	—	【事業許可添7ロ(ロ)の添7ロ(ハ)の第1表は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時の要員の配置に示した防災組織がそろうまでの初動体制と防災組織要員参集後の実施組織の実施内容を示したものであり、説明表そのものを保安規定及び下部文書には記載していない】
22-18	129	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備すること、固縛等の転倒・飛散対策を講じること	(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じること
	7-39	(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備すること、固縛等の転倒・飛散対策を講じること	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じること	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時資機材点検要領」に上記事項を定める。】
	129	消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。 事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルート	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルート
	7-39	事故対処のために必要なアクセスルート	3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルート	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時資機材点検要領」に上記事項を定める。】
	7-39	添7ロ(ロ)の第2表に整備する資機材を、添7ロ(ロ)の第3表に主な資機材の保管場所を示す。 空中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止する半面マスクを着用することで、事故への対処が可能である。 火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具、防火衣等を整備する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 4 環境安全部長は、放射線障害防護用器具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 4 環境安全部長は、放射線障害防護用器具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。
22-18 (続き)	7-27～7-28	添7ロ(ロ)の第2表 資機材一覧	(非常時資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検	(基保-006「非常時の措置基準」) 5. 非常時資機材の整備(第85条) 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時資機材の保管状況の把握に努める。 第4表 非常時資機材(保安規定 第85条 別表21)
	7-29	添7ロ(ロ)の第3表 事故時の活動拠点及び資機材保管場所	別表21 非常時資機材(第85条関係)	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時資機材点検要領」、要保-373「巡視対応要領」、要保-375～要保-378 各部の巡視対応要領」に上記事項を定める。】
	7-35	添7ロ(ロ)の第2図 資機材保管場所とアクセスルート		
22-18 (続き)	129	資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面上に固縛したものとす。	(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルート
	7-39	資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面上に固縛したものとす。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルート	【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時資機材点検要領」に上記事項を定める。】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-18 (続き)	7-27～7-28 7-39	添7ロ(ロ)の第2表 資機材一覧 添7ロ(ロ)の第2表に整備する資機材を、添7ロ(ロ)の第3表に主な資機材の保管場所を示す。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。 各部長 は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。 別表21 非常時用資機材(第85条関係)	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-006「非常時の措置基準」) 5. 非常時用資機材の整備(第85条) 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。 第4表 非常時用資機材(保安規定 第85条 別表21) 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」、要保-373「巡視対応要領」、要保-375～要保-378 各部の巡視対応要領」に上記事項を定める。】
22-19	129 7-39	(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順書を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。	(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保安に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は 大規模損壊 に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】
	129 7-39	(i) 事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視点検等で入手することを手順書で規定する。 情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、要保-373「巡視対応要領」、要保-375～要保-378 各部の巡視対応要領、要保-185「個別異常・非常事象の応急措置要領」に上記事項を定める。】
	129 7-39	(ii) 火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ手順書において明確にする。 情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】
	129 7-39	(iii) 事故対処においては、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等に当たり、財産保護よりも安全最優先で実施する方針を手順書に規定する。 情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 4 所長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。	(要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」) 5. 事故対処活動 (2) 大規模損壊発生時における対処活動 環境安全部長は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模損壊が発生した場合は、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づき、事業所在所者の安否確認と救護を最優先しながら、重大事故に至るおそれがある事故発生時の対処活動を実施する。 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 4 所長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。
	129 7-39	(iv) 事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。 情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 5 環境安全部長は、事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて標準を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。	(要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 5 環境安全部長は、事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて標準を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】
	129 7-39	(v) 竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。 情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。	(要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。
	129 7-39	(vi) 大規模な自然災害(震度5弱以上の大地震等)の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。 情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 7 環境安全部長は、大規模な自然災害(震度5弱以上の大地震等)の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。	(要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 7 環境安全部長は、大規模な自然災害(震度5弱以上の大地震等)の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-20	130	(4)訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 教育・訓練の実施 1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (2) 要員に対する教育・訓練 1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」に上記事項を定める。】
	7-40	(4)訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。		
	130	訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。		
	7-40	訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 教育・訓練の実施 2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (2) 要員に対する教育・訓練 2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」に上記事項を定める。】
	130	(i) 教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 教育・訓練の実施 3 環境安全部長は、教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (2) 要員に対する教育・訓練 3 環境安全部長は、教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」に上記事項を定める。】
	7-40	(i) 教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。		
	130	(ii) 要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的(年1回以上)に実施し、事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。また、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 教育・訓練の実施 4 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的(年1回以上)に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。 5 環境安全部長は、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (2) 要員に対する教育・訓練 4 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的(年1回以上)に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。 5 環境安全部長は、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」に上記事項を定める。】
	7-40	(ii) 要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的(年1回以上)に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。また、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。		
	130	(iii) 実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 教育・訓練の実施 6 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材の標準を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (2) 要員に対する教育・訓練 6 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材の標準を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。 (3) 必要な電源その他資機材の配備
	7-40	(iii) 実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないことがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」に上記事項を定める。】
	130	(iv) 訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 教育・訓練の実施 7 環境安全部長は、訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (2) 要員に対する教育・訓練 7 環境安全部長は、訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」に上記事項を定める。】
	7-40	(iv) 訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。		
130	夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 教育・訓練の実施 8 環境安全部長は、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (2) 要員に対する教育・訓練 8 環境安全部長は、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」、基保-006「非常時の措置基準」、要保-188「非常時用資機材点検要領」に上記事項を定める。】	
7-40	夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。			
22-21	131	(二)大規模損壊への対応 大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。	(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。 (要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」) 2. 体制整備と要員の配置 13 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故等の発生時と同一の体制とする。
	7-42	(二)大規模損壊への対応 大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。		
	131	所在地域の原子力事業者間の協力協定による要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制についても、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。さらに、事故対処が長期化する場合における他のウラン加工事業者との協力協定による資機材の借用等の支援を受けられる体制についても、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。	15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制とする。 【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-006「非常時の措置基準」に上記事項を定める。なお、原災法に基づく原子力事業者防災業務計画に、大阪府域の原子力事業者間における協力協定、他のウラン加工事業者間との協力協定を記載している。】
	7-42	所在地域の原子力事業者間の協力協定による要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制についても、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。さらに、事故対処が長期化する場合における他のウラン加工事業者との協力協定による資機材の借用等の支援を受けられる体制についても、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-21 (続き)	131	大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該手順書に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 8 <u>環境安全部長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) <u>手順書の整備</u> 8 <u>環境安全部長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</u>
	7-42	大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該手順書に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。		【要保-362「重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」に上記事項を定める。】
	131	手順書には、消火活動等の手順等その他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 9 <u>環境安全部長は、標準には、消火活動等の手順等その他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</u>	1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 9 <u>環境安全部長は、標準には、消火活動等の手順等その他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</u>
	7-42	手順書には、消火活動等の手順等その他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。		【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】
	131	(1)大規模損壊発生時において大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること 屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、 <u>重大事故に至るおそれがある事故と同一とする。</u>	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 10 <u>環境安全部長は、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一とする。</u>	1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 10 <u>環境安全部長は、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一とする。</u>
	7-42	(1)大規模損壊発生時において大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること 屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、 <u>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。</u>		【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】
	131	(2)重大事故等の発生を防止するための対策 重大事故に至るおそれがある事故時の対策に加えて、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、 <u>集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</u>	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 11 <u>設備管理部長及び燃料製造部長は、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</u>	1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 11 <u>設備管理部長及び燃料製造部長は、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</u>
	7-42	(2)重大事故等の発生を防止するための対策 重大事故に至るおそれがある事故時の対策に加えて、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、 <u>集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</u>		【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】
	131	また、 <u>対策に必要な資機材の保管場所は、第2加工棟から離して分散して設置する。</u>	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 資機材の配備 9 <u>環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。設備管理部長及び燃料製造部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</u>	1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 9 <u>環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。設備管理部長及び燃料製造部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する</u>
	7-42	また、 <u>対策に必要な資機材の保管場所は、第2加工棟から離して分散して設置する。</u>		【要保-359「事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収」に上記事項を定める。】
	7-42	必要に応じて、所在地域の原子力事業所間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協定等による社外組織への支援を要請し、 <u>環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員及び資機材の借用その他必要な支援を受けて活動に当たる。</u>	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 要員の配置 13 <u>環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</u>	1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 13 <u>環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</u>
	131	(3)対策の実施に必要な情報の把握 大規模損壊が発生した状況を踏まえて、 <u>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備、要員の巡視点検により事象を把握する。</u> 加工施設内、敷地内の情報の把握は、 <u>照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</u>	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 手順書の整備 11 <u>所長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や要員の巡視・点検等により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</u>	1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (4) 手順書の整備 11 <u>所長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や要員の巡視・点検等により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</u>
	7-42	(3)対策の実施に必要な情報の把握 大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、 <u>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、添7ロ(ロ)の第4表に示す監視設備や要員の巡視点検により事象を把握する。</u> 加工施設内、敷地内の情報の把握については、 <u>照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</u>		【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」に上記事項を定める。】
	131	(4)教育・訓練 大規模損壊が発生した場合の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、 <u>事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的</u> に実施する。 大規模損壊発生を想定し、 <u>事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</u> 大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。	1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 教育・訓練の実施 10 <u>環境安全部長は、大規模損壊発生時の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的</u> に実施する。 11 <u>環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</u> 12 <u>環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</u>	1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (2) 要員に対する教育・訓練 10 <u>環境安全部長は、大規模損壊発生時の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的</u> に実施する。 11 <u>環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</u> 12 <u>環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</u>
	7-42	(4)教育・訓練 大規模損壊が発生した場合の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、 <u>事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的</u> に実施する。 大規模損壊発生を想定し、 <u>事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</u> 大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。		【要保-362「重大事故に至るおそれのある事故発生時又は大規模損壊発生時における活動要領」、基保-007「教育訓練基準」、要保-196「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に係る計画、実施、有効性評価及び改善要領」に上記事項を定める。】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等												
その他事業許可基準規則以外関係																
23-8	変更の内容	(4) 核燃料物質の貯蔵施設の変更 竜巻対策のため、第2加工棟に分析試料の貯蔵設備を新設するとともに、この新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、第2加工棟の試験開発試料の貯蔵施設の最大貯蔵能力を縮小する。	(核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長 は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (2) <u>別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</u> 別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (3) 第2加工棟 <table border="1" data-bbox="964 352 1656 472"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2加工棟</td> <td>濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</td> <td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン(注6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.083 ton-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.022 ton-U(注1)</td> </tr> </tbody> </table> (注6) 金属ウランは天然ウラン及び劣化ウランのみとする。	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	第2加工棟	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン(注6)			0.083 ton-U			0.022 ton-U(注1)	(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ①燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「 <u>臨界安全管理要領書(要保-001)</u> 」に定める。 ③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目的つきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 ⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域 (基保-032「加工施設の操作基準(品質保証部)」) 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ①品質保証部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 ②品質保証部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。 ③品質保証部長は、貯蔵施設の目的つきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④品質保証部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 ⑤品質保証部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力														
第2加工棟	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン(注6)														
		0.083 ton-U														
		0.022 ton-U(注1)														
23-11	変更の内容 41	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更 地震及び竜巻対策のため、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の放射性廃棄物を収納したドラム缶は、専用治具による連結固縛等により、転倒及び飛散を防止する。 表 安全機能を有する施設 第1廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵棟 第1加工棟 保管廃棄設備 耐震重要度分類(注1) (注1) 金属製容器は耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 4. 設計想定事象の発生時(地震) 手順書の整備 2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。 5. 設計想定事象の発生時(竜巻) 手順書の整備 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 9. 自然現象発生時(地震) (4) 手順書の整備 2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。 10. 自然現象発生時(竜巻) (4) 手順書の整備 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。 (OP-KC-TW-2194「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」) 4. 保安上の注意点 (5) ドラム缶の倒れ、落下等により廃棄物が漏洩しないように、次の点に注意する。 5) 耐震設計上、耐震強化型のパレット・スキッドを使用の際には耐震強化型固定治具、ワイヤースリング、シャックル等を使用して固縛する。従来型パレット・スキッドを使用の際には従来型固定治具を使用して固縛し、さらに倒壊防止柵を設置する。 (8) 作業中に竜巻襲来が想定された場合は、竜巻防護対策として以下の措置をとる。 1) 注意喚起フェーズの所内放送があった場合、30分以内に取り扱い中以外の固縛していないドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 2) 警戒態勢フェーズの所内放送があった場合、ただちに作業を中止し、30分以内に取り扱い中のドラム缶、使用済みフィルタ及び大型機械等を収納した金属製容器を治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。												
23-12	変更の内容	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更 地震及び竜巻対策のため、液体廃棄物の保管廃棄設備の安全性の向上を図り、第2廃棄物貯蔵棟を撤去し代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。	(放射性液体廃棄物) 第74条 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。	(基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 6. 保管方法(保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項) 6-2 放射性液体廃棄物(廃油等) 燃料製造部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。 また、液体廃棄物用のドラム缶が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を拡がらせないで回収、汚染除去が出来るような処置を施す。 図2 放射性廃棄物の保管場所 (要保-006「放射性廃棄物保管要領」) 2. 保管廃棄設備に係わる社内管理値 2-2 放射性液体廃棄物 放射性液体廃棄物に係わる社内管理値を第2表に、消防法上の危険物制限値を第3表に示す。第3表に示す危険物の種類ごとの制限値を遵守すること。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる社内管理値 【第2表に、第5廃棄物貯蔵棟の保管許容量を定める。】												

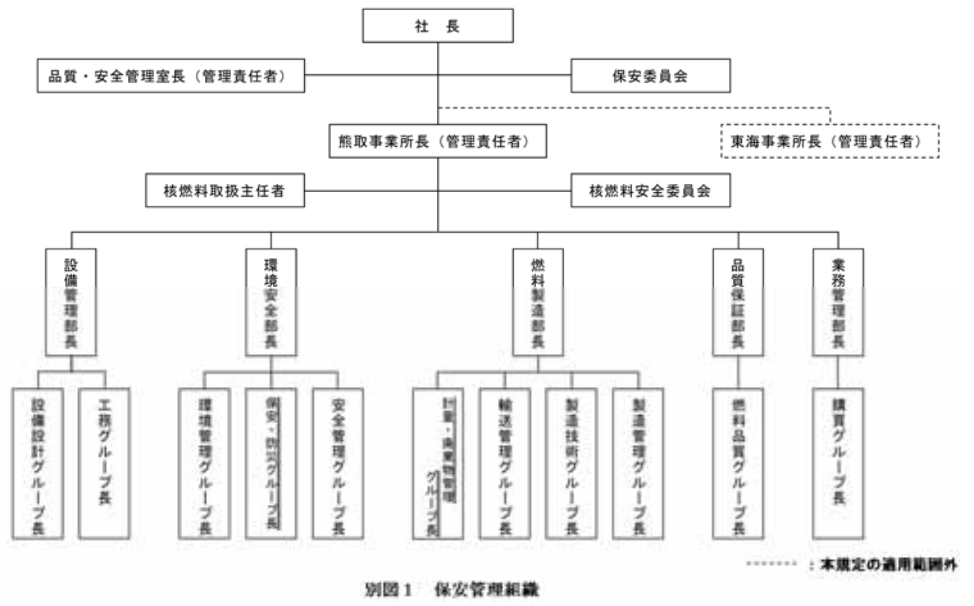
No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-15	変更の内容	(8) 主要な構造の変更 火災対策のため、第1～3貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の周辺にある敷地内の竹林を一部伐採する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 2. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、 <u>離隔距離を維持できるように延焼の可能性のある森林境界と加工施設との敷地内の草木を伐採し、管理する。</u>	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 (基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、 <u>離隔距離を維持できるように延焼の可能性のある森林境界と加工施設との敷地内の草木を伐採し、管理する。</u> (要保-364「火災防護計画」) 3. 加工施設の設計及び工事の方法並びに保全に関する火災防護の措置 (9) 外部火災の防護に係る対策 1) 離隔距離の維持 ① 当事業所の敷地に存在する竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、防護対象施設が鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料であるため、延焼の可能性は低い、7 m 以上の離隔距離を維持できるように延焼の可能性のある森林境界と防護対象施設との竹を伐採し、管理する。管理の方法として、防護対象施設から 7 m 以上離れた場所に柵等を設け目印とし、竹がこれを超えて防護対象設備側でないことを定期的に巡視等で確認し、竹がこれを超える又は超えるおそれがある場合には、竹を伐採する措置を講じる。 (要保-375「巡視実施要領(環境安全部)」) 別紙1 環境安全部の巡視ポイント、様式-1 環境安全部巡視チェックシート 敷地内 毎日巡視 ・防護対象施設(第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟)と防護対象施設から 7m の距離に設置した柵との間に、竹が生えたり倒れかかっているかないか。
23-28	変更の内容	(8) 主要な構造の変更 外部からの衝撃による損傷防止対策のため、第1 高压ガス貯蔵施設等を移設する。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 2. 設計想定事象の発生時(外部火災) 手順書の整備 7 設備管理部長及び燃料製造部長は、敷地内の危険物施設及び高压ガス貯蔵施設に対して、貯蔵する危険物量及び高压ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す <u>定めた配置を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。</u>	(基保-039「設計想定事象等対処活動基準」) 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 7 燃料製造部長は、 <u>想定火災源となる危険物施設及び想定爆発源となる高压ガス貯蔵施設について、添1図1の配置とし貯蔵量が最大貯蔵量を超えることがないように管理する。これにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。</u> 【危険物施設、高压ガス貯蔵施設の最大貯蔵量の制限は、事業許可添5リ(i)第1.6表及び事業許可添5リ(i)第1.8表に示した種類、数量を要保-364「火災防護計画」に制限値として定める。】
23-29	変更の内容	2. その他、以下のとおり本加工施設を変更する。 (1) 第1加工棟の加工施設を加工施設外の施設とする変更 ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1～3部品加工室)、第1部品加工室(同 第1～1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同 第1～4部品加工室)について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安(核規)第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。	【ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1～3部品加工室)、第1部品加工室(同 第1～1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同 第1～4部品加工室)を加工施設外に変更したことに伴う変更を保安規定内に反映した。】	【ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1～3部品加工室)、第1部品加工室(同 第1～1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同 第1～4部品加工室)を加工施設外に変更したことに伴う変更を下部規定内に反映する。】
23-30	変更の内容	2. その他、以下のとおり本加工施設を変更する。 (2) 核燃料物質の貯蔵施設に係る加工の方法の記載の変更 事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、第1加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室をとして輸送物に限った貯蔵施設にする。 加工施設のリスクの低減を図るため、最大貯蔵能力を78.2 ton-Uから47.6 ton-Uに削減する。	(核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長 は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (2) 別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。 別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係) (1)第1加工棟 <u>47.6 ton-U</u>	(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-1.5 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(第2開発室)」(要保-001)に定める。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (<u>を</u> 追加し、貯蔵能力として左記事項を記載する。) 【要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に <u>の貯蔵能力476000kg-Uと定める。</u> 】
23-31	変更の内容	2. その他、以下のとおり本加工施設を変更する。 (3) 核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更 加工施設のリスクの低減を図るため、第1～3貯蔵棟の酸化ウラン粉末、第2加工棟の酸化ウランペレット及び燃料棒の貯蔵施設の最大貯蔵能力を、それぞれ23.6 ton-Uから5.9 ton-Uに、41 ton-Uから38 ton-Uに、54 ton-Uから41 ton-Uに削減する。	(核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長 は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (2) 別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。 別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) <u>最大貯蔵能力 5.9 ton-U</u> <u>最大貯蔵能力 38 ton-U</u> <u>最大貯蔵能力 41 ton-U</u>	(基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」) 4-1.5 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(第2開発室)」(要保-001)に定める。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 (各室の貯蔵能力として左記事項を記載する。) 【要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に上記事項を定める。】
23-32	変更の内容	2. その他、以下のとおり本加工施設を変更する。 (4) 加工施設の設備・機器の撤去 加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟の燃料集合体の貯蔵設備(最大貯蔵能力1 ton-U)を撤去する。	別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (3)第2加工棟 削除	(基保-037「臨界安全管理基準」) 別表-1 臨界安全管理に係る核的制限値及びその遵守方法 (<u>燃料集合体保管ラックE型の記載を削除する。</u>)

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-33	変更の内容	2. その他、以下のとおり本加工施設を変更する。 (4) 加工施設の設備・機器の撤去 加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟()の試験開発設備及び貯蔵設備(最大貯蔵能力2 ton-U)を撤去する。 ()から第2-1作業支援室に部屋名称を変更する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 【保安規定内で()の試験開発設備及び貯蔵設備に係る記載を削除し、部屋名称で()となっていた記載は第2-1作業支援室に改めた】	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 【下部規定内で()の試験開発設備及び貯蔵設備に係る記載を削除し、部屋名称で()となっていた記載は第2-1作業支援室に改める】
	変更の内容	2. その他、以下のとおり本加工施設を変更する。 (4) 加工施設の設備・機器の撤去 第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。	【ダクトの閉止措置は、気体廃棄設備の工事として設工認対象として確認したため、保安規定に反映する箇所はない】	【ダクトの閉止措置は、気体廃棄設備の工事として設工認対象として確認したため、下部規定に反映する箇所はない】
	変更の内容	2. その他、以下のとおり本加工施設を変更する。 (4) 加工施設の設備・機器の撤去 発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。	(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長 は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。 別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備	(基保-009「放射性廃棄物管理基準」) 3. 保管廃棄物の取扱い 3-3 梱包(封入) ①各部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物登録手続きの際に金属製容器から取り出して、第2廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。 6. 保管方法 6-1 放射性固体廃棄物(通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物(液体を除くゴミ類)が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟()で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟()で保管する。 (OP-KC-TW-2084「放射性廃棄物減容(詰替)処理の作業方法・管理及び記録方法」) 7. 作業方法 (1) 詰替(固体廃棄物)の作業方法については表1に記載。 表1. 作業方法(固体廃棄物の詰替・詰合せ)
23-34	変更の内容	2. その他、以下のとおり本加工施設を変更する。 (5) 核的制限値の変更 最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。 最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。 実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。	(臨界安全管理) 第33条 各部長 は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。 別表4 臨界安全管理に係る制限値 【変更後の核的制限値を別表4に反映させている】	(基保-037「臨界安全管理基準」) 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 品質保証部長及び燃料製造部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(7)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)
23-35	変更の内容	2. その他、以下のとおり本加工施設を変更する。 (7) 記載の適正化 第2フィルム検査室の部屋名称を第2-2作業支援室に変更する。	【保安規定内の部屋名称で第2フィルム検査室となっていた記載は第2-2作業支援室に改めた】	【基保-037の別表-1は保安規定の別表4と同じとする。また、要保-107「加工施設の操作要領(燃料製造部)」に上記事項を定める。】 【下部規定内の部屋名称で第2フィルム検査室となっていた記載は第2-2作業支援室に改める】
23-36	工事計画	(熊原第2-003号 核燃料物質の加工事業変更許可申請書に係る変更届) 加工施設の工事計画 後半申請の加工施設では、適合確認を受けるまで核燃料物質を取り扱わないことを保安規定に定める。 後半申請の加工施設の停止期間中の施設の運転管理、維持管理についても、保安規定に定める。	(保全計画の策定) 第62条の6 各部長 は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。 施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定にあたっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその後(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。 (1) 点検計画 (2) 定期事業者検査の実施計画 (3) 設計及び工事の計画 (4) 巡視の計画 (5) 特別な保全計画	(基保-018「補修及び改造基準」) 4.4 保全計画の策定 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保全計画を策定する。 (要保-370「施設管理目標の策定及び運用要領」) 3.2.設備所管部各部の保全活動 設備所管部の各部長は、要保-389「加工施設の点検要領」に基づく点検、要保-386「加工施設の保全要領」に基づく設備保全(長期保全計画及び特別な保全計画を含む)、要保-373「巡視対応要領」に基づく巡視、基保-021「設計管理基準」に基づく設計及び工事、並びに要保-379「定期事業者検査対応要領」に基づく定期事業者検査の計画を立案し実施する。これら以外の保全活動を独自に実施して保全監視の対象とする場合は、要保-191「保安品質目標の策定及び運用要領」に基づく保安活動として計画を立案し実施してもよい。各部長は、保全活動の実施段階において、保全活動管理指標に影響し得る事象(故障、補修等)が発生した場合、その都度、要保-214-08「異常事象報告書作成要領」あるいは要保-101「保安に係わるトラブル・改善報告書の運用要領」に基づく評価改善を行う。各部長は、監視対象とする保全活動の計画を様式-2にまとめ、核燃料取扱主任者の審査印、設備管理部長の承認印及び所長の確認印を受ける。 【後半申請の施設に対する保全措置は、保全計画に定める。保全措置には後半申請の加工施設では、適合確認を受けるまで核燃料物質を取り扱わないことを含む】

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-37	2-4	<p>ハ、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>平成30年1月1日現在における熊取事業所の保安管理組織は、添2ハ(イ)の第1図に示すとおりである。</p> <p>これらの組織は、「核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく保安規定で定め、その定めた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に遂行する。</p> <p>本変更に係る設計及び工事並びに運転及び保守の主な業務については、施設の担当部（設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部）において実施する。</p> <p>保安に関する基本方針及び主要施設の設計及び工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき核燃料安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</p> <p>添2ハ(イ)の第1図 保安管理組織</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(保安活動を行う者の組織)</p> <p>第16条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。</p> <p>(1) 社長 (2) 所長（管理責任者） (3) 品質・安全管理室長（管理責任者） (4) 保安委員会（マネジメントレビュー） (5) 核燃料取扱主任者 (6) 核燃料安全委員会 (7) 業務管理部長 (8) 品質保証部長 (9) 燃料製造部長 (10) 環境安全部長 (11) 設備管理部長 (12) 購買グループ長 (13) 燃料品質グループ長 (14) 製造管理グループ長 (15) 製造技術グループ長 (16) 輸送管理グループ長 (17) 計量・廃棄物管理グループ長 (18) 安全管理グループ長 (19) 保安・防災グループ長 (20) 環境管理グループ長 (21) 工務グループ長 (22) 設備設計グループ長</p> <p>2. 前項の管理組織は、別図1に示すとおりとする。</p> <p>3. 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。 第1項の管理組織のうち、社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。 第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。 第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。 第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、第21条第4項に定める。</p> <p>4. 所長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長の指名する代行者がその職務を行う。 第1項の各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。 核燃料取扱主任者については、第18条第2項に定める。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」)</p> <p>3. 保安活動を行う組織、職務、責任及び権限</p> <p>3.1 組織</p> <p>3.1.1 組織</p> <p>核燃料物質の加工に関する保安を確保するための組織は、両事業所の保安規定若しくは保安品質保証計画書で定めているが、全体をまとめると次のとおりとなる。<u>それぞれの組織の関係を図1に示す。</u></p> <p>3.1.2 組織の任命、選任</p> <p>(1) 社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。 (2) 社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。 (3) 社長は、核燃料取扱主任者を選任する。 (4) 所長は、各グループ長を任命する。</p> <p>3.1.3 組織の代行者の指名、選任</p> <p>(1) 社長は、所長が出張、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。 (2) 社長は、核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他の事由により職務を遂行できない場合を考慮して、あらかじめその代行者を選任する。 (3) 所長は、各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。</p> <p>3.2 責任及び権限</p> <p>保安委員会、核燃料安全委員会以外の各組織の責任及び権限について、以下に示す。</p> <p>3.2.1 責任及び権限と職務の関係</p> <p>保安活動の目的は原子力安全の達成と維持であり、事業者は第一にこれを実現する責任がある。この責任を履行するため、原子力安全の観点から各組織の職務を定め、その責任履行、職務遂行に必要な権限（命令、指揮監督、決定、承認、勧告など）を付与する。</p> <p>3.2.2 各組織の責任及び権限</p> <p>社長及び品質・安全管理室長は保安品質保証に係る責任及び権限があり、それを表2に示す。所長、各部長及び各グループ長は保安品質保証及び加工事業許可の実務に係る責任及び権限があり、それらを表3（熊取事業所）に示す。</p> <p>表2 社長及び品質・安全管理室長の保安システム、保安活動に係る責任及び権限 表3 熊取事業所の保安システム、保安活動に係る責任及び権限 図1 保安管理組織（管理者）</p> <p>(基保-004「核燃料安全委員会基準」)</p> <p>1. 目的（保安規定第21条第1項）</p> <p>保安規定及び保安品質保証計画書に基づき、熊取事業所（以下「事業所」という）における核燃料物質等の加工に関する保安を確保すると共に、保安システムの改善のための情報交換のために、社長は核燃料安全委員会（以下「委員会」という）を置く。</p> <p>2. 所掌事項（保安規定第21条第2項）</p> <p>2-1 委員会は、事業所の保安に関し、次に掲げる事項について審議する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-37 (続き)	2-4 (続き)	<p>(再掲)</p> <p>ハ、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>平成30年1月1日現在における熊取事業所の保安管理組織は、添2ハ(イ)の第1図に示すとおりである。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく保安規定で定め、その定めた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に遂行する。</p> <p>本変更に係る設計及び工事並びに運転及び保守の主な業務については、施設の担当部（設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部）において実施する。</p> <p>保安に関する基本方針及び主要施設の設計及び工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき核燃料安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</p> <p>添2ハ(イ)の第1図 保安管理組織</p>	<p>青字：本申請事項</p> <p>アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 保安品質マネジメントシステムに係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条から第15条の3のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、保安品質マネジメントに係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質目標の設定及び第62条の2に基づき所長が定める施設管理目標に関する業務を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、購買グループ長が行う、物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。また、第83条に定める事業所防災組織の調達及び総務広報係が実施する事業所内外への連絡等の手順を標準に規定する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、燃料品質グループ長が行う分析作業及び燃料品質に係る検査作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を指揮監督する。また、第83条に定める事業所防災組織の施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造管理グループ長が行う核燃料の製造作業及び開発作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、製造技術グループ長が行う核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に係る技術支援、輸送管理グループ長が行う核燃料物質の受入れ及び払出し並びに周辺監視区域外への運搬作業並びに計量・廃棄物管理グループ長が行う放射性廃棄物の保管管理及び放射性廃棄物の処理作業並びに当該作業に係る設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに受入仕様の適合確認に関する業務を指揮監督する。また、第83条に定める事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収、施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長が行う臨界安全管理、保安・防災グループ長が行う教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理及び加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理並びに環境管理グループ長が行う放射線管理、放射性廃棄物の放出管理及び環境放射線モニタリング並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに管理区域への出入管理及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する業務を指揮監督する。また、第83条に定める事業所防災組織の技術係が実施する非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び事故拡大防止対策の検討、放管係が実施する被ばく管理、汚染管理、事業所内外の放射線管理、除染係が実施する除染、救護消火係が実施する消火活動等、情報1係が実施する通報・連絡、情報2係が実施する情報交換・相互協力、警備誘導係が実施する誘導、監視警戒等、施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに各部長から依頼を受けた施設の保全並びに設備設計グループ長が行う各部長から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を指揮監督する。また、第83条に定める事業所防災組織の工務係が実施する給排気設備の停止、非常用電源設備の起動及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等、施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(7) 購買グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 燃料品質グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業及び燃料品質に係る検査作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 製造管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(10) 製造技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に係る技術支援に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(11) 輸送管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(12) 計量・廃棄物管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、放射性廃棄物の保管管理及び放射性廃棄物の処理作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに受入仕様の適合確認に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(13) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査に関する業務を行う。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所</p> <p>アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(再掲)</p> <p>(保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」)</p> <p>3. 保安活動を行う組織、職務、責任及び権限</p> <p>3.1 組織</p> <p>3.1.1 組織</p> <p>核燃料物質の加工に関する保安を確保するための組織は、両事業所の保安規定若しくは保安品質保証計画書で定めているが、全体をまとめると次のとおりとなる。それぞれの組織の関係を図1に示す。</p> <p>3.1.2 組織の任命、選任</p> <p>(1) 社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。</p> <p>(2) 社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。</p> <p>(3) 社長は、核燃料取扱主任者を選任する。</p> <p>(4) 所長は、各グループ長を任命する。</p> <p>3.1.3 組織の代行者の指名、選任</p> <p>(1) 社長は、所長が出張、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。</p> <p>(2) 社長は、核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他の事由により職務を遂行できない場合を考慮して、あらかじめその代行者を選任する。</p> <p>(3) 所長は、各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。</p> <p>3.2 責任及び権限</p> <p>保安委員会、核燃料安全委員会以外の各組織の責任及び権限について、以下に示す。</p> <p>3.2.1 責任及び権限と職務の関係</p> <p>保安活動の目的は原子力安全の達成と維持であり、事業者は第一にこれを実現する責任がある。この責任を履行するため、原子力安全の観点から各組織の職務を定め、その責任履行、職務遂行に必要な権限（命令、指揮監督、決定、承認、勧告など）を付与する。</p> <p>3.2.2 各組織の責任及び権限</p> <p>社長及び品質・安全管理室長は保安品質保証に係る責任及び権限があり、それを表2に示す。所長、各部長及び各グループ長は保安品質保証及び加工事業許可の実務に係る責任及び権限があり、それらを表3（熊取事業所）に示す。</p> <p>表2 社長及び品質・安全管理室長の保安システム、保安活動に係る責任及び権限</p> <p>表3 熊取事業所の保安システム、保安活動に係る責任及び権限</p> <p>図1 保安管理組織（管理者）</p> <p>(基保-004「核燃料安全委員会基準」)</p> <p>1. 目的（保安規定第21条第1項）</p> <p>保安規定及び保安品質保証計画書に基づき、熊取事業所（以下「事業所」という）における核燃料物質等の加工に関する保安を確保すると共に、保安システムの改善のための情報交換のために、社長は核燃料安全委員会（以下「委員会」という）を置く。</p> <p>2. 所掌事項（保安規定第21条第2項）</p> <p>2-1 委員会は、事業所の保安に関し、次に掲げる事項について審議する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-37 (続き)	2-4 (続き)	<p>(再掲)</p> <p>ハ、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>平成30年1月1日現在における熊取事業所の保安管理組織は、添2ハ(イ)の第1図に示すとおりである。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく保安規定で定め、その定めた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に遂行する。</p> <p>本変更に係る設計及び工事並びに運転及び保守の主な業務については、施設の担当部（設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部）において実施する。</p> <p>保安に関する基本方針及び主要施設の設計及び工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき核燃料安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</p> <p>添2ハ(イ)の第1図 保安管理組織</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(14) 保安・防災グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理及び加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理に関する業務を行う。</p> <p>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び第21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。</p> <p>環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。</p> <p>(15) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、放射線管理、放射性廃棄物の放出管理及び環境放射線モニタリング並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに管理区域への出入管理及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(16) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、各部長から依頼を受けた施設の保全に関する業務を行う。</p> <p>(17) 設備設計グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、各部長から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を行う。</p> <p>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置（以下「設計想定事象等」に係る加工施設の保全に関する措置」という。）、異常時の措置、非常時の措置、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、施設管理、定期評価並びに記録及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>(再掲)</p> <p>(保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」)</p> <p>3. 保安活動を行う組織、職務、責任及び権限</p> <p>3.1 組織</p> <p>3.1.1 組織</p> <p>核燃料物質の加工に関する保安を確保するための組織は、両事業所の保安規定若しくは保安品質保証計画書で定めているが、全体をまとめると次のとおりとなる。それぞれの組織の関係を図1に示す。</p> <p>3.1.2 組織の任命、選任</p> <p>(1) 社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。</p> <p>(2) 社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。</p> <p>(3) 社長は、核燃料取扱主任者を選任する。</p> <p>(4) 所長は、各グループ長を任命する。</p> <p>3.1.3 組織の代行者の指名、選任</p> <p>(1) 社長は、所長が出張、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。</p> <p>(2) 社長は、核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他の事由により職務を遂行できない場合を考慮して、あらかじめその代行者を選任する。</p> <p>(3) 所長は、各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。</p> <p>3.2 責任及び権限</p> <p>保安委員会、核燃料安全委員会以外の各組織の責任及び権限について、以下に示す。</p> <p>3.2.1 責任及び権限と職務の関係</p> <p>保安活動の目的は原子力安全の達成と維持であり、事業者は第一にこれを実現する責任がある。この責任を履行するため、原子力安全の観点から各組織の職務を定め、その責任履行、職務遂行に必要な権限（命令、指揮監督、決定、承認、勧告など）を付与する。</p> <p>3.2.2 各組織の責任及び権限</p> <p>社長及び品質・安全管理室長は保安品質保証に係る責任及び権限があり、それを表2に示す。所長、各部長及び各グループ長は保安品質保証及び加工事業許可の実務に係る責任及び権限があり、それらを表3（熊取事業所）に示す。</p> <p>表2 社長及び品質・安全管理室長の保安システム、保安活動に係る責任及び権限</p> <p>表3 熊取事業所の保安システム、保安活動に係る責任及び権限</p> <p>図1 保安管理組織（管理者）</p> <p>基保-004「核燃料安全委員会基準」</p> <p>1. 目的（保安規定第21条第1項）</p> <p>保安規定及び保安品質保証計画書に基づき、熊取事業所（以下「事業所」という）における核燃料物質等の加工に関する保安を確保すると共に、保安システムの改善のための情報交換のために、社長は核燃料安全委員会（以下「委員会」という）を置く。</p> <p>2. 所掌事項（保安規定第21条第2項）</p> <p>2-1 委員会は、事業所の保安に関し、次に掲げる事項について審議する。</p>



別図1 保安管理組織

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-37 (続き)	2-4 (続き)	<p>(再掲)</p> <p>ハ、その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p><u>(4) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織平成 30 年 1 月 1 日現在における熊取事業所の保安管理組織は、添 2 ハ(イ)の第 1 図に示すとおりである。</u></p> <p><u>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 22 条第 1 項の規定に基づく保安規定で定め、その定めた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に遂行する。</u></p> <p><u>本変更に係る設計及び工事並びに運転及び保守の主な業務については、施設の担当部(設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部)において実施する。</u></p> <p><u>保安に関する基本方針及び主要施設の設計及び工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき核燃料安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</u></p> <p><u>添 2 ハ(イ)の第 1 図 保安管理組織</u></p>	<p>青字：本申請事項</p> <p>アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料安全委員会)</p> <p>第 2 1 条 <u>核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第 2 項から第 4 項及び第 22 条に記載する事項を定めた基準を定める。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所</p> <p>アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(再掲)</p> <p>(保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」)</p> <p>3. 保安活動を行う組織、職務、責任及び権限</p> <p>3.1 組織</p> <p>3.1.1 組織</p> <p>核燃料物質の加工に関する保安を確保するための組織は、両事業所の保安規定若しくは保安品質保証計画書で定めているが、全体をまとめると次のとおりとなる。<u>それぞれの組織の関係を図 1 に示す。</u></p> <p>3.1.2 組織の任命、選任</p> <p>(1) 社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。</p> <p>(2) 社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。</p> <p>(3) 社長は、核燃料取扱主任者を選任する。</p> <p>(4) 所長は、各グループ長を任命する。</p> <p>3.1.3 組織の代行者の指名、選任</p> <p>(1) 社長は、所長が出張、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。</p> <p>(2) 社長は、核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他の事由により職務を遂行できない場合を考慮して、あらかじめその代行者を選任する。</p> <p>(3) 所長は、各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。</p> <p>3.2 責任及び権限</p> <p>保安委員会、核燃料安全委員会以外の各組織の責任及び権限について、以下に示す。</p> <p>3.2.1 責任及び権限と職務の関係</p> <p>保安活動の目的は原子力安全の達成と維持であり、事業者は第一にこれを実現する責任がある。この責任を履行するため、原子力安全の観点から各組織の職務を定め、その責任履行、職務遂行に必要な権限(命令、指揮監督、決定、承認、勧告など)を付与する。</p> <p>3.2.2 各組織の責任及び権限</p> <p>社長及び品質・安全管理室長は保安品質保証に係る責任及び権限があり、それを表 2 に示す。所長、各部長及び各グループ長は保安品質保証及び加工事業許可の実務に係る責任及び権限があり、それらを表 3 (熊取事業所) に示す。</p> <p>表 2 社長及び品質・安全管理室長の保安システム、保安活動に係る責任及び権限</p> <p>表 3 熊取事業所の保安システム、保安活動に係る責任及び権限</p> <p>図 1 保安管理組織(管理者)</p>
23-37 (続き)	2-5	<p>(ロ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p><u>現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び工事並びに運転及び保守の対処が可能であるが、今後とも設計及び工事並びに運転及び保守を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るために、採用、必要な教育・訓練を行うとともに、各種資格取得の奨励によって、必要な技術者数と核燃料取扱主任者及び第 1 種放射線取扱主任者の有資格者数を継続的に確保し、配置する。</u></p>	<p>(資源の確保)</p> <p>第 1 0 条の 2 <u>所長は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表 19 に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。</u></p> <p><u>〔「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。〕</u></p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系(JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)</p> <p>(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>(要員の力量の確保及び教育訓練)</p> <p>第 1 0 条の 3 <u>所長又は各部長は、第 23 条及び第 24 条に定める教育・訓練により、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</u></p> <p>2. <u>各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u></p> <p>(2) <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。</u></p> <p>(3) <u>前号の措置の実効性を評価すること。</u></p> <p>(4) <u>要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u></p> <p>一 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>二 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>三 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(5) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p>	<p>(保社-1001「保安品質保証計画書」)</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>所長は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次の(1)～(4)の各項目に掲げる資源について、表 1 に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる、又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。〔「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。〕</p> <p>(1)要員</p> <p>(2)個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系(JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)</p> <p>(3)作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)</p> <p>(4)その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1)所長又は各部長は、要員が個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)を有することを、教育・訓練に関して定める基準(表 1 の「関連条項」6.2 の欄参照。)にのっとり実証し、各部長は確保した者を要員に充てる。</p> <p>(2)各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の a)～e)の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>a)要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b)要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>c)上記 b)号の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d)要員が、自らの個別業務について次の①～③に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>①保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>②保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>③原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-37 (続き)	2-6	<p>(ハ) 設計及び工事並びに運転及び保守の経験 (1) 設計及び工事の経験 加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事したことのある十分な経験を有する者が、加工施設の設計及び工事の業務に従事する。</p> <p>(ニ) 設計及び工事並びに運転及び保守の経験 (2) 運転及び保守の経験 加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事したことのある十分な経験を有する者が、加工施設の運転及び保守の業務に従事する。</p> <p>(ホ) 設計及び工事並びに運転及び保守の経験 (3) 経験の蓄積について 東海事業所との技術交流や国内研究機関への技術者の派遣を通して幅の広い業務を経験させること、熊取事業所で発生したトラブルに対応すること、及び東海事業所で発生したトラブルを含む国内外のトラブル情報を入手して熊取事業所への水平展開の必要性を技術的に検討することにより、設計及び工事並びに運転及び保守に関する経験の蓄積を継続的に実施している。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(資源の確保) 第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表19に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。 〔資源を明確に定め〕とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。〕</p> <p>(1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。） (3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。） (4) その他必要な資源</p> <p>(要員の力量の確保及び教育訓練) 第10条の3 所長又は各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練により、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>2. 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 (2) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。 (3) 前号の措置の実効性を評価すること。 (4) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。 一 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 二 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 三 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 (5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(保社-1001「保安品質保証計画書」) 6. 資源の管理 6.1 資源の確保 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次の(1)～(4)の各項に掲げる資源について、表1に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる、又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。〔資源を明確に定め〕とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。〕</p> <p>(1)要員 (2)個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。） (3)作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。） (4)その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (1)所長又は各部長は、要員が個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）を有することを、教育・訓練に関して定める基準（表1の「関連条項」6.2の欄参照。）にのっとり実証し、各部長は確保した者を要員に充てる。 (2)各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次のa)～e)の各号に掲げる業務を行う。 a)要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b)要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。 c)上記b)号の措置の実効性を評価すること。 d)要員が、自らの個別業務について次の①～③に掲げる事項を認識しているようにすること。 ①保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 ②保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 ③原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>
23-37 (続き)	2-7	<p>(ホ) 技術者に対する教育・訓練 設計及び工事並びに運転及び保守に携わる技術者に対して、担当する職務の遂行に必要なとなる知識及び技術・技能の習得、維持及び向上を図るため、毎年度、関係法令及び保安規定、臨界、加工施設の構造、性能及び操作、放射線管理、核燃料物質の取扱い、非常の場合に採るべき措置、品質保証に関する教育や実地訓練を計画して実施する。</p> <p>これまでのラン加工事業を通じて培われてきた技術的能力を継承するため、経験を有する技術者による教育や実地訓練を行うとともに、技術者が担当する職務の遂行に必要な力量を明確にし、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p>技術力育成のため、次のような技術的能力の向上に努め、施設の運転、保守等を確実に行う。</p> <p>(1)外部の教育機関等において実施する研修や大学等における公開講座等の様々な研修に積極的に参加させ、技術的能力の向上に努める。</p> <p>(2)加工施設の運転及び保守に従事する者については、技能の習熟を図るため、操作及び保守の熟練者を講師及び評価者に選任し、実地訓練の補佐を通して徹底した教育を実施し、定期的に保安・品質に係る水準を満たしているかどうかを公平に評価・認定する制度を採用する。</p> <p>(3)核燃料取扱主任者及び第1種放射線取扱主任者等の公的資格取得の奨励制度を設ける。</p> <p>(4)安全・保安、品質保証、品質管理及び倫理に関する教育についても、熊取事業所内若しくは外部の専門家を講師として選出し、経験等に応じて教育内容を勘案して継続的に社内研修を実施する。</p>	<p>(力量、教育・訓練及び認識) 第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する基準を定める。</p> <p>(設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練) 第24条 環境安全部長は、第25条及び第81条に定める各基準に基づいて、従業員等に対する訓練として、設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練について、計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p>	<p>(基保-007「教育訓練基準」) 4. 加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練（保安規定第23条） 4-1 加工施設の操作に関する教育・訓練 各部長は、加工施設の操作員とその操作に係る機器操作手順等の習得すべき事項を作業標準、作業手順書等にあらかじめ定めておかなければならない。各部長は、担当グループ長に指示をして加工施設の操作員に必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように、あらかじめ加工施設の操作及び管理に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度該当する要員に対する教育・訓練を実施させなければならない。詳細は、要保-384「教育訓練実施要領」に定める。 4-2 加工施設の管理に関する教育・訓練 各部長は、4.1の保安教育のほかに、あらかじめ使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、検査員を認定する。詳細は、基保-018「補修及び改造基準」に定める。 5. 緊急作業についての教育・訓練（保安規定第23条第4項（1）別表1の2（第23条関係）） 特別緊急作業を含む緊急作業に従事する者は、あらかじめ緊急作業についての教育・訓練を受けなければならない。詳細は、要保-384「教育訓練実施要領」に定める。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-38	2-6	<p>(二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p><u>当社の設計及び運転並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」及び関係法令に基づく品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>当社は、文書化された品質保証計画書に基づき、社長をトップマネジメントとし、実施部門である熊取事業所の設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部、並びに監査部門である本社品質・安全管理室にて品質保証体制を構築する。</u></p> <p><u>社長は、品質保証活動の実施に関する責任と権限を有し、品質方針を策定し、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u></p> <p><u>この品質保証活動には、安全文化を醸成する活動を行う仕組みを含める。</u></p> <p><u>社長は、品質マネジメントシステムを有効に運営するために、所長及び品質・安全管理室長を、その責任と権限を有する管理責任者に任命する。</u></p> <p><u>管理責任者は、社長を補佐し、品質保証計画書の制定に当たって、品質・安全管理室がこれを起案し、所長及び品質・安全管理室長が審査する。</u></p> <p><u>所長は、管理責任者として、品質マネジメントシステムを運営し、成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について社長に報告する。</u></p> <p><u>設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部の各部長は、品質方針に基づき品質目標を作成し、所長はその内容が妥当であることを確認する。</u></p> <p><u>個々の業務における品質保証活動は、業務に対する要求事項を満足するように定めた品質目標に基づき、各部長が責任をもって実施し、必要な記録を残すことにより品質マネジメントシステムの効果的運用に努める。</u></p> <p><u>品質・安全管理室長は、管理責任者として、実施部門と独立した立場で内部監査を計画し、内部監査の詳細手順として、監査員の選定基準、監査の基準及び方法を定め、監査対象部門以外の監査員に年1回以上の内部監査を実施させ、監査の結果を社長へ報告する。</u></p> <p><u>品質・安全管理室長は、品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行う。</u></p> <p><u>社長は、品質保証活動の有効性を継続的に改善することに関する責任と権限を有し、品質保証活動に係る品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、マネジメントレビューとして、年1回以上マネジメントレビュー会議（保安委員会）を開催する。</u></p> <p><u>品質・安全管理室長はマネジメントレビュー会議（保安委員会）の事務局として、資料の取りまとめ、会議の進行、マネジメントレビュー結果の記録等を行う。</u></p> <p><u>マネジメントレビューでは、管理責任者は、品質目標の実施状況及び内部監査計画・結果他を報告し、社長は、それをレビューし、品質保証活動の有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>当社の設計及び工事を適確に遂行するため、設計に関する要求事項を明確にし、設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部が必要な製品及び役務を調達する。</u></p> <p><u>供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう、調達に関する要求事項を明確に提示し、供給者に対する監査等により品質保証活動の実施状況の確認及び改善を図る。</u></p> <p><u>検査・試験等により調達製品等が要求事項を満足していることを確認する。</u></p> <p><u>運転及び保守を適確に遂行するため、運転管理、保守管理等において、関係法令の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、必要に応じて改善を行う。</u></p> <p><u>不適合が発生した場合は、不適合の原因を明確にし、原因を除去する等の処置を行う。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動については、</p> <p>第4条 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項、</p> <p>第5条 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ、</p> <p>第6条 保安品質方針、</p> <p>第7条 保安品質目標、</p> <p>第8条 マネジメントレビュー、</p> <p>第9条 マネジメントレビューに用いる情報、</p> <p>第10条 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置、</p> <p>第11条 個別業務に必要なプロセスの計画、</p> <p>第12条 設計・開発計画、</p> <p>第13条 保安内部監査、</p> <p>第14条 不適合の管理、</p> <p>第15条 是正処置等、</p> <p>第25条 加工施設の操作に係る計画及び実施、</p> <p>第26条 加工施設の操作に係る評価及び改善、</p> <p>第38条 放射線管理に係る計画及び実施、</p> <p>第39条 放射線管理に係る評価及び改善、</p> <p>第58条 施設管理に係る計画及び実施、</p> <p>第59条 施設管理に係る評価及び改善、</p> <p>第66条 核燃料物質の管理に係る計画及び実施、</p> <p>第67条 核燃料物質の管理に係る評価及び改善、</p> <p>第71条 放射性廃棄物管理に係る計画及び実施、</p> <p>第72条 放射性廃棄物管理に係る評価及び改善、</p> <p>第81条 非常時の措置に係る計画及び実施、</p> <p>第82条 非常時の措置に係る評価及び改善、</p> <p>第94条 定期評価に係る計画及び実施、</p> <p>第95条 定期評価に係る評価及び改善、</p> <p>第96条 加工施設の定期的な評価、</p> <p>第97条 記録、</p> <p>第98条 報告、</p> <p>別図4 保安活動関連文書階層図、</p> <p>別表18 保安に関する記録、</p> <p>別表19 保安規定条項と規則、基準の関係、</p> <p>に規定する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(保社-1001「保安品質保証計画書」)</p> <p>1.目的</p> <p>本保安品質保証計画書（以下「本計画書」という。）は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」（以下「品質管理基準規則の解釈」という。）に基づき、安全文化を育成及び維持する活動を行う仕組みを含めて、核燃料施設の安全を確保するための活動（以下「保安活動」という。）に関する保安品質マネジメントシステムの基本的事項を定め、もって熊取事業所及び東海事業所の原子力安全を達成・維持・向上することを目的とする。</p> <p>なお、この保安活動には、関係法令並びに熊取事業所及び東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の遵守に関する活動を含む。</p> <p>また、本計画書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第14条第1項第4号を踏まえ、核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2において求められている保安品質マネジメントシステムに基づく保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、保安品質マネジメントシステムの改善を継続して行うことを文書化したものである。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-39	2-8	<p>(ハ) 有資格者等の選任及び配置 熊取事業所では、法に基づき社長が核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質等の取扱い業務に3年以上従事した者から核燃料取扱主任者及びその代行者を選任するとともに、核燃料物質等の取扱いに従事する者、及び施設の運転又は管理に従事する者への保安のために必要な指導・助言等、その職務が適切に遂行できるよう、設計及び工事並びに運転及び保守の業務から独立した立場として配置する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任) 第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の管理組織（これらの指揮監督を受ける者を含む。）とは兼任しないものとする。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務) 第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に履行する。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。 (2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。 (3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。 (4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。 (5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。 (6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。 (7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。 (8) 第12章に示す記録を確認すること。 (9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。 一 保安教育の計画、設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動（以下「設計想定事象等対処活動」という。）訓練の計画及び非常事態に対処するための訓練（以下「非常時訓練」という。）の計画 二 保全計画 ・ 点検計画 ・ 定期事業者検査の実施計画 ・ 設計及び工事の計画 ・ 特別な保全計画 三 (工事) 作業計画 四 製造計画 (10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各標準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。 (11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>(意見等の尊重) 第20条 核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた社長、所長又は品質・安全管理室長は、その意見を尊重する。</p> <p>2. 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者が第19条第1項(3)に基づき行った指示に従う。 3. 施設の運転又は管理に従事する者は、核燃料取扱主任者より指導・助言を受けた場合は、その指導・助言を十分に尊重する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」) 3.保安活動を行う組織、職務、責任及び権限 3.1 組織 3.1.1 組織 核燃料物質の加工に関する保安を確保するための組織は、両事業所の保安規定若しくは保安品質保証計画書で定めているが、全体をまとめると次のとおりとなる。 熊取事業所 2) 核燃料取扱主任者 3.2 責任及び権限 3.2.2 各組織の責任及び権限 所長、各部長及び各グループ長は保安品質保証及び加工事業許可の実務に係る責任及び権限があり、それらを表3（熊取事業所）に示す。 表3 熊取事業所の保安システム、保安活動に係る責任及び権限 表3-2（熊取）核燃料取扱主任者責任 ①保安システムの実施による原子力安全管理レベルの継続的向上 ②所の加工施設の保安（原子力安全）の監督、具申、指導等による原子力安全の向上 ③使用前事業者検査及び定期事業者検査結果の確認 権限 a)社長への意見具申 b)所長、品質・安全管理室長への意見具申 c)関係者への指示、指導・助言 d)各種文書の審査 e)核燃料安全委員会委員の指名</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-40	<p>V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p>	<p>V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>イ. 総則 (i) 目的 (u) 定義 (n) 適用範囲</p> <p>ロ. 保安品質マネジメントシステム (i) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (u) 保安品質マネジメントシステムの文書化 (n) 保安品質マニュアル (c) 文書の管理 (k) 記録の管理</p> <p>ハ. 経営責任者等の責任 (i) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ (u) 原子力の安全の確保の重視 (n) 保安品質方針 (c) 保安品質目標 (k) 保安品質マネジメントシステムの計画 (v) 責任及び権限 (t) 保安品質マネジメントシステム管理責任者 (f) 管理者 (j) 組織の内部の情報の伝達 (x) マネジメントレビュー (h) マネジメントレビューに用いる情報 (7) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>ニ. 資源の管理 (i) 資源の確保 (u) 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (i) 個別業務に必要なプロセスの計画 (u) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 (n) 個別業務等要求事項の審査 (c) 組織の外部の者との情報の伝達等 (k) 設計・開発計画 (v) 設計・開発に用いる情報 (t) 設計・開発の結果に係る情報 (f) 設計・開発レビュー (j) 設計・開発の検証 (x) 設計・開発の妥当性確認 (h) 設計・開発の変更の管理 (7) 調達プロセス (j) 調達物品等要求事項 (h) 調達物品等の検証 (d) 個別業務の管理 (7) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (h) 識別管理 (7) トレーサビリティの確保 (7) 組織の外部の者の物品 (k) 調達物品の管理 (7) 監視測定のための設備の管理</p> <p>ヘ. 評価及び改善 (i) 監視測定、分析、評価及び改善 (u) 組織の外部の者の意見 (n) 保安内部監査 (c) プロセスの監視測定 (k) 機器等の検査等 (v) 不適合の管理 (t) データの分析及び評価 (f) 継続的な改善 (j) 是正処置等 (x) 未然防止処置</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するための事項については、</p> <p>第3条の3 保安品質マネジメントシステムの目的、</p> <p>第3条の4 定義、</p> <p>第3条の5 保安品質マネジメントシステムの適用範囲、</p> <p>第4条 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項、</p> <p>第4条の2 保安品質マネジメントシステムの文書化、</p> <p>第4条の3 保安品質マニュアル、</p> <p>第4条の4 文書の管理、</p> <p>第4条の5 記録の管理、</p> <p>第5条 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ、</p> <p>第5条の2 原子力の安全の確保の重視、</p> <p>第6条 保安品質方針、</p> <p>第7条 保安品質目標、</p> <p>第7条の2 保安品質マネジメントシステムの計画、</p> <p>第7条の3 責任及び権限、</p> <p>第7条の4 保安品質マネジメントシステム管理責任者、</p> <p>第7条の5 管理者、</p> <p>第7条の6 組織の内部の情報の伝達、</p> <p>第8条 マネジメントレビュー、</p> <p>第9条 マネジメントレビューに用いる情報、</p> <p>第10条 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置、</p> <p>第10条の2 資源の確保、</p> <p>第10条の3 要員の力量の確保及び教育訓練、</p> <p>第11条 個別業務に必要なプロセスの計画、</p> <p>第11条の2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項、</p> <p>第11条の3 個別業務等要求事項の審査、</p> <p>第11条の4 組織の外部の者との情報の伝達等、</p> <p>第12条 設計・開発計画、</p> <p>第12条の2 設計・開発に用いる情報、</p> <p>第12条の3 設計・開発の結果に係る情報、</p> <p>第12条の4 設計・開発レビュー、</p> <p>第12条の5 設計・開発の検証、</p> <p>第12条の6 設計・開発の妥当性確認、</p> <p>第12条の7 設計・開発の変更の管理、</p> <p>第12条の8 調達プロセス、</p> <p>第12条の9 調達物品等要求事項、</p> <p>第12条の10 調達物品等の検証、</p> <p>第12条の11 個別業務の管理、</p> <p>第12条の12 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認、</p> <p>第12条の13 識別管理、</p> <p>第12条の14 トレーサビリティの確保、</p> <p>第12条の15 組織の外部の者の物品、</p> <p>第12条の16 調達物品の管理、</p> <p>第12条の17 監視測定のための設備の管理、</p> <p>第12条の18 監視測定、分析、評価及び改善、</p> <p>第12条の19 組織の外部の者の意見、</p> <p>第13条 保安内部監査、</p> <p>第13条の2 プロセスの監視測定、</p> <p>第13条の3 機器等の検査等、</p> <p>第14条 不適合の管理、</p> <p>第14条の2 データの分析及び評価、</p> <p>第14条の3 継続的な改善、</p> <p>第15条 是正処置等、</p> <p>第15条の2 未然防止処置、</p> <p>に規定する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(保社-1001「保安品質保証計画書」)</p> <p>1. 目的 2. 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 2.1 適用組織 2.2 適用規則及び参照規格 3. 定義</p> <p>4. 保安品質マネジメントシステム 4.1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 4.2 保安品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 4.2.2 保安品質マニュアル 4.2.3 文書の管理 4.2.4 記録の管理</p> <p>5. 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 5.2 原子力の安全の確保の重視 5.3 保安品質方針 5.4 施設管理方針 5.5 計画 5.5.1 保安品質目標 5.5.2 施設管理目標 5.5.3 保安品質マネジメントシステムの計画 5.6 責任、権限及びコミュニケーション 5.6.1 責任及び権限 5.6.2 保安品質マネジメントシステム管理責任者 5.6.3 管理者 5.6.4 組織の内部の情報の伝達 5.7 マネジメントレビュー 5.7.1 一般 5.7.2 マネジメントレビューに用いる情報 5.7.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>6. 資源の管理 6.1 資源の確保 6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 7.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 7.2.1 個別業務等要求事項の明確化 7.2.2 個別業務等要求事項の審査 7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 7.3 設計・開発管理 7.3.1 設計・開発計画 7.3.2 設計・開発に用いる情報 7.3.3 設計・開発の結果に係る情報 7.3.4 設計・開発レビュー 7.3.5 設計・開発の検証 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 7.3.7 設計・開発の変更の管理 7.4 調達管理 7.4.1 調達プロセス 7.4.2 調達物品等要求事項 7.4.3 調達物品等の検証 7.5 個別業務及び物品等の管理 7.5.1 個別業務の管理 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保 7.5.4 組織の外部の者の物品 7.5.5 調達物品の管理 7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善 8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 保安内部監査 8.2.3 プロセスの監視測定 8.2.4 機器等の検査等 8.3 不適合の管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 改善 8.5.1 継続的な改善 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置 8.5.4 根本原因分析</p>